

令和 8 年度

整備主任者・検査員研修 法令研修

【沖縄版】

令和 8 年度 整備主任者・検査員 法令研修（沖縄）

目 次

整備関係

1. 沖縄管内における自動車保有車両台数推移、令和 7 年度街頭検査実施状況	1
2. 継続 O S S 利用状況、継続検査 O S S の概要	2
3. 記録事務等代行制度とは	3
4. 自動車整備事業の現況、指定自動車整備工場の監査結果等	6
5. 検査機器等による保安基準の判定基準について	10
6. 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表	20
7. 記録簿の記載方法、特定整備記録簿記載例	22

参考資料

1. 令和 10 年 1 月から紙の保安基準適合証の原則「廃止」について	25
2. 各アップデートの解説	26
3. 指定整備記録簿の記載要領一部改正について	36
4. 指定工場における O B D 検査の判定フロー	38
5. O B D 検査関係通達等、検査用機器の変更届出について	39
6. 整備部門からのご協力のお願い	59
7. 自動車整備士の仕事（パンフレット）	67
8. 継続検査に係る広告等料金表示の適正化等について（景品表示法ガイドブック）	71

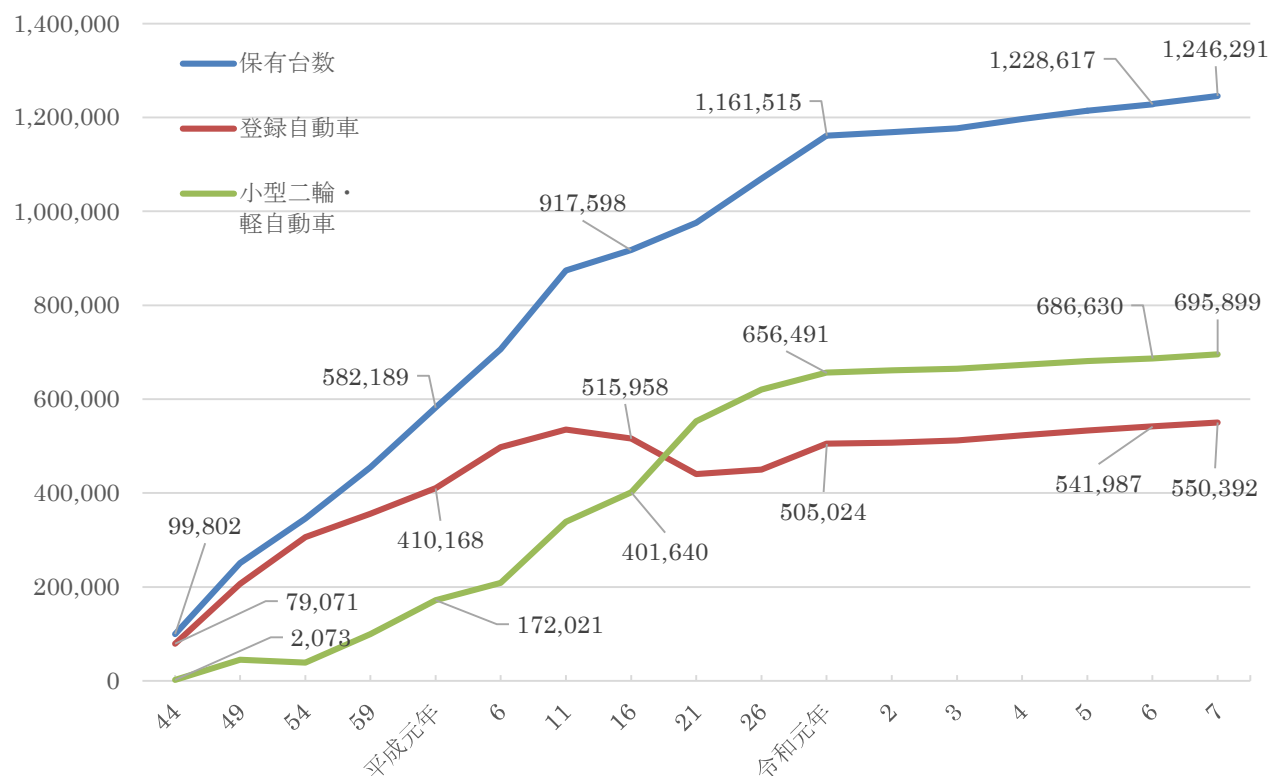
審査事務規程関係

1. 審査事務規程の一部改正について（第 6 4 次改正）	74
2. 審査事務規程の一部改正について（第 6 6 次改正）	77
3. 審査事務規程の一部改正について（第 6 8 次改正）	80
4. 審査事務規程の一部改正について（第 7 2 次改正）	88
5. 審査事務規程の一部改正について（第 7 4 次改正）	92
6. 自動車技術総合機構からのお知らせ	93

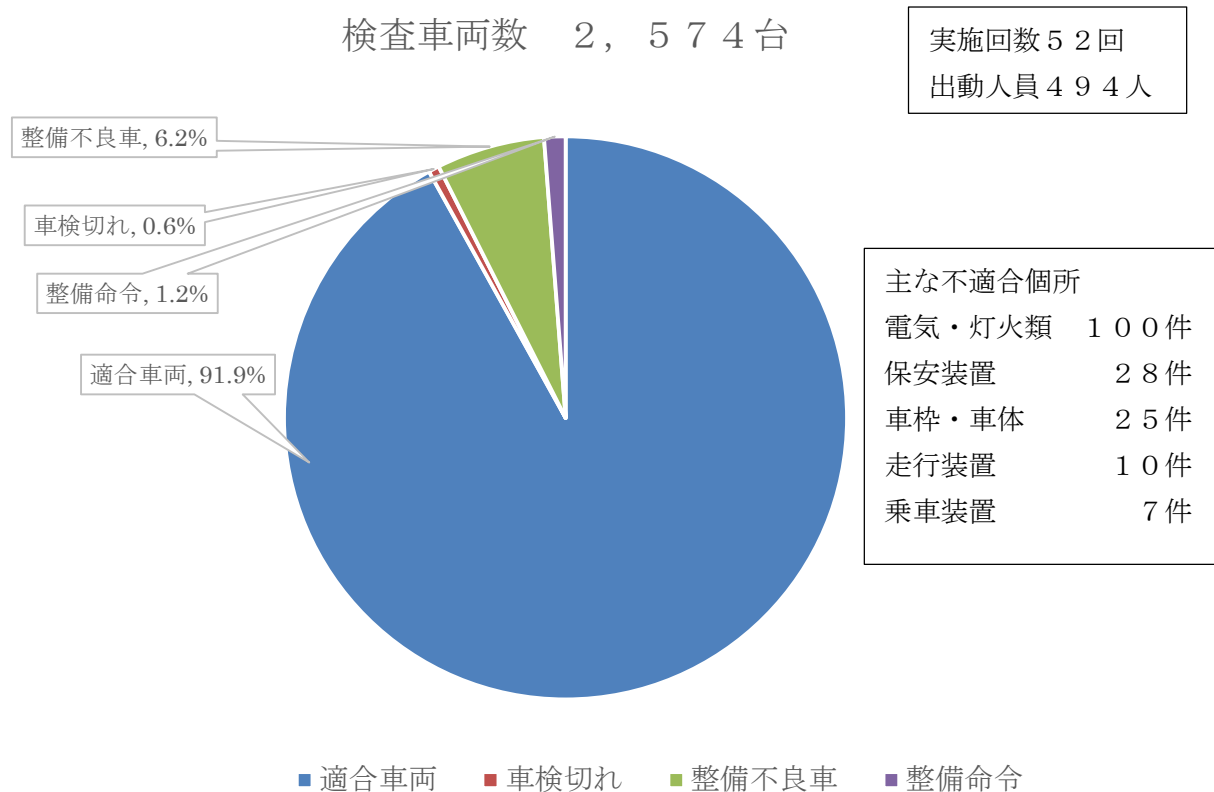
軽自動車関係

1. O B D 検査の開始について	107
2. 軽自動車の次回重量税照会サービスについて	109
3. 指定継続申請の際のお願いについて	110
4. 軽自動車 O S S（新車・継続検査（指定整備））について	112
5. すべての申請へのお願いについて	115
6. 申請書類提出順序のお願いについて、軽自動車の年次検査について	116
7. ドライブオンリフトによる下回り検査のハンドル操作の手順について	118
8. 構内事故防止のご協力のお願い	119
9. 構内事故防止強化月間について（令和 8 年 5 月）	120
10. 構内駐車場レイアウト変更について	121

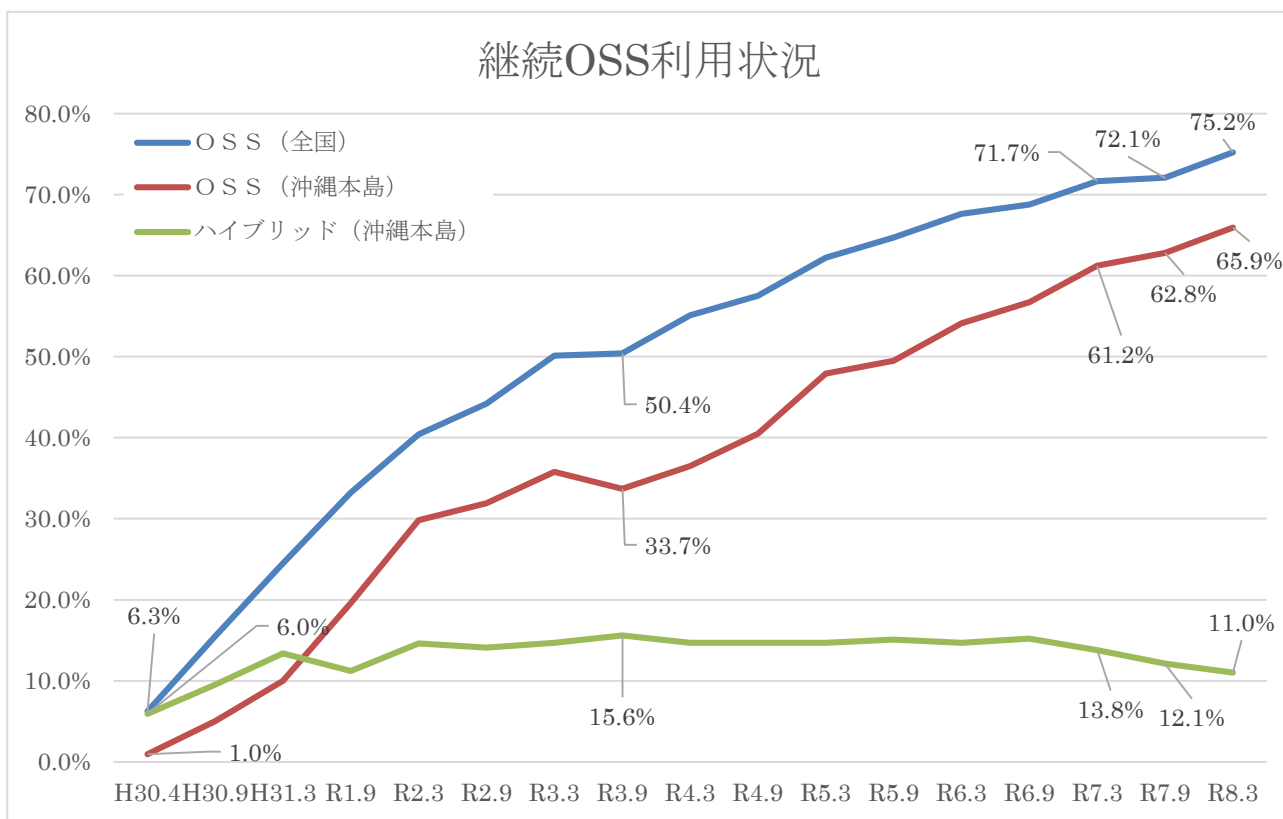
●沖縄管内における自動車保有車両台数推移



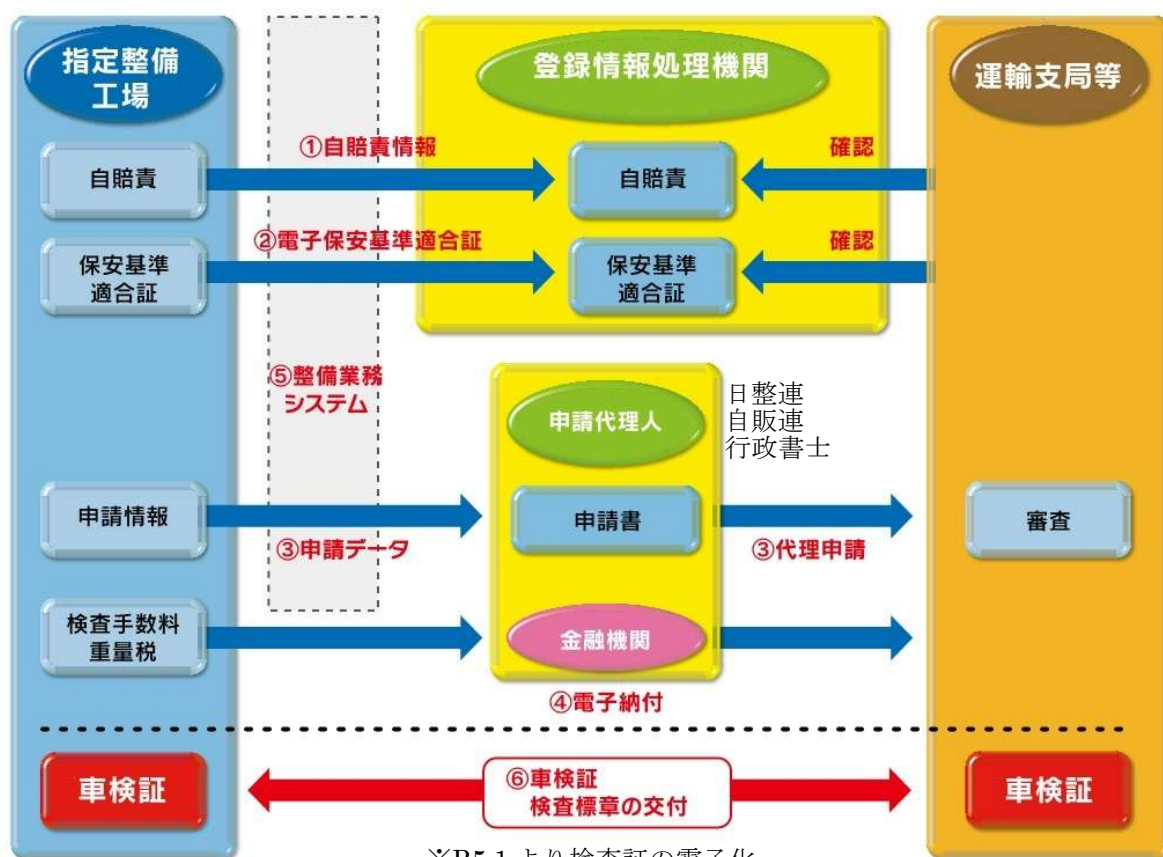
●令和 7 年度街頭検査実施状況（沖縄県内）



●継続 OSS 利用状況



継続検査OSSの概要



「記録事務等代行制度」とは

車検証の電子化による陸運事務所等への来庁不要を実現するため、陸運事務所長等から委託を受けた記録等事務代行者による電子車検証の更新及び検査標章(車検ステッカー)の印刷を可能とする制度です。

本サービスを通じて車検証書換等事務を実施することにより、国の審査を経た車検証情報の書き換えが可能となりました。



制度の対象者

記録等事務代行者になれる方はこちら。対象手続は事業者によって異なります。

① 代行業務ができる手続について



「記録等事務代行者になるには」

特定記録等事務の委託を受けるには陸運事務所長（軽自動車の記録事務委託を受ける場合は軽自動車検査協会）の承認を受ける必要があります。

「記録事務代行ポータル」より記録事務代行者になるための申請を行うことができます。

1 委託申請

2 承認

3 アプリダウンロード

4 利用開始

申請の流れ

申請は約10分で完了！概ね30日で審査は完了します。



利用規約を確認・同意



メールアドレスを登録すると、申請を行うための案内URLが届く



URLへアクセスして申請書の作成等を行い、送信完了

① 検索

記録事務代行ポータル

すべて

検索

画像

動画

地図

ニュース

COPILOT

さらに表示

約 85,500 件の結果

mlit.go.jp

https://www.kirokuimu-portal.mlit.go.jp/

記録事務代行ポータル

② クリック

記録事務代行ポータルは、自動車検査証の更新手続きにおける書き換え業務を行政機関に代わり、記録等事務代行者が行える仕組みです。代行者になる申請はこのサイトで簡単にでき、ア...

記録事務代行サービス | 事...

電子車検証の特設サイトです。事業者の...

記録事務委託制度 - 中国運輸...

車検証の電子化による運輸支局等への出...

自動車：記録等事務委託制...

下記、「委託要領」や「委託要領の運用...

電子車検証特設サイト

電子車検証の特設サイトです。令和5年1...

③ 「代行者になる申請をする」
をクリック

記録事務代行ポータル

トップ / 代行者になる / 申請要領 / Q&A / お問い合わせ

代行者になる申請をする



「記録事務代行サービス」が使用出来ないケース

以下の場合は、記録事務代行又は**OSS**申請が行えず、陸運事務所又は軽自動車検査協会へ、車検証及び納税証明書等の書面を持参する必要があります。

- ・**納税確認**が電子的に確認出来ない場合（Yナンバー、Aナンバー等）
- ・**放置駐車違反金**の支払いが電子的に確認出来ない場合
- ・有効な**ダンブ自重計技術基準適合証**を指定整備工場で確認出来ない場合
- ・**特定リコール対象（タカタ製エアバッグ）**で改修済であることを電子的に確認出来ない場合（OSS申請も不可）
- ・国、自治体、一部独立行政法人の**公用車**で、手数料無料、自動車税非課税等に該当する場合
（OSS申請も不可、ただし官職証明書、職責証明書によって電子署名が付与された委任状が入手できる場合を除く。）
- ・電子化されていない自賠責、紙の車検証、**「無効」な電子車検証※**の場合
※ICチップが破損している等で、ICタグリーダーで読み込み不可の電子車検証

自動車検査証 自動車検査証番号又は原車番号		検査年月日 令和 4 年 7 月 8 日		原車製造国 日本国	
台帳番号 品目 299 3 1234		検査台帳番号 品目 299 3 1234		車体の形式 乗用自動車	
製造国 日本国		検査国 日本国		車体の形式 乗用自動車	
製造年 2022		検査年 2022		車体の形式 乗用自動車	
製造月 7		検査月 7		車体の形式 乗用自動車	
製造日 2022.07.08		検査日 2022.07.08		車体の形式 乗用自動車	
製造場所 東京都中央区		検査場所 東京都中央区		車体の形式 乗用自動車	
製造者 株式会社		検査者 東京都中央区		車体の形式 乗用自動車	
製造者名 株式会社		検査者名 東京都中央区		車体の形式 乗用自動車	
製造者住所 東京都中央区		検査者住所 東京都中央区		車体の形式 乗用自動車	
製造者電話番号 03-XXXX-XXXX		検査者電話番号 03-XXXX-XXXX		車体の形式 乗用自動車	
製造者メールアドレス info@example.co.jp		検査者メールアドレス info@example.co.jp		車体の形式 乗用自動車	
製造者ウェブサイト www.example.co.jp		検査者ウェブサイト www.example.co.jp		車体の形式 乗用自動車	
製造者代表者 代表取締役		検査者代表者 代表取締役		車体の形式 乗用自動車	
製造者代表者住所 東京都中央区		検査者代表者住所 東京都中央区		車体の形式 乗用自動車	
製造者代表者電話番号 03-XXXX-XXXX		検査者代表者電話番号 03-XXXX-XXXX		車体の形式 乗用自動車	
製造者代表者メールアドレス info@example.co.jp		検査者代表者メールアドレス info@example.co.jp		車体の形式 乗用自動車	
製造者ウェブサイト www.example.co.jp		検査者ウェブサイト www.example.co.jp		車体の形式 乗用自動車	
製造者代表者 代表取締役		検査者代表者 代表取締役		車体の形式 乗用自動車	
製造者代表者住所 東京都中央区		検査者代表者住所 東京都中央区		車体の形式 乗用自動車	
製造者代表者電話番号 03-XXXX-XXXX		検査者代表者電話番号 03-XXXX-XXXX		車体の形式 乗用自動車	
製造者代表者メールアドレス info@example.co.jp		検査者代表者メールアドレス info@example.co.jp		車体の形式 乗用自動車	
製造者ウェブサイト www.example.co.jp		検査者ウェブサイト www.example.co.jp		車体の形式 乗用自動車	

○電子車検証への移行がまだの場合

有効期間 令和〇年〇月〇日			
自重計技術基準適合証			
使用者の氏名又は名称 使 用 者 の 住 所			
修理事業者等の住所			
次の大型自動車に取り付けられた自重計が、 「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計 の技術上の基準を定める省令」の技術基準に 適合していることを証明する。			
点検等の年月日 令和〇年〇月〇日 点検等を行った者の氏名 □□ △△			
自動車 登録番号		表示番号	自重計 型 式

○自重計技術基準適合証未確認の場合

●自動車整備事業の現況（令和 8 年 3 月末現在）

※詳細は沖縄総合事務局ホームページ 業務概況をご参照ください。

認証・指定工場数の推移及び監査件数等

区分		年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
認証工場	工 場 数		1,182	1,201	1,212	1,230	1,234
	新 規 / 廃 止		31/19	29/10	24/14	33/14	22/18
	整 備 主 任 者		2,547	2,420	2,434	2,489	2,518
	監 査（処分）件数		12(0)	0(0)	1(1)	2(0)	0(0)
指定工場	工 場 数		401	403	405	405	403
	新 規 / 廃 止		16/12	31/28	15/13	9/7	8/12
	指定整備率（本島）		72.3%	72.2%	72.1%	72.4%	71.7%
	指定整備率（宮古）		51.6%	50.4%	52.7%	50.9%	49.3%
	指定整備率（八重山）		55.0%	55.4%	57.1%	53.9%	52.1%
	指定整備率（合計）		70.5%	70.4%	70.5%	70.5%	69.7%
	検 査 員 数		1,079	1,048	1,047	1,047	1,054
	監 査（処分）件数		86(10)	107(11)	104(4)	178(6)	136(15)

注：処分件数は、文書警告以上（文書警告・改善命令・停止・取消）

指定整備率は登録車＋軽自動車の合計

●指定自動車整備工場の監査結果及び処分等事例（沖縄県内）

監査実施結果（3月末現在）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
監査実施工場数	102	176	122
監査件数	104	178	136
指定自動車整備事業の指定の取消	0	0	0
保安基準適合証等の交付の停止	0	1	1
自動車検査員の解任命令	0	1	0
事業場の文書警告	4	5	14
自動車検査員の文書警告	2	1	17
口頭による警告	7	17	6
合 計	13	25	38

参考(道路運送車両法等抜粋)

第90条 自動車特定整備事業者は、特定整備を行う場合においては、当該自動車の特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。

第91条 自動車特定整備事業者は、特定整備記録簿を備え、特定整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 登録自動車にあつては自動車登録番号、第六十条第一項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号
- 二 特定整備の概要
- 三 特定整備を完了した年月日
- 四 依頼者の氏名又は名称及び住所
- 五 その他国土交通省令で定める事項

2 略

3 特定整備記録簿は、その記載の日から二年間保存しなければならない。

第91条の3 自動車特定整備事業者は、第八十九条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

第94条の3 道路運送車両法94条の2第1項の指定を受けた者(以下「指定自動車整備事業者」という。)は、同項の設備(自動車の検査の設備を含む。次項において同じ。)、技術及び管理組織を同条第1項に規定する基準に適合するように維持しなければならない。

第94条の5 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章(～中略～)を依頼者に交付しなければならない。以下、略

2～3 略

4 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

5～12 略

第94条の6第1項 指定自動車整備事業者は、指定整備記録簿を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 車名及び型式、車台番号、原動機の型式並びに登録自動車にあつては自動車登録番号、第60条第1項後段の規定により車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号
- (2) 点検及び整備並びに検査の概要
- (3)～(6) 略

第94条の10 第94条の5第1項及び第94条の5の2第1項の証明の方式、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の様式その他保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する実施細目、指定整備記録簿の様式並びに業務の適正な運営の確保のために指定自動車整備事業者及び自動車検査員の遵守すべき事項は、国土交通省令で定める。

指定自動車整備事業規則

第7条

2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第35条の3第1項各号(第3号、第15号、第19号から第21号まで及び第28号を除く。)並びに第35条の4第1項第5号及び第7号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第94条の5第一項の証明(一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。)をしてはならない。

最近の処分事例

	具 体 的 違 反 概 要	違 反 条 項	処 分 内 容
1 (認証)	自動車特定整備事業者(認証工場)において、法令違反が疑われ立入り監査を実施したところ、次の違反が確認された。		
	<違反の概要> 【特定整備事業関係】 (1) 特定整備記録簿の記載なし (2) 特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り (3) 特定整備記録簿を2年間保存していない (4) 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備	道路運送車両法第91条第1項違反 道路運送車両法第91条第3項違反 道路運送車両法第91条の3	事業停止 15日間
2 (指定)	継続検査申請窓口において、基準緩和認定期限が切れている状態で保安基準適合証を交付したことを確認し、立入り監査を実施したところ、自動車検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず、適合証に証明したことを確認した。 ※令和5年度:2件、令和6年度:1件		
	<違反の概要> 【指定整備事業関係】 (1) 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した 【自動車検査員関係】 (1) 検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した	道路運送車両法第94条の5第1項違反 道路運送車両法第94条の5第4項違反	文書警告 ※過去5年間に於いて行政処分等がなく、自動車整備事業全般に渡り改善が見込まれることから違反点数を2分の1とした 文書警告 ※自動車検査員は、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて5(2)の取扱いにより文書警告とした

3 (指定)	事業者から自主申告があり立入り監査を実施したところ、OSS継続申請車両において、保安基準適合証及び指定整備記録簿について異なる車両の情報を入力し、申請していたことを確認した。 ※令和5年度:2件		
	＜違反の概要＞ 【指定整備事業関係】 (1) 管理体制について、法令の規定を遵守する体制でない (2) 指定整備記録簿の記載誤り	道路運送車両法第94条の3第1項違反 道路運送車両法第94条の6第1項違反	文書警告 ※過去5年間に於いて行政処分等が無く、自主申告及び自動車整備事業全般に渡り改善が見込まれることから違反点数を2分の1とした
4 (指定)	立入り監査を実施したところ、同一性(自動車登録番号)が相違する車両に対して保安基準適合証を交付したことを確認した。		
	＜違反の概要＞ 【指定整備事業関係】 (1) 同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。 【自動車検査員関係】 (1) 検査員が、同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した	道路運送車両法第94条の5第1項違反 道路運送車両法第94条の10違反	文書警告 ※過去5年間に於いて行政処分等が無く、自動車整備事業全般に渡り改善が見込まれることから違反点数を2分の1とした 文書警告 ※自動車検査員は、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて5(2)の取扱いにより文書警告とした
5 (指定)	事業者から自主申告があり立入り監査を実施したところ、OBD検査未実施の状態で保安基準適合証を交付したことを確認した。 ※令和6年度:2件		
	＜違反の概要＞ 【指定整備事業関係】 (1) OBD 検査を OBD 確認モードで実施し適合証を交付した。	道路運送車両法第94条の5第1項違反	口頭注意 ※過去5年間に於いて行政処分等が無く、自動車整備事業全般に渡り改善が見込まれることから違反点数を2分の1とした
6 (指定)	立入監査を実施したところ、制動力の総和等が保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準適合証を交付したことを確認した。		
	＜違反の概要＞ 【指定整備事業関係】 (1)25 台の車両について、保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準適合証を交付した。 【自動車検査員関係】 検査員は、保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した。	道路運送車両法第94条の5第1項違反 道路運送車両法第94条の5第4項違反 9	保安基準適合証等交付停止日数80日 ※過去5年間に於いて行政処分等が無く、自動車整備事業全般に渡り改善が見込まれることから違反点数を2分の1とした 文書警告 ※自動車検査員は、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて5(3)①の取扱いにより文書警告とした。

検査機器等による保安基準の判定基準について

※詳細については保安基準又は審査事務規程で確認をお願いします。

○サイドスリップ（保安基準 第11条 審査事務規程 7-13・8-13・9-2）

項 目	判定基準
4輪以上の自動車のかじ取り車輪の横滑り量	走行1mにつき横すべり量が±5mm 以下 ※輸入車の一部は例外的取扱いがあります。

○ブレーキ（保安基準 第12条、13条 審査事務規程 7-15～20・8-15～20・9-3）

項 目				判定基準
主 制 動 装 置	和	一般車両	制動力の総和 (注1・4)	検査時車両状態の重量の 4.90N/kg(50%)以上
			後車輪の制動力の和	検査時車両状態の後軸重の 0.98N/kg(10%)以上
		トレーラ	制動力の和(注2・4)	検査時車両状態の軸重の 4.90N/kg(50%)以上
		最高速度 80km/h 未満の 自動車であつて以下の場合 車両総重量 車両重量 ≤ 1.25	制動力の総和(注1)	車両総重量の 3.92N/kg(40%)以上
		左右の制動力の差		検査時車両状態の軸重の 0.78N/kg(8%)以下
	駐車ブレーキ		制動力の総和(注3)	検査時車両状態の重量の 1.96N/kg(20%)以上
分離ブレーキ		制動力の総和		検査時車両状態の重量の 1.96N/kg(20%)以上

検査時車両状態＝空車状態＋55kg(運転者1名:前軸重に加える)

(注1)前輪のすべての車輪がロックし、それ以上計測が困難な場合は、その状態で適合とみなす。

(注2)当該車両のすべての車輪がロックし、それ以上計測が困難な場合は、その状態で当該軸重の 4.90N/kg(50%)以上とみなす。

(注3)当該装置を備える全ての車輪(推進軸制動の場合には推進軸)がロックし、それ以上計測が困難な場合は、その状態で当該軸重の 1.96N/kg(20%)以上とみなす。

(注4)降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には 3.92N/kg(40%)以上で制動力の総和が適合するものとする。

○スピードメータ（保安基準 第46条 審査事務規程 7-110・8-110・9-11）

項 目			判定基準
指 示 の 誤 差	測定車の速度計が 40km/h を指示した 時のテストの指示値	平成 18 年 12 月 31 日 までの製作車	一般車両 31.0～44.4km/h (誤差値+9.0～-4.4km/h)
			二輪車・三輪車 29.1～44.4km/h 側車付二輪車 (誤差値+10.9～-4.4km/h)
		平成 19 年 1 月 1 日 以降の製作車	一般車両 31.0～42.5km/h (誤差値+9.0～-2.5km/h)
			二輪車・三輪車 29.1～42.5km/h 側車付二輪車 (誤差値+10.9～-2.5km/h)

前照灯の検査に係る製作年月日の判定について

- ① 走行用前照灯（ハイビーム）
→平成10年8月31日以前に製作された自動車
- ② すれ違い用前照灯（ロービーム）
→平成10年9月1日以降に製作された自動車
（二輪自動車等除く）

軽自動車の判定について

軽自動車の製作年月日は、型式のガス記号により判定する。

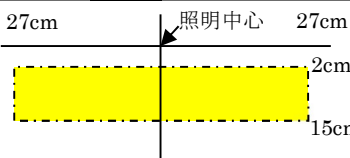
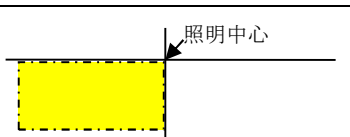
- ① 走行用前照灯
車両型式のガス記号が
「V-○○○」、「D-○○○」等
一桁で始まる自動車
- ② すれ違い用前照灯
車両型式のガス記号が
「GD-○○○」、「EBD-○○○」等
二桁以上で始まる自動車

○走行用前照灯（ハイビーム）「平成10年8月31日以前に製作された自動車」、「二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車」

項 目			判定基準(前方10mの位置)
光度	4 灯式前照灯 以外のもの	すれ違い前照灯が同時点灯しない構造	1 灯につき 15,000cd 以上
		すれ違い前照灯が同時点灯する構造	1 灯につき 12,000cd 以上
		但し 12,000cdに満たない場合は同時点灯するすれ違い用前照灯との光度の和	合計が 15,000cd 以上
	4 灯式前照灯	主走行ビーム	1 灯につき 12,000cd 以上
		但し 12,000cdに満たない場合は他の走行用前照灯との光度の和	合計が 15,000cd 以上
光軸 左右 の振 れ	一般車両	左側	左27cm～右27cm以内
		右側	左27cm～右27cm以内
	二輪自動車 側車付二輪車	2 灯式の場合もそれぞれ	左27cm～右27cm以内
光軸 上下	一般車両		上方は10cm以下 下方は前照灯取付高さの1/5以内

最高光度の合計は 430,000cd を超えないこと。

○すれ違い用前照灯（ロービーム）「平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。）」

項 目			判定基準
光度	カットオフ を有する	すれ違い前照灯中心高さ 1m以下	左 23cm 下 11cm の測定点で1灯につき 6,400cd 以上
		すれ違い前照灯中心高さ 1m超える	左 23cm 下 16cm の測定点で1灯につき 6,400cd 以上
	カットオフを有さない		最高光度点における光度が 6,400cd 以上
光 軸 の 範 囲	カットオフ を有する	すれ違い前照灯中心高さ 1m以下	 前方 10m において 左図の点線内にエル ボー一点があれば適合
		すれ違い前照灯中心高さ 1m超える	 前方 10m において 左図の点線内にエル ボー一点があれば適合
	カットオフを有さない		 左図の点線内に最高 光度点があれば適合

○近接排気騒音規制値適用時期一覧（保安基準 第30条 審査事務規程 7-56・8-56・9-5）

				新型	継続	輸入	H10年規制前
普通・小型・軽自動車 (定員10以下の乗用車、二輪車・側車付二輪車を除く。)	総重量 3.5t 超 200HP (150kW※)超	乗用		10.10.1	11.9.1	12.4.1	107 dB
				H10年規制 99 dB			
		乗用以外		13.10.1	15.9.1	15.9.1	
				H13年規制 99 dB			
	総重量 3.5t 超 200HP 以下 (150kW※)以下	全輪駆動車		13.10.1	14.9.1	14.9.1	105 dB
				H13年規制 98 dB			
		全輪駆動車以外	乗用	12.10.1	13.9.1	13.9.1	
				H12年規制 98 dB			
			乗用以外	13.10.1	14.9.1	14.9.1	
				H13年規制 98 dB			
	総重量1. 7t超3. 5t以下			12.10.1	14.9.1	14.9.1	103 dB
				H12年規制 97 dB			
	総重量1. 7以下			11.10.1	12.9.1	13.4.1	
				H11年規制 97 dB			
	軽自動車	運転者席の前方にエンジン		11.10.1	12.9.1	13.4.1	
				H11年規制 97 dB			
運転者席の前方にエンジン以外		12.10.1	13.9.1	13.9.1			
		H12年規制 97 dB					
定員10以下の乗用車で、普通・小型・軽自動車(二輪車・側車付二輪車を除く。)	後部エンジン	定員7人以上		11.10.1	13.9.1	14.4.1	103 dB
				H11年規制 100 dB			
		定員6人以下		10.10.1	11.9.1	12.4.1	
				H10年規制 100 dB			
	後部エンジン以外	定員7人以上		11.10.1	13.9.1	14.4.1	
				H11年規制 96 dB			
		定員6人以下		10.10.1	11.9.1	12.4.1	
				H10年規制 96 dB			
小型二輪車				13.10.1	15.9.1	15.9.1	99 dB
				H13年規制 94 dB			
軽二輪車				10.10.1	11.9.1	12.4.1	
				H10年規制 94 dB			
大型特殊・小型特殊				110 dB			

(注) (150kW※)はH10年規制以降のもの

※1 H22.4.1 以降に製作された自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が 3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)については、加速走行騒音基準も適用されます。

※2 年式の古い車両(H1.5.31(輸入車 H4.3.31)以前に製作された自動車)によっては定常走行騒音によるものもあるので保安基準や事務規定に照らし合わせて確認すること。

○平成 26 年騒音規制車（保安基準 第 30 条 審査事務規程 7-56・8-56・9-5）

平成26年騒音規制の適用を受ける二輪自動車にあつては、別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が94dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。

○平成 28 年騒音規制車（保安基準 第 30 条 審査事務規程 7-56・8-56・9-5）

①平成28騒音規制の適用を受ける使用の過程にある自動車であって次に掲げるものは、それぞれに定める構造でなければならない。

次表の「区分」に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったものは、別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音 dB で表した値がそれぞれ「規制値」を超える騒音を発しない構造であること。

区分			規制値
乗車定員 11 人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。）	車両総重量が3.5t超え、原動機の最高出力が150kwを超えるもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が94dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が94dB を超えないもの	99
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kw以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が93dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が93dB を超えないもの	98
	車両総重量が3.5t以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が92dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が92dB を超えないもの	97
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下 の自動車（三輪自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が95dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が95dB を超えないもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が91dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が91dB を超えないもの	96
二輪自動車及び側車付二輪自動車（使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。）	自動車検査証の備考欄に記載されて近接排気騒音値が89dB を超えるもの		自動車検査証備考欄記載値 +5
	自動車検査証の備考欄に記載されて近接排気騒音値が89dB を超えるもの		94

②次表の「区分」に掲げる自動車のうち、当該自動車に備える消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器を備える自動車並びに、消音器の改造又は交換を行っていないものについては、別添10「近接排気騒音値の測定方法(相対値規制適用)」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、それぞれ「規制値」を超える騒音を発しない構造であること。

区分	消音器の種類	規制値
平成28騒音規制の適用を受ける使用の過程にある自動車	市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合するもの	性能等確認済表示記載値 +5
	改造又は交換を行っていないもの	自動車検査証備考欄記載値 +5

○警音器検査（保安基準 第43条 審査事務規程 7-97・8-97・9-10）

項 目		判定基準
平成15年12月31日 以前に製作された車	車両中心線上の自動車前端から2m、 高さ1mの位置で2回測定した平均値 （補正回路C特性）	90～115dB
平成16年1月1日 以降に製作された車	車両中心線上の自動車前端から7m、 高さ0.5～1.5mの最大の音の位置で2 回測定した平均値（補正回路A特性）	87～112dB

※平成15年12月31日以前の製作車は2つの基準のどちらを用いてもよい。

○排気ガス検査（保安基準 第31条 審査事務規程 7-58・8-58・9-6）

項 目			判定基準	
			CO	HC
①普通車、小型車	平成10年規制以降 ガス記号2桁以上 （GA・GB除く）	②、③以外	1. 0%以下	300ppm以下
	平成10年規制前 ガス記号1桁、なし	②、③以外	4. 5%以下	1200ppm以下
		特殊エンジン		3300ppm以下
②軽自動車	平成10年規制以降 ガス記号2桁以上	4サイクル	2. 0%以下	500ppm以下
	平成10年規制前 ガス記号1桁、なし		4. 5%以下	1200ppm以下
③ 2サイクルの自動車			4. 5%以下	7800ppm以下
④大型特殊 （19～560kw 未満）	新型 H19.10.1～（継続 H20.9.1～） かつガス記号3桁		1. 0%以下	500ppm以下
⑤二輪自動車 （含側車付）	令和2年規制 ガス記号8AL、8BL、8LL		0. 5%以下	1000ppm以下
	平成19年規制 ガス記号2AL、2BL		3. 0%以下	1000ppm以下
	平成11年規制 ガス記号2桁	4サイクル	4. 5%以下	2000ppm以下
		2サイクル		7800ppm以下

（注）・ガス記号とは自動車検査証の車両の型式の「－」ハイフン前の1桁～3桁の英文字をいう。

・並行輸入等、ガス記号がないものは製作年月日で判定してください。

また、平成10年規制（H10.10.1～H11.8.31（輸入車はH12.3.31まで））のもので型式記号が2桁で、製作年月日で判断し平成10年規制以前の判定基準で判定するものがあります。ただし平成10年規制で判定することができます。

・特殊エンジンとは特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車をいう。

○ディーゼル黒煙検査（保安基準 第31条 審査事務規程 7-58・8-58・9-7・別添11・12）

	H9年規制以降		H5・6年規制以降		H5年規制以前	
	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準
黒煙汚染度	KA～KD 除く2桁の型式 A B C D N P で始まる	25%以下	KA KB KC KD	40%以下	無 K N P Q S U W X Y	50%以下
スクリーニング値	3桁型式の内、オパシ測定車(注3)以外	0.80m ⁻¹ 以下		1.62m ⁻¹ 以下		2.76m ⁻¹ 以下
閾値(注2)		0.64m ⁻¹ 以下		1.29m ⁻¹ 以下		2.20m ⁻¹ 以下

オパシ測定車(注3)	ポスト新長期規制車		H17年規制	
	ガス記号(注1)	判定基準	ガス記号(注1)	判定基準
規制値	L F M R Q S T 2 3 4 5 6 7 から始まる3桁型式	0.50m ⁻¹ 以下	A B C D N P で始まる 3桁型式の内、オパシ測定車(注3)	0.80m ⁻¹ 以下
閾値(注2)		0.40m ⁻¹ 以下		0.64m ⁻¹ 以下

注1 ガス記号とは自動車検査証の車両の型式欄の「－」ハイフン前の1桁～3桁の英文字をいう。

注2 閾値(しきいち)とは、黒煙測定器による検査では3回測定した平均値で合否判定しますが、オパシメータでは1回目又は2回目の測定値が、閾値以下であれば、その時点で基準に適合しているとみなし、検査を終了することができます。

注3 オパシ測定車とは

① 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載があるもの。

② 型式指定番号が「16000番以降」のもの。(特殊自動車除く)

③ 自動車検査証の型式欄のガス記号がないもので以下のもの。

○ 乗用車(定員10人以下)及びその他の車両(車両総重量1.7tを超え2.5t以下及び車両総重量3.5tを超え12t以下を除く)は、平成22年9月1日以降生産車。

○ 乗用車(定員10人以下)を除く車両のうち、車両総重量1.7tを超え2.5t以下及び車両総重量3.5tを超え12t以下の車両は、平成23年9月1日以降生産車。

○大型特殊自動車のディーゼル黒煙検査

(保安基準 第31条 審査事務規程 7-58・8-58・9-7・別添11・12)

	H18 年規制		H19 年規制		H20 年規制		H23～25 年規制	
	ガス 記号 (注1)	判定基準	ガス 記号 (注1)	判定基準	ガス 記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準
黒煙汚染度	JDS	25%以下	EDR	25%以下	KDP	30%以下	UDS WDP・WDR XDM・XDN	25%以下
スクリーニング値		0.80m ⁻¹ 以下		0.80m ⁻¹ 以下		1.01m ⁻¹ 以下		0.80m ⁻¹ 以下
閾値(注2)		0.64m ⁻¹ 以下		0.64m ⁻¹ 以下		0.80m ⁻¹ 以下		0.64m ⁻¹ 以下
黒煙汚染度			EDM	40%以下	KDN	35%以下		
スクリーニング値				1.62m ⁻¹ 以下		1.27m ⁻¹ 以下		
閾値(注2)				1.29m ⁻¹ 以下		1.01m ⁻¹ 以下		

オパシ測定車	H26 年規制	
	ガス記号(注1)	判定基準
規制値	YDM・YDN・YDP	0.50m ⁻¹ 以下
閾値(注2)	YDR・YDS	0.40m ⁻¹ 以下

注1 ガス記号とは自動車検査証の車両の型式欄の「-」ハイフン前の1桁～3桁の英文字をいう。

注2 閾値(しきいち)とは、黒煙測定器による検査では3回測定した平均値で合否判定しますが、オパシメータでは1回目又は2回目の測定値が、閾値以下であれば、その時点で基準に適合しているとみなし、検査を終了することができます。

自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

点検区分等 対象車種		定期点検の間隔						検査証の有効期間		備考 (主な車種など)
		3 別 か 表 月 (3)	3 別 か 表 月 (4)	6 別 か 表 月 (5)	6 別 か 表 5の2 月 (2)	1 別 表 年 (6)	1 別 表 年 (7)	初 回	2 回 目 以 降	
運送事業用	旅 客	○						1年	←	バス、タクシー、ハイヤー (貨物運送事業者のトラック(3輪車を含む))
	貨物	GVW8t以上	○	○注3				1年	←	
		GVW8t未満	○	○注3				2年	1年	
		軽					●	2年	←	
		2 輪					●	3年	2年	
	霊柩	通常タイプ	○					2年	←	霊柩車
		定員11名以上	○					1年	←	霊柩車(バス形状)
		軽					●	2年	←	
レンタカー	貨物	GVW8t以上	○	○注3				1年	←	トラック(3輪車を含む)
		GVW8t未満	○	○注3				2年	1年	
		軽			○			2年	←	
	定員11名以上		○					1年	←	マイクロバス
	幼児専用車		○					1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型			○			2年	1年	マイカー型
		軽			○			2年	←	
		3 輪	○					2年	1年	
	2 輪	小 型				○		2年	1年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)
		検査対象外自動車				○		なし	←	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)
	特種	普通・小型	○					2年	1年	キャンピング車
		貨物	GVW8t以上	○	○注3			1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
			GVW8t未満	○	○注3			2年	1年	
		軽			○			2年	←	
	大特	GVW8t以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン
		GVW8t未満	○					2年	1年	フォーク・リフト
		貨物	GVW8t以上	○	○注3			1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレー
			GVW8t未満	○	○注3			2年	1年	
	検査対象外自動車		○					なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車
自家用自動車	貨物	GVW8t以上	○	○注3				1年	←	トラック(3輪車を含む)
		GVW8t未満			○			2年	1年	
		軽					●	2年	←	
	定員11名以上		○					1年	←	マイクロバス
	幼児専用車				○			1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型					●	3年	2年	一般の乗用車(マイカー)
		軽					●	3年	2年	
		3 輪			○			2年	←	
	2 輪	小 型					●	3年	2年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)
		検査対象外自動車					●	なし	←	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)
	特種	普通・小型	○8t超		○8t未満			2年	←	キャンピング車
		貨物	GVW8t以上	○	○注3			1年	←	タンク車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、散水車、塵芥車、活魚運搬車、ボート・トレー
			GVW8t未満			○		2年	1年	
		軽					●	2年	←	
	大特	GVW8t以上	○					2年	←	ホイール・クレーン
		GVW8t未満			○			2年	←	フォーク・リフト
		貨物	GVW8t以上	○	○注3			1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレー
			GVW8t未満			○		2年	1年	
	検査対象外自動車				○			なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車

(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間で●印は2年、○印は1年を示す。

2. GVWは車両総重量を示す。

3. 別表4は被けん引自動車(トレーラ)に限る。

自動車点検基準改正に伴う該当車両等の解釈について
(高圧ガスを燃料とする燃料装置等)

圧縮水素ガス(CHG)、圧縮天然ガス(CNG)、液化天然ガス(LNG)を燃料とする自動車について、「高圧ガス保安法」から「道路運送車両法」に一元化されたことに伴い高圧ガスを燃料とする燃料装置が自動車点検基準へ追加されることとなりました。
尚、液化石油ガス(LPG)を燃料とする自動車についても一部点検基準の項目が追加(赤枠部分)されておりますので、併せてご連絡いたします。(令和5年12月21日施行)

【別表第3】

3月ごと ・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷

※LPG自動車も対象

* 3月ごと ・ガス、ポンペ、ガス・ポンペ附属品の損傷
※LPG自動車、大型特殊、検査対象外軽自動車除く

12月ごと ・ガス・ポンペ取付部の緩み、損傷

※LPG自動車も対象

■高圧ガスを燃料とする燃料装置等

パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷

ガス・ポンペ取付部の緩み、損傷

ガス・ポンペ、ガス・ポンペ附属品の損傷

【別表第5】

* 6月ごと ・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷

※LPG自動車も対象

* 6月ごと ・ガス、ポンペ、ガス・ポンペ附属品の損傷
※LPG自動車、大型特殊、検査対象外軽自動車除く

* 12月ごと ・ガス・ポンペ取付部の緩み、損傷

※LPG自動車も対象

■高圧ガス(燃料)廻り点検

パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷

ガス・ポンペ取付部の緩み、損傷

ガス・ポンペ、ガス・ポンペ附属品の損傷

【別表第6】

* 1年ごと ・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷

※LPG自動車も対象

* 1年ごと ・ガス、ポンペ、ガス・ポンペ附属品の損傷
※LPG自動車、大型特殊、検査対象外軽自動車除く

* 2年ごと ・ガス・ポンペ取付部の緩み、損傷

※LPG自動車も対象

■高圧ガス(燃料)廻り点検

パイプ、ジョイント部の
ガス漏れ、損傷

☐

ガス・ポンペ取付部の
緩み、損傷

☐

ガス・ポンペ、ガス・
ポンペ附属品の損傷

☐

○記録簿の記載方法

(作業区分)

作業区分	意味	作業例	チェック記号の例
点検	点検の結果、異状がなかった	—	レ
整備作業	交換	点検の結果、交換した。(部品、油脂、液類の交換作業を示す。) ○ ブレーキ・ライニングの交換 ○ ホイール・ベアリングの交換 ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの交換	×
	修理	点検の結果、修理した。(摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。) ○ 電気配線の損傷の修復 ○ タイヤのパンク修理 ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの修理	△
	調整	点検の結果、調整した。(機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。) ○ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間調整 ○ クラッチ・ペダルの遊び調整	A
		点検の結果、調整した。(スキャンツール等で機能調整する作業を示す。) ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの機能調整	
	締付	点検の結果、締め付けた。(緩んだ箇所を増し締めする作業を示す。) ○ ホイール・ナットの増し締め ○ リーフ・スプリングのUボルトの増し締め ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの取付ボルトの増し締め	T
	清掃	点検の結果、清掃した。(粉塵、油などによる汚れを取り除く作業を示す。) ○ ブレーキ・ドラム内の汚れの清掃 ○ バッテリーのターミナル部の清掃	C
	給油	点検の結果、給油した。(油脂、液類を補給する作業を示す。) ○ エンジン・オイルの補給 ○ シャシ各部の給油脂	L

<具体的な記載イメージ>

○点検結果に応じた調整、補充、清掃等の整備の概要を記載する。その際に特定整備を行った場合には、チェック記号を○で囲むなどして記録する。

例1) タイヤ空気圧を点検した結果、異常がなかった。

■走行装置

レ タイヤの空気圧/タイヤの亀裂、損傷

例2) ブレーキ・ドラムを交換した。

■ブレーキ装置

⊗ ブレーキ・ドラムの摩耗、損傷

特定整備記録簿記載例

《記載例1》…ガラス交換を構内外注し、レーダー交換及びエーミング作業を自ら行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）

依頼者（使用者）の氏名又は名称 _____ 自動車登録番号又は車両番号又は車台番号 _____

住 所 _____

点検の結果及び整備の概要

点検 良好 特定 整備	交換 修理 △	調整 給付 T	A	清掃 T	C	省略 L	P
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

エンジン・ルーム点検

■パワー・ステアリング
ベルトの緩み、損傷 ☐

■冷却装置
ファン・ベルトの緩み、損傷 ☐
冷却水の漏れ ☐

■室内点検
■ブレーキ・ペダル
遊び ☐
踏み込んだときの床板とのすり減り ☐

■点火装置
スターター・プラグの状態 ☐
点火時期 ☐
ディストリビュータのキャップ ☐

足廻り点検

■ディスク・ブレーキ
☆ディスクとパッドとのすり減り ☐
☆ブレーキ・パッドの摩耗 ☐

■ホイール
☆タイヤの空気圧 ☐
☆タイヤの亀裂、損傷 ☐
☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 ☐
スベア・タイヤの空気圧 ☐
☆ナット、ボルトの緩み ☐

■ブレーキのマスター・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパー、マスター・シリンダの液漏れ ☐
ホイール・シリンダの ☐

車載式故障診断装置点検

OBDの診断の結果 ☐ **注**

日常点検

ブレーキ液の量 ☐
バッテリー液の量 ☐
冷却水の量 ☐
エンジン・オイルの量 ☐

その他の点検・整備項目

注 ① ガラス(内) ☐
② レーダー ☐
③ エーミング ☐

交換部品等 _____ 数量 _____

エンジン・オイル _____

別表第6

《記載例2》…レーダー交換を外注元、エーミング作業を外注先で実施した場合

外注元 定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）

依頼者（使用者）の氏名又は名称 _____ 自動車登録番号又は車両番号又は車台番号 _____

住 所 _____

点検の結果及び整備の概要

点検 良好 特定 整備	交換 修理 △	調整 給付 T	A	清掃 T	C	省略 L	P
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

エンジン・ルーム点検

■パワー・ステアリング
ベルトの緩み、損傷 ☐

■冷却装置
ファン・ベルトの緩み、損傷 ☐
冷却水の漏れ ☐

■室内点検
■ブレーキ・ペダル
遊び ☐
踏み込んだときの床板とのすり減り ☐

■点火装置
スターター・プラグの状態 ☐
点火時期 ☐
ディストリビュータのキャップ ☐

足廻り点検

■ディスク・ブレーキ
☆ディスクとパッドとのすり減り ☐
☆ブレーキ・パッドの摩耗 ☐

■ホイール
☆タイヤの空気圧 ☐
☆タイヤの亀裂、損傷 ☐
☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 ☐
スベア・タイヤの空気圧 ☐
☆ナット、ボルトの緩み ☐

■ブレーキのマスター・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパー、マスター・シリンダの液漏れ ☐
ホイール・シリンダの ☐

車載式故障診断装置点検

OBDの診断の結果 ☐ **注**

日常点検

ブレーキ液の量 ☐
バッテリー液の量 ☐
冷却水の量 ☐
エンジン・オイルの量 ☐

その他の点検・整備項目

注 ① レーダー ☐
② エーミング(外) ☐

外注した旨を記載

交換部品等 _____ 数量 _____

エンジン・オイル _____

別表第6

外注先 定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）

依頼者（使用者）の氏名又は名称 _____ 自動車登録番号又は車両番号又は車台番号 _____

住 所 _____

点検の結果及び整備の概要

点検 良好 特定 整備	交換 修理 △	調整 給付 T	A	清掃 T	C	省略 L	P
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

エンジン・ルーム点検

■パワー・ステアリング
ベルトの緩み、損傷 ☐

■冷却装置
ファン・ベルトの緩み、損傷 ☐
冷却水の漏れ ☐

■室内点検
■ブレーキ・ペダル
遊び ☐
踏み込んだときの床板とのすり減り ☐

■点火装置
スターター・プラグの状態 ☐
点火時期 ☐
ディストリビュータのキャップ ☐

足廻り点検

■ディスク・ブレーキ
☆ディスクとパッドとのすり減り ☐
☆ブレーキ・パッドの摩耗 ☐

■ホイール
☆タイヤの空気圧 ☐
☆タイヤの亀裂、損傷 ☐
☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 ☐
スベア・タイヤの空気圧 ☐
☆ナット、ボルトの緩み ☐

■ブレーキのマスター・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパー、マスター・シリンダの液漏れ ☐
ホイール・シリンダの ☐

車載式故障診断装置点検

OBDの診断の結果 ☐ **注**

日常点検

ブレーキ液の量 ☐
バッテリー液の量 ☐
冷却水の量 ☐
エンジン・オイルの量 ☐

その他の点検・整備項目

注 ③ エーミング ☐

交換部品等 _____ 数量 _____

エンジン・オイル _____

別表第6

※電子制御装置整備の全部を他の自動車整備事業者以外注した場合は、外注元の特定整備事業者は、特定整備記録簿に記載しないよう注意してください。

《記載例3》…事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所において電子制御装置整備作業を実施した場合

①自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行えないことから、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合。

1年定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿）

依頼者（使用者）の氏名又は名称

住 所

点検の結果及び整備の概要

点検	良好	交換	調整	A	清掃	C	省略	P
点検	✓	×	△	○	△	△	△	△
特定整備	○	△	△	△	△	△	△	△

エンジン・ルーム点検

■パワー・ステアリング

ベルトの緩み、損傷

■冷却装置

ファン・ベルトの緩み、損傷

冷却水の漏れ

室内点検

■ブレーキ・ペダル

遊び

足廻り点検

■ディスク・ブレーキ

☆ディスクとパッドとのすり面

☆ブレーキ・パッドの摩耗

■ホイール

☆タイヤの空気圧

☆タイヤの亀裂、損傷

☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗

スベア・タイヤの空気圧

☆ナット、ボルトの緩み

車載式故障診断装置点検

OBDの診断の結果

注

日常点検

ブレーキ液の量

バッテリー液の量

冷却水の量

その他の点検・整備項目

注 ④ エーミング（電子制御装置整備作業場の屋上、晴れ、電子制御装置整備作業場の寸法を超過）

別表

③ 離れた作業場（〇〇板金工場）でパンパ交換を行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿）

依頼者（使用者）の氏名又は名称

自動車登録番号又は車両番号又は車台番号

住 所

点検（整備）時の総走行距離

km

点検の結果及び整備の概要

点検	良好	交換	調整	A	清掃	C	省略	P
点検	✓	×	△	○	△	△	△	△
特定整備	○	△	△	△	△	△	△	△

エンジン・ルーム点検

■パワー・ステアリング

ベルトの緩み、損傷

■冷却装置

ファン・ベルトの緩み、損傷

冷却水の漏れ

室内点検

■ブレーキ・ペダル

遊び

足廻り点検

■ディスク・ブレーキ

☆ディスクとパッドとのすり面

☆ブレーキ・パッドの摩耗

■ホイール

☆タイヤの空気圧

☆タイヤの亀裂、損傷

☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗

スベア・タイヤの空気圧

車載式故障診断装置点検

OBDの診断の結果

注

日常点検

ブレーキ液の量

バッテリー液の量

その他の点検・整備項目

注 ④ パンパ（〇〇板金工場）

別表

《記載例4》…電動パーキングブレーキ（EPB）及びホイール・パーク式ブレーキ、並びに電動パワーステアリング（EPS）の記載例

特定整備記録簿（2年定期点検用点検整備記録簿）

点検の結果及び整備の概要

点検	良好	交換	調整	A	清掃	C	省略	P
点検	✓	×	△	○	△	△	△	△
特定整備	○	△	△	△	△	△	△	△

エンジン・ルーム点検

■パワー・ステアリング

ベルトの緩み、損傷

★取付けの緩み

オイルの漏れ

電動パワーステアリング（EPS）

点検装置

☆スパーク・プラグの状態

☆点火時期

室内点検

■冷却装置

ファン・ベルトの緩み、損傷

冷却水の漏れ

■燃料装置

燃料漏れ

■公害防止装置等

メタリング・バルブの状態

ブローバイ・ガス還元装置の状態

燃料漏れ・ガス排出防止装置の状態

キャブ・エア・フィルターの清掃

燃料漏れ・ガス排出防止装置の状態

足廻り点検

■パーキング・ブレーキ・レバー（ペダル）

引きしめる（踏みしめる）

電動パーキング（EPB）

ホイール・パーク式

車載式故障診断装置点検

OBDの診断の結果

その他の点検・整備項目

電動パワーステアリング（EPS）

電動パーキング（EPB）

ホイール・パーク式

※各メーカーで電動パーキングの名称が異なるが、各メーカーの名称に合わせて記載してもよい。

※トラック・バス等の場合は、その他の点検・整備項目の方へ記載する

交換部品等

数量

※代表取締役、代表者、事業場管理責任者、その他管理者の方々へ必ずお伝えください。

令和10年1月から「紙」の保安基準適合証 の取扱いは、原則“廃止”となります

制度見直しにより、令和10年（2028年）1月から、「紙」の保安基準適合証（保適証）
の取扱いは原則廃止され、「電子」の保安基準適合証のみの運用となります。

■「紙」の保安基準適合証をお持ちの方へ

- 「紙」の保適証の取扱いが原則廃止されますので、
在庫を多く保有している事業者は計画的な使用
25にご協力ください。

■電子保安基準適合証をまだ利用登録していない方へ

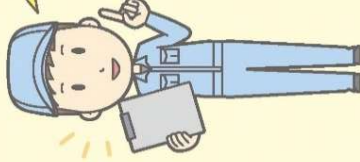
- 「電子」の保適証を利用するには、利用登録手続き
が必要です。
- 電子保適証の利用登録後、OSS（ワンストップサー
ビス）の利用申請により、OSSによる継続検査を利用
可能となります。
- 記録等事務代行制度を利用することにより、陸運事
務所に出向くことなく、自社にて自動車検査証の更
新作業を行うことが可能となります。

■各種利用登録・相談窓口

- 電子保適証・OSSの利用 ➡ 整備振興会又は自販連
- 記録等事務代行制度の利用 ➡ 陸運事務所整備部門

電子保安基準適合証のメリット

- これまで原則手書きで行って
いた、保安基準適合証（保適
証）等の作成に要する時間が
短縮。
- 紙の保適証よりも早く交付
が可能。
- 保適証管理簿の電子化によ
り、管理簿が自動で作成。



【事業者の声】

- ・保適証の作成に要する時
間が圧倒的に短くなり
（紙と比較して1/3程度）、
検査以外の経理や営業な
どに時間が回せるようにな
った。
- ・小さい工場の場合、職員
は兼務で様々な業務を行
っており、時間の節約はど
大まぐ、小さい工場ほど
導入効果があると思う。
- ・残業を無くす取り組みを
しており、作業時間の短
縮は非常に大きい。

電子保適・OSSはこちら 記録事務代行制度はこちら



「日整連自動車情報サイ
トル」



「記録事務代行ポータ
ル」

1. 認証工場の機器要件の見直し

自動車技術の変化を踏まえ、[認証工場の機器要件](#)を見直す

廃止

- ・ タイヤの傾きを測定する機器（3つ）
→ 設置不要とする
（※現在は、アライメントテストでの測定又は外注が一般的）
- ・ 小型・軽・二輪の整備に使用しない機器（3つ）
→ 普通（大型・中型）・大特を扱う工場を除き設置不要とする
- ・ エンジン、バッテリーの機能確認のための機器（3つ）
→ 整備用スキャンツール等があれば、設置不要とする

追加

- ・ 整備用スキャンツールの設置を必須とする
（新規認証等から適用）

2. 指定工場（大型）の最低工員数の緩和

以下を満たす[指定工場（大型）](#)の最低工員数を緩和（[5人→4人](#)）

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場（中型・小型・二輪）の最低工員数（4人）の見直し
については、引き続き、調査検討

3. 自動運転車の検査員要件の強化

[自動運転車の検査](#)を行う検査員を[1級自動車整備士](#)に限る

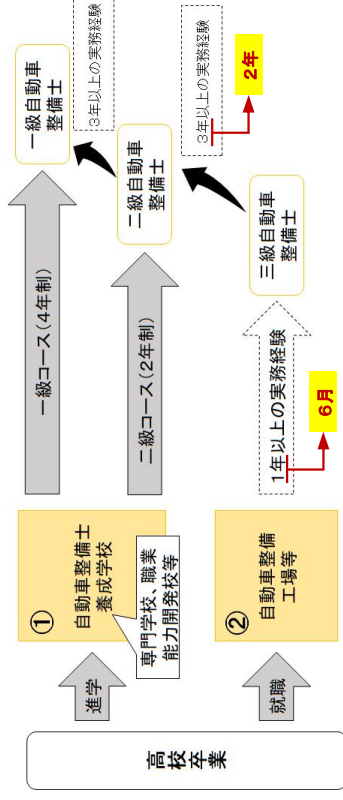
【今後のスケジュール】 公 布：令和7年7月8日

施 行：公布の日（1. 2. 4. 5. 6）

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

[2級、3級、特殊の自動車整備士資格](#)を取得するための
[実務経験期間を短縮](#)（座学で補完）

2級自動車整備士	3年	→	2年
3級自動車整備士	1年	→	6月
特殊自動車整備士	2年	→	1年4カ月



5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「紙」の点検整備記録簿の車両への備え付けに代えて、
[携帯電話等への「電子的方法」による保存](#)でも可とする
（ただし、求められた場合に速やかに提示できること）
⇒ 整備工場が電子的に発行可能に

6. オンライン研修・講習の解禁

現在、対面が原則である「整備主任者研修（法令）」、
「自動車検査員研修」、「養成施設における学科講習」
について、[オンライン方式](#)を可とする

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

点検項目について、[目視に代えて、スキャンツール等による確認](#)でも可とする範囲を拡大する

1. 認証工場の機器要件の見直し

背景

- 認証工場が備えるべき整備用機器は、道路運送車両法施行規則に定められている
- 整備技術の変化に伴い、「使われなくなった機器」、「新たに必要となった機器」が生じている

事業者からのご意見等

- 自動車の電子的な整備に対応するためには、「整備用スキャンツール」が必要
- 使われなくなった機器は、認証基準から外してほしい

改正概要(省令)

認証工場が備えるべき機器について以下の見直しを行う

廃止

タイヤの傾きを測定する機器※



①トーインゲージ



②キャンバークャスタゲージ



③ターニングラジアスゲージ



④ホイールプーラ



⑤グリースガン/シャシ・ルブリケータ



⑥ベアリングレースプーラ



⑦比重計



⑧エンジンタコメータ



⑨タイミングライト



⑩整備用スキャンツール

設置を不要とする

※ アライメントテストによる測定又は外注が一般的

普通(大型)・普通(中型)・大特を扱う工場を除き
設置を不要とする

⑦はバッテリーテスト、
⑧⑨は整備用スキャンツール
があれば設置を不要とする

認証の
新規取得時等から
義務付け

追加

電子整備に必要な

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

その他: 整備用スキャンツールの義務付けは、認証の新規取得時又は事業場移転時から適用

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

背景

- 指定工場が最低限配置すべき工員数は、通達により定められている
- 最低工員数は、点検整備・検査における分業体制を考慮して定められているが、近年、省力化のための設備・機器が普及している
- 近年、人手不足で最低工員数を満たせないため、指定を返上する事業者も生じている

事業者からのご意見等

- 最低工員数を満たせず指定を返上せざるを得ない。地域の整備能力が不足するおそれ
- 一方で、単純な緩和は、点検整備・検査を適切に実施できない事業者を生むおそれ
- 整備の省力化等を前提に、指定工場の最低工員数の緩和を検討してもよいのではないか

改正概要(通達)

以下の要件を満たす指定工場(大型)の最低工員数を緩和 (5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)
については、引き続き、調査検討

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日
施 行: 公布の日

○指定工場(大型)の最低工員数緩和の参考資料

別紙 1

自動車整備事業の取扱い及び指導要領(抜粋)

第1節 用語の定義

(1) ～ (9) 省略

(10) 「大型車」とは、車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいう。

(11) 「省力化機器」とは、以下に掲げるア～ウに掲げるものであって、大型車に係る作業に対応した能力を有するものをいう。

ア 電動クレーン(動力をもって荷を吊り上げ、水平に運搬することができるの。)
又はトランスミッション・ジャッキ(プロペラシャフト・ジャッキ、トランスミッション・リフト等のミッション、プロペラシャフトやアクスル等の装置を支え、持ち上げる機器を含む。)

イ ホイールドーリー(タイヤ・ホイールの脱着作業や移動を効率的に行う機器。)

ウ 増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ(機器の名称に関わらず、トルク設定機能を有し、倍力機構又は動力をもってナットの締結作業を行う工具を含む。)

以下省略

大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について

工員数緩和要件を満たす事例について、次の1.～3.の各号に示すいずれかの事例をヒアリング等適切な方法により確認できれば、各要件を満たすと判断して差し支えありません。

なお、各事例は一例として示したものであり、その他の事例を否定するものではありません。

1. 「合理的な管理体制が適切に確保されているもの」について

- (1) 工員数に応じた作業指示が行われ、作業工程の進捗状況や点検整備の作業内容を管理できる体制を構築している。
- (2) 入庫・業務管理システムの導入等により、工員数に応じた入庫台数や業務量を適切に管理できる体制を構築している。
- (3) その他、合理的な管理体制を適切に確保・維持するための取り組みを自主的に実施している。

2. 「工員の処遇が適切に確保されていること」について

- (1) 給与及び労働条件（労働時間、休暇取得、福利厚生など）が工員数の緩和以前と比較して同水準以上を確保している。
- (2) 工員の長時間労働を抑制するための取り組みを実施している。
- (3) 工員の作業負担（重労働の軽減、危険作業の削減など）が少なくするための取り組みを実施している。
- (4) 工員の労働環境が向上する取り組みを実施している。
- (5) 指導要領に定義している省力化機器以外にも省力化に資する設備や機器を導入している。
- (6) 工員の安全衛生管理について適切に確保するための取り組みを実施している。
- (7) その他、工員の処遇を適切に確保するための取り組みを自主的に実施している。

3. 「工員の質が適切に確保されていること」について

- (1) 一級自動車整備士資格保有者を確保している。
- (2) 二級自動車整備士資格保有者を2人以上確保している。
- (3) 自動車の整備技術の向上やその他業務に関するスキルアップを図るため、工員に対して継続した教育（法令に基づく研修は除く。）を実施している。
- (4) 工員の安全衛生管理について適切な教育を実施している。
- (5) その他、工員の質を適切に確保するための定期的な取り組みを自主的に実施している。

3. 自動運転車の検査員要件の強化

背景

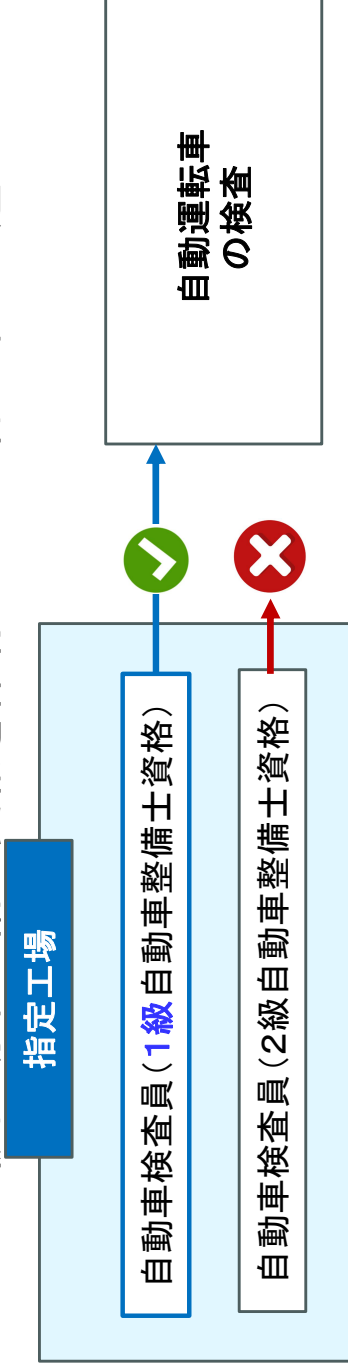
- 指定工場における検査は、「自動車検査員」でなければ行うことができない
- 自動車検査員の選任要件は、指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）に規定
- 自動運転車は電子制御装置の塊であり、その検査には、電子制御に関する高い専門性が必要

事業者からのご意見等

- 自動運転車の検査は、電子制御に関する知識・能力を有する「1級自動車整備士」に行わせるべき
- そのことは、1級自動車整備士の価値向上にも資する
- ただし、自動運転車の普及に対して十分な数の1級自動車整備士が存在する必要がある

改正概要（省令）

自動運転車（レベル3・4の自動運行装置を搭載した車両）の検査を行う自動車検査員は、現在の要件に加えて1級自動車整備士資格を保有している者の中から選任しなければならない。



今後のスケジュール

公 布： 令和7年7月8日
 施 行： 令和11年4月1日
 その他： 施行日時点で自動運転車の検査を行っている指定事業者は、4年の間、2級の自動車検査員にも自動運転車の検査を行わせることができる。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

背景

- 自動車整備士資格を取得するためには、「自動車整備士技能検定規則」に定めるところにより、
①実務経験を満たし、②技能検定試験に合格する必要がある
※ 専門学校等（一種養成施設）を修了した場合には実務経験は免除される
- 整備作業が「機械中心」から「電子中心」となり、作業経験よりも座学が重要となっている

事業者からのご意見等

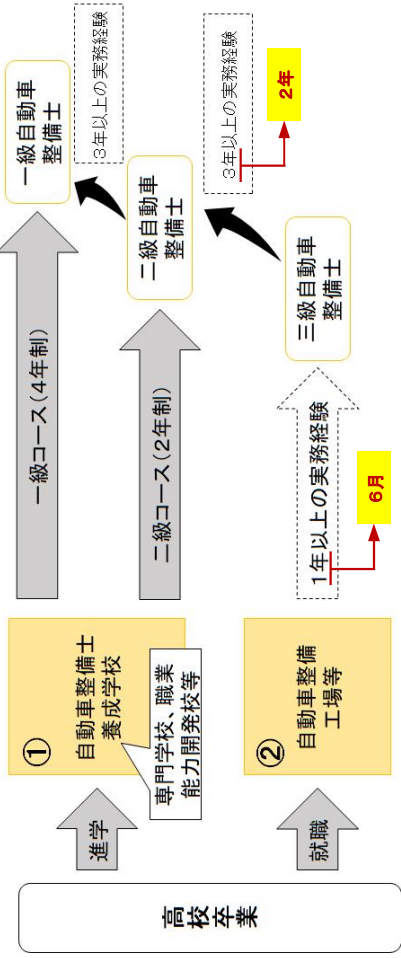
- 高校生が3級自動車整備士資格を取得後、2級取得までに3年を要するのは、あまりに長い
そのことが理由で自動車整備士をあきらめる若者もある
- 若者が自動車整備士を目指しやすい資格体系とすべき

32

改正概要(省令)

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するために必要な 実務経験期間を短縮

2級自動車整備士	3年	→	<u>2年</u>
3級自動車整備士	1年	→	<u>6月</u>
特殊自動車整備士	2年	→	<u>1年4カ月</u>



今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

背景

- 自動車の使用者は、「点検整備記録簿」(紙)を自動車に備えおかねばならない
- デイラー等では、「点検整備記録簿」の内容を電子的に管理しているが、この要件を満たすために別途、紙の記録簿も交付している

事業者からのご意見等

- 「点検整備記録簿」についても、指定整備記録簿、特定整備記録簿及び自賠責保険証と同様に、電子的な保存を可能として欲しい
- ただし、求められた場合に速やかに提示できることを条件とすべき

改正概要(省令)

「点検整備記録簿」の電子的な保存を可能とする。(紙による保存も引き続き可)

保存方法

- ・ スマートフォン等の保存ファイル
- ・ SDカード等の外部メディアの保存ファイル
- ・ 紙の点検整備記録簿のスキャンファイル

表示方法

当局から点検整備記録簿の提示を求められた場合、直ちに、明瞭な状態で、表示できること

※ 故障、バッテリー切れ、電波状況、操作に不慣れ等により表示できない場合、要件を満たさないものとする

今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日

施 行：公布の日

6. 整備主任者等のオンライン研修・講習の解禁

背景

- 法令により義務付けられている「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」は、対面による実施が原則とされている
- また、自動車整備士養成施設における「講習」も対面により行わなければならない

事業者からのご意見等

- 他業種において広く行われている「オンライン方式」を解禁すべき
- オンラインによる研修・講習の解禁により、講師及び受講者双方にとって柔軟な対応が可能となり、人材の効率的な活用が可能となる

改正概要（通達）

- 「整備主任者研修」、「自動車検査員研修」のうち、座学についてオンライン方式を可とする
- 自動車整備士養成施設における「座学講習」について、オンライン方式を可とする
（実技講習は、引き続き、対面で実施）



ライブ配信形式



サテライト配信形式



動画配信形式

今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日

施 行：公布の日

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

背景

- 点検整備の方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」に規定
- 各装置の点検は、目視や操作による方法が中心であるが、自己診断機能を搭載した自動車では、スキャンツール等を用いて、同等の点検が行えるようになっている

事業者からのご意見等

- 技術的には、スキャンツール等による点検でも、目視等による点検と同等の効果が得られる
- スキャンツール等による点検により、点検整備に要する作業時間が短縮されることで、作業員1人あたりの付加価値向上にも資する

改正概要(告示)

- 以下の点検項目について、目視による確認に代わり、スキャンツール等による確認を可とする。

【日常点検】

- ①ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキのきき

【定期点検】

- ②ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間
- ③倍力装置(ブレーキ・ブースター)の機能
- ④二次空気供給装置の機能
- ⑤排気ガス再循環装置の機能

例:ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間の確認

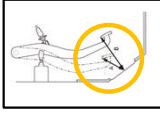
(従来)

ブレーキを踏み込んだときの床面とのすき間をノギス等で測定

(今後)

- ・スキャンツール等による確認でも可

195秒/台 の作業時間削減(平均)

ペダルと床のすき間

今後のスケジュール

公 布:	令和7年7月8日
施 行:	令和7年10月8日

○指定整備記録簿の記載要領一部改正について(抜粋)

別添

「指定整備記録簿の記載要領について」(平成7年3月27日付け自整第67号)の一部改正について

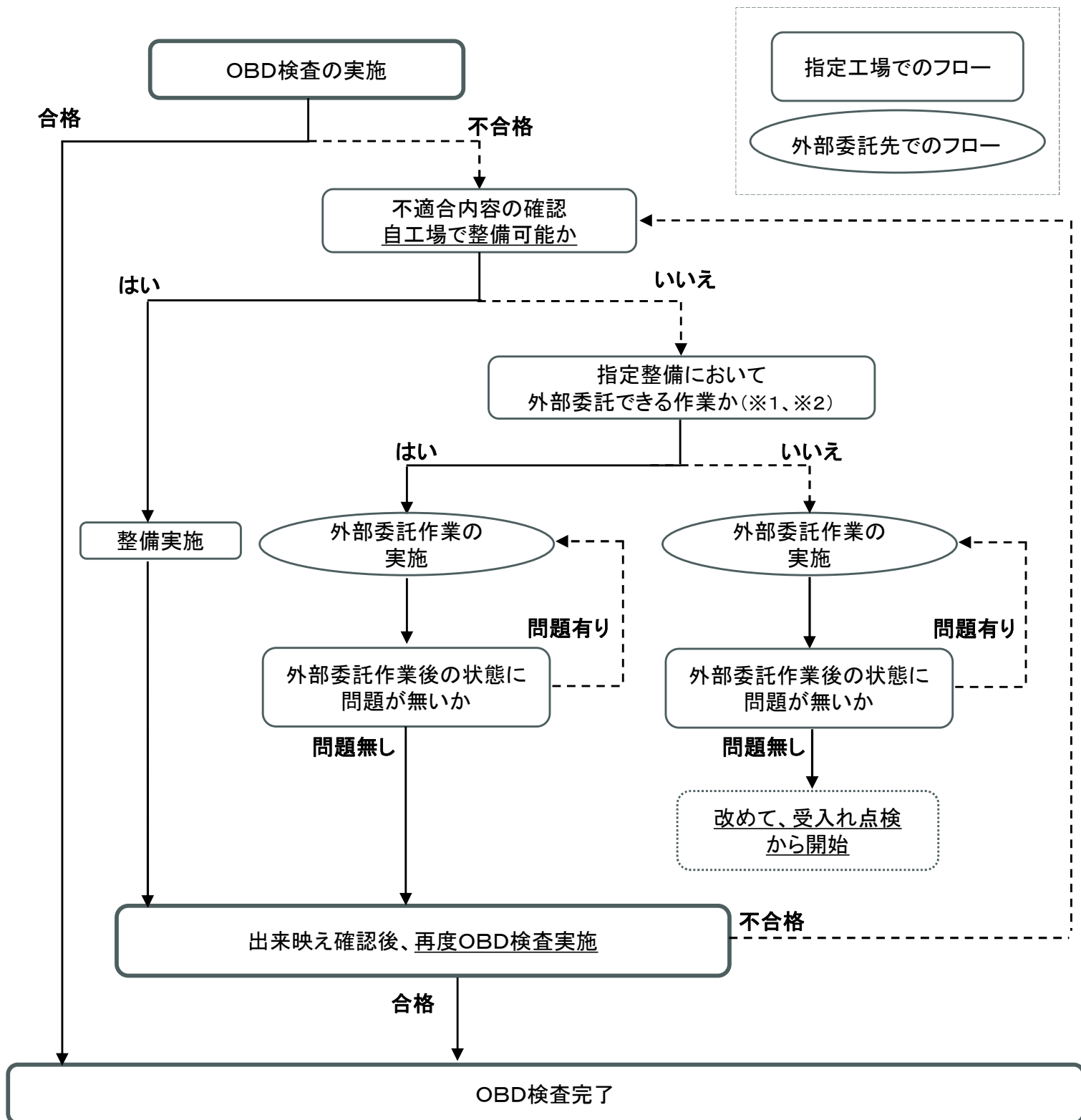
新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
自整第67号 平成7年3月27日 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局自動車整備課長 指定整備記録簿の記載要領について 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成7年運輸省令第8号)が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。 省令の施行に伴い、指定整備記録簿(以下「記録簿」という。)の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図りたい。	自整第67号 平成7年3月27日 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局自動車整備課長 指定整備記録簿の記載要領について 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成7年運輸省令第8号)が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。 省令の施行に伴い、指定整備記録簿(以下「記録簿」という。)の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図りたい。
記	記
1. ～5. (略) 附則 (略) <u>附則 (令和7年7月4日 国自整第87号)</u> <u>1 本改正規定は、令和7年7月4日から施行する。</u> 別紙	1. ～5. (略) 附則 (略) <u>(新設)</u> 別紙
黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)	黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

新	旧																																										
前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (1) (略) (2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合 ① ～④ (略) ⑤カッタオフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る）	前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (1) (略) (2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合 ① ～④ (略) ⑤カッタオフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る）																																										
<table><tr><th colspan="3">前 照 灯</th></tr><tr><th>取付高さ</th><th>右</th><th>左</th></tr><tr><td></td><td>すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm</td><td>cm</td></tr><tr><th>光 軸</th><td>下 水平以下 cm</td><td>下 Cm</td></tr><tr><td></td><td>左・右 cm</td><td>左・右 cm</td></tr><tr><th>光 度</th><td>主×100 1 6 0 cd</td><td>主×100 cd</td></tr><tr><td></td><td>副×100 4 5 cd</td><td>副×100 cd</td></tr></table> (注)「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。 「光軸の上下」の欄に「<u>水平以下</u>」と記入する。 (注)「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を（副）の欄に記入する。 なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には（主）の欄にも記入する。	前 照 灯			取付高さ	右	左		すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm	cm	光 軸	下 水平以下 cm	下 Cm		左・右 cm	左・右 cm	光 度	主×100 1 6 0 cd	主×100 cd		副×100 4 5 cd	副×100 cd	<table><tr><th colspan="3">前 照 灯</th></tr><tr><th>取付高さ</th><th>右</th><th>左</th></tr><tr><td></td><td>すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm</td><td>cm</td></tr><tr><th>光 軸</th><td>下 <u>5－6 cm</u></td><td>下 Cm</td></tr><tr><td></td><td>左・右 cm</td><td>左・右 cm</td></tr><tr><th>光 度</th><td>主×100 <u>1 0 0 cd</u></td><td>主×100 cd</td></tr><tr><td></td><td>副×100 4 5 cd</td><td>副×100 cd</td></tr></table> (注)「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。 (注)「光軸の上下」の欄に<u>右 26cm 及び右 44cm の点のカッタオフラインの位置を間に「－」を挟んで記入する。</u> (注)「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を（副）の欄に記入する。 なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には（主）の欄にも記入する。	前 照 灯			取付高さ	右	左		すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm	cm	光 軸	下 <u>5－6 cm</u>	下 Cm		左・右 cm	左・右 cm	光 度	主×100 <u>1 0 0 cd</u>	主×100 cd		副×100 4 5 cd	副×100 cd
前 照 灯																																											
取付高さ	右	左																																									
	すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm	cm																																									
光 軸	下 水平以下 cm	下 Cm																																									
	左・右 cm	左・右 cm																																									
光 度	主×100 1 6 0 cd	主×100 cd																																									
	副×100 4 5 cd	副×100 cd																																									
前 照 灯																																											
取付高さ	右	左																																									
	すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm	cm																																									
光 軸	下 <u>5－6 cm</u>	下 Cm																																									
	左・右 cm	左・右 cm																																									
光 度	主×100 <u>1 0 0 cd</u>	主×100 cd																																									
	副×100 4 5 cd	副×100 cd																																									
制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例（略） 電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例（略）	制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例（略） 電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例（略）																																										

指定工場におけるOBD検査の判定フロー



※1 指定整備において、外部委託できる作業は以下の通り

- ・機械加工 ・鍛冶 ・メッキ ・溶接 ・タイヤの修理 ・車枠及び車体の修理
- ・電気装置の修理 ・計器の修理 ・自動変速装置その他特殊な部品の修理
- ・電子制御装置整備の構内外注又は一部外注

※2 DTCを消去する作業のみであれば、「自動変速装置その他特殊な部品の修理」に該当し、外部委託が可能
 例)「スピードメータ検査実施後にABSのテルテルが点灯、その後テルテルは消灯しても特定DTCが残る現象」
 について、当該特定DTCを消去する作業

OBD検査関係通達等

～ OBD検査に係る
自動車特定整備事業者遵守事項関係～

認証 指定

《3. 自動車特定整備事業者等のOBD検査システムの利用目的》

認証工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の

OBD確認

指定工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の

OBD確認

OBD検査

【要注意】

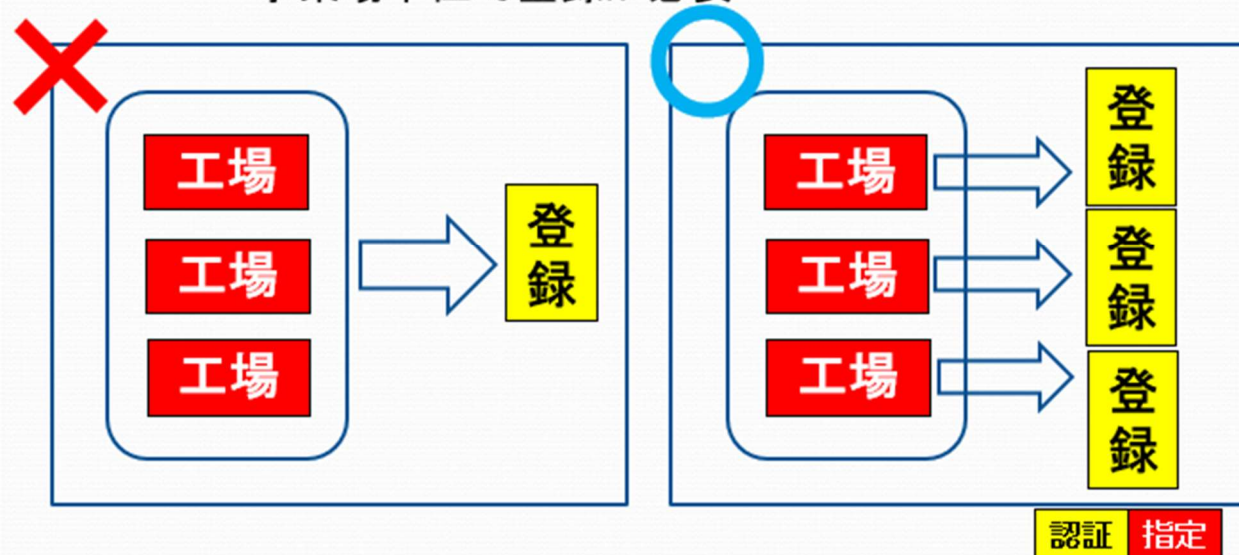
※「当該事業場が点検整備を行う又は行った車両」とは、点検の結果、整備を行う必要が生じた場合に、その整備を当該事業場の責任で行い（整備作業の一部を他社に委託する場合を含む。）、必要に応じて、当該事業場が点検整備記録簿、特定整備記録簿又は指定整備記録簿を作成する車両をいう。以下同じ。

認証 指定

《4. OBD検査システムの利用方法》

(1) 事業場登録について

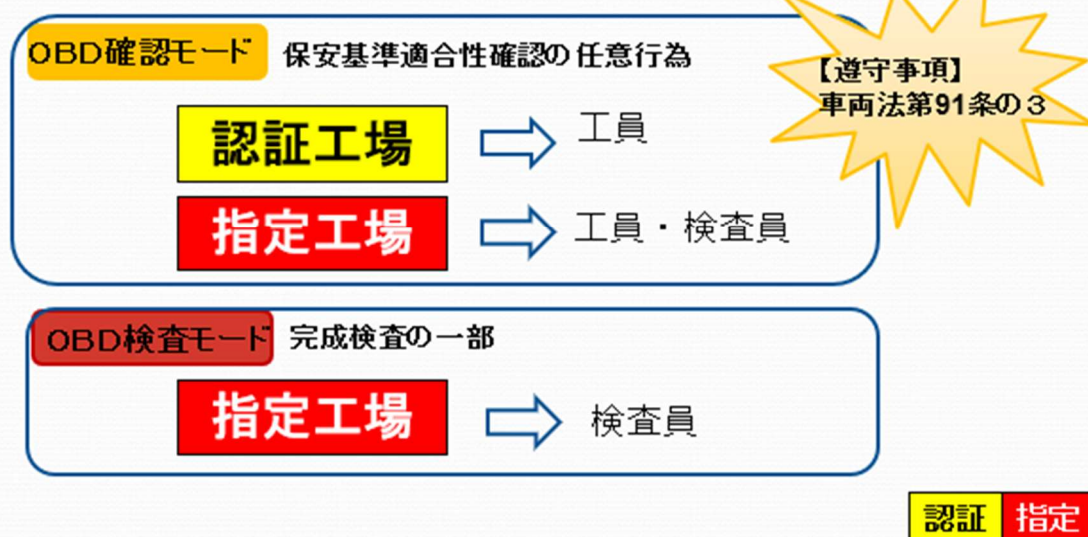
事業場単位で登録が必要



《 4. OBD検査システムの利用方法》

(2) 自動車特定整備事業者等が

利用可能な特定DTCアプリの機能について



《 4. OBD検査システムの利用方法》

(3) 検査用スキャンツールの使用について

認証 **指定**

OBD確認 についても、一般社団法人日本自動車機械工具協会の認定を受けた検査用スキャンツールを使用しなければならない。

(4) 検査用スキャンツールの共同使用について

指定

①事業場ID、ユーザーID及びパスワードは保安基準適合証に記載する事業場及び検査員のものを使用すること。

②共用先の事業場の敷地内で実施した **OBD検査** は、指定を受けた自らの事業場の敷地内で実施したものとみなす。

※共同使用の場合も陸運事務所への届け出が必要です。

【指定工場向け】検査用スキャンツール(機器)の届出について

令和6年10月21日

OBD検査を実施する指定工場においては、(一社)日本自動車機械工具協会が公表する検査用スキャンツールを備えて「指定自動車整備事業の変更届出書 第2号様式(指定)」の届出が必要となります。

今般、届出済みの指定工場において、実際に備付けられているスキャンツールと届出された内容が一致していない事例がありました。検査用スキャンツールは、(一社)日本自動車機械工具協会が公表する『型式、ファームウェアのバージョン、ドライバのバージョン』の3項目すべてが一致していなければ、検査機器として使用することはできません。

これから届出をされる指定工場の皆様におかれましては『型式、ファームウェアのバージョン、ドライバのバージョン』が(一社)日本自動車機械工具協会が公表する内容と一致していることがわかる写真の添付をお願いいたします。

また、下記①～③及び別紙の記載例を参考にして届出書及び添付資料を作成していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

① 準備について

自動車技術総合機構のOBD検査システムへの事業場・利用者登録

特定DTC照会アプリのダウンロード・インストール

(一社)日本自動車機械工具協会が公表する検査用スキャンツールの設置

② 届出書記入にあたっての注意事項

・認定された検査用スキャンツールでなければ届出できませんので、(一社)日本自動車機械工具協会のホームページからご確認ください。

・検査用スキャンツールの備付日は機器の購入日ではなく、(一社)日本自動車機械工具協会ホームページより『型式、ファームウェアのバージョン、ドライバのバージョン』を確認した日を記入し、30日以内に届出してください。

③ 添付資料について

・検査用スキャンツールの『型式、ファームウェアのバージョン、ドライバのバージョン』がわかる写真を添付してください。(次のページに写真の例を載せています)

・『型式、ファームウェアのバージョン、ドライバのバージョン』の確認方法がわからない場合は、ツールメーカーへお問い合わせください。(インターネットで「J2534 バージョン確認」と検索すると一部のメーカーについては確認できます。)

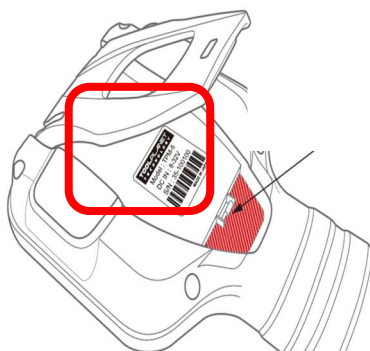
・OBD検査対象車を検査した後であれば、特定DTC照会アプリから使用したVCI情報(型式、バージョン等)を確認することができます。

【添付資料の例】

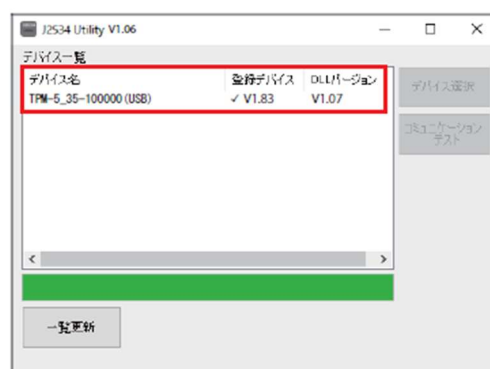
○スキャンツールで確認する場合。



スキャンツール全体
ジョン情報



本体で型式がわかる写真



ファームウェアとドライバのバー

↑ 本体に型式の表示がない場合はパソコンの画面上等でわかる資料を添付。

○特定DTC照会アプリで確認する場合

検査用スキャンツール情報

検査で使用了検査用スキャンツール情報(VCI情報)は以下のとおりです。

項番	項目	内容
1	型式	A-AA100
2	製造番号	9876543210
3	メーカー名(規格Ver0404)	A_tools
4	ドライババージョン(規格Ver0404)	1.11
5	ファームウェアバージョン(規格Ver0404)	1.22
6	メーカー名(規格Ver0500)	
7	ドライババージョン(規格Ver0500)	
8	ファームウェアバージョン(規格Ver0500)	
9	ISO13400(DoIP)	-

【問い合わせ先】

沖縄県自動車整備振興会 指導課 TEL:098-877-7065

陸運事務所 整備部門 TEL:098-875-0300

【参考サイト】



👉 (一社)日本自動車機械工具協会 HP

👉 検査用スキャンツールのVCI確認方法

○検査用スキャンツール設置時の届出について

第2号様式（指定）

検査用スキャンツール設置に伴う指定自動車整備事業の変更届出書の記載例

指定自動車整備事業の変更（届出・申請）書

沖縄総合事務局 殿

届出者欄は、個人事業であれば事業主の氏名及び住所を記入。
法人であれば法人名＋代表者氏名及び法人所在地を記入。

年 月 日
します。

(注)該当しない項目は、○を記入してください。（全ての項目に共通）
(注)必要に応じて、記載枠を追加、削除または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

(ふりがな)	かぶしがいしゃ ○○せいびこうじょう だいひょうとりしまりやく ○○ ○○
届出者 申請者の氏名又は名称	株式会社 ○○整備工場 代表取締役 ○○ ○○
届出者 申請者の住所	沖縄県浦添市字○○-○○-○
電話番号	098-○○○-○○○○
(ふりがな)	かぶしがいしゃ ○○せいびこうじょう なはてん
事業場の名称	株式会社 ○○整備工場 那覇店
事業場の所在地	沖縄県那覇市○○-○○-○
電話番号	098-○○○-○○○○
指定番号	○○○

届出・申請の変更内容	変更年月日	令和 5 年 12 月 5 日
完成検査場の位置又は面積	対象とする自動車	種類 【変更申請】
○ 自動車検査用機械器具設備	業務	次のページの機械設置日を記入。
○ 自動車検査用機械器具設備（共用設備）		

(注)○ 機器の追加・変更・廃棄はこちらに○

1-① 対象とする自動車の種類の変更

対象自動車の種類 の別	普通自動車（大型）	小型四輪自動車
	普通自動車（中型）	小型三輪自動車
	普通自動車（小型）	小型二輪自動車
	普通自動車（乗用）	軽自動車
	大型特殊自動車	

(注)□枠内の該当するものに、追加をするものは○を、廃止をするものは×を、変更がないものは○を記載すること。

1-② 業務の範囲の限定（指定）の変更

業務の範囲の限定 の別	軽油を燃料とする自動車を除く
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く
	カタピラ付大型特殊自動車に限る
	その他（ ）

(注)□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは○を、限定の解除をするものは×を、変更がないものは○を記載すること。

2 工員の構成

工員等の作業の別	合計 (工員数)	整備士数（特殊整備士を除く）			整備士以外の 工員及び特殊 整備士数
		一 級	二 級	三 級	
自動車工（検査）	3 人	人	3 人	人	人
自動車工（整備）	6 人	人	3 人	1 人	2 人
その他（板金工等）	0 人				

(注) その他（板金工等）は、電子制御装置整備に従事する板金工及び電装工等を記載する。

3 屋内作業場の面積の変更

屋内現車作業場	m ²	工員数：自動車検査用機器の変更届出においても現状の工員数を記載してください。	m ²
電子制御装置 点検整備作業場	m ²		m ²
完成検査場	m ²		m ²

(注) 対象とする自動車の種類を拡大する場合にも記載すること。

4 自動車検査用機械器具設備の変更

検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスト				年 月 日
サイドスリップ・テスト				年 月 日
ブレーキ・テスト				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音量計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オバシメータ				年 月 日
検査用スキャンツール	1	〇〇-〇〇〇〇	ファームウェア：〇、〇 ドライバ：〇、〇、〇〇	令和 6年 10月 21日
	1	〇〇-〇〇〇〇	ファームウェア：〇、〇 ドライバ：〇、〇、〇〇	令和 6年 10月 21日
	1	〇〇-〇〇〇〇	ファームウェア：〇、〇 ドライバ：〇、〇、〇〇	令和 6年 10月 21日

(注) 検査機器の名称欄は、□枠内のものに○を記載すること。

機器が複数ある場合は、記入欄を追加してください。

共用設備事業場	所在地	
	管理責任者の氏名	
当該共用設備までの自動車による所要時間		

備付年月日欄：日本自動車機械工具協会のホームページで公表されている「型式とファームウェアバージョン及びドライババージョン」を確認した日を記入してください。

新 設

新 設

新 設

○検査機器変更届出時の事由記載について

2 工員の構成

工員等の作業の別	合計 (工員数)	整備士数 (特殊整備士を除く)			整備士以外の 工員及び特殊 整備士数
		一 級	二 級	三 級	
自動車工 (検査)	3 人	人	3 人	人	人
自動車工 (整備)	6 人	人	3 人	1 人	2 人
その他(板金工等)	0 人				

(注)その他 (板金工等) は、電子制御装置整備に従事する板金工及び電装工等を記載する。

3 屋内作業場の面積の変更

屋内現車作業場	m ²	工員数: 自動車検査用機器の変更届出 においても現状の工員数を記載してくだ	m ²
電子制御装置 点検整備作業場	m ²		m ²
完成検査場	m ²		m ²

(注)対象とする自動車の種類を拡大する場合にも記載すること。

4 自動車検査用機械器具設備の変更

検査機器の名称		数	型 式	能 力	備付年月日	
	ホイール・アライメント・テスト				年 月 日	
	サイドスリップ・テスト				年 月 日	
	ブレーキ・テスト				年 月 日	
	前照灯試験機	1	〇〇-〇〇〇〇	0~1,200hcd	令和 6年 4月 1日	変更
	音量計				年 月 日	
	騒音計				年 月 日	
	速度計試験機				年 月 日	
	一酸化炭素測定器	1	〇〇-〇〇〇〇	0~10%	令和 6年 4月 1日	追加
	炭化水素測定器	1	〇〇-〇〇〇〇	0~10,000ppm	令和 6年 4月 1日	
○	黒煙測定器	1	〇〇-〇〇〇〇	0~100%	令和 6年 4月 1日	減
	オパシメータ				年 月 日	
	検査用スキャンツール	1	〇〇-〇〇〇〇	ファームウェア: 〇. 〇 ドライバ: 〇. 〇. 〇〇	令和 6年 4月 1日	新設

(注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。

5-① 検査施設の

共用設備事業場
当該共用設備まで

欄外に、備付の事由を記載してください。

- ・新設: 新たに機器を設置する場合
- ・変更: 元あった機器は減じて、新たに機器を設置する場合
- ・追加: 機器を追加で設置する場合(例: 1台→2台)
- ・減: 機器を減じる場合

全106年2月20日

No	認定日	メーカー名	型 式	型式試験番号	規格Ver0404		規格Ver0500		対応する規格 (適用プロトコル等)	一対型・分離型	音声転送 VCIの接続	その他特筆事項
					ドライバーストック	フォームウェアバージョン	ドライバーストック	フォームウェアバージョン				
1	令和5年3月31日	株式会社バンザイ (BANZAI)	MST-mano	JASEA-KS-1	1.08	1.82.5			・ISO9141	分離型	有線のみ	No.24に同型式の記載有
2	令和5年3月12日	株式会社インターサポート (EZDS CORPORATION)	ZENITH Z5	JASEA-KS-2	954.37.938	2.20			—	分離型	有線のみ	商品名: G-SCAN Z
3	令和5年7月31日	株式会社インターサポート (EZDS CORPORATION)	ZVCI	JASEA-KS-3	954.37.938	2.20			—	分離型	有線のみ	商品名: G-SCAN Z Tab
4	令和5年8月7日	株式会社デンソー (DENSO CORPORATION)	DN-DST-010-A	JASEA-KS-4	2.0.8	2.0.6.16※	2.0.4	20.0.18※	・ISO9141 ・ISO13400 (DoP)	分離型	有線 無線(WiFi・Bluetooth)	※特定DTC読み取りアプリに書き込まれるファームウェアのバージョンにより書き込み可能 ・音声転送(VCIの接続が有線) ・Wi-Fi ・音声転送(VCIの接続がBluetooth) ・有線・音声転送(VCIの接続が有線) ・Wi-Fi オプション: ●車とVCI間の無線ケーブル(CAN) R6.1.1.9
5	令和5年3月23日	日立Astemo アフターマーケット ジャパン株式会社 (HITACHI)	HDM-9000	JASEA-KS-5	1.07	1.83			・ISO9141	分離型	有線のみ	—
6	令和5年3月28日	株式会社ツールプラネット (TOOLPLANET)	TPM-5	JASEA-KS-6	1.07	1.83			・ISO9141	分離型	有線のみ	—
7	令和5年3月4日	株式会社ツールプラネット (TOOLPLANET)	nanoBT	JASEA-KS-7	1.07	1.83			・ISO9141	分離型	有線のみ	特定DTC読み取りアプリに書き込まれる型式は NANO-BT
8	令和5年3月6日	株式会社バンザイ (BANZAI)	MST-7R	JASEA-KS-8	1.07	1.83			・ISO9141	分離型	有線のみ	—
9	令和5年3月6日	株式会社ツールプラネット (TOOLPLANET)	TPM-7	JASEA-KS-9	1.07	1.83			・ISO9141	分離型	有線のみ	—
10	令和5年3月6日	株式会社インターサポート (GT CORPORATION)	G-SCAN3	JASEA-KS-10	1.00.25	1.27			—	分離型	有線のみ	—

47

《 5. OBD検査システムの利用に関する遵守事項》

(4) 対象車両、実施場所及び実施後の車両取扱い

- ① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対してOBD検査又はOBD確認を**実施しないこと**。

他の事業場で点検整備整備した車両
OBD検査のみの依頼

OBD確認のみ依頼



- ② OBD確認は**認証を受けた自らの事業場の敷地内**において、OBD検査は**指定を受けた自らの事業場の敷地内**において実施すること。

【実施不可(例)】

- ・ 認証・指定を受けた敷地外の、自社駐車場
- ・ 出先でのOBD確認

認証 指定

《 5. OBD検査システムの利用に関する遵守事項》

(4) 対象車両、実施場所及び実施後の車両取扱い

- ③ OBD検査又はOBD確認を**実施後**、合否に影響を及ぼす**整備又は改造**を行ってはいけません。

- ④ OBD検査又はOBD確認を**実施する車両として**OBD検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と**異なる車両**のOBD検査又はOBD確認**結果を**OBD検査用サーバーに**記録しないこと**(替え玉の禁止)。

※車検更新後もOBD検査に影響のある改造等はしてはいけません。

認証 指定

《 6. OBD検査における検査の合理化

及び補助者の行える作業範囲》

- (1) 「OBD検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造」は **検査員の責任により判断**すること。
- (2) 検査対象車両との**同一性の確認**、特定DTC照会アプリへの**車両情報の入力**の**真正性**については、**自動車検査員が責任をもって確認**すること。

補助者が行って良いこと



OBD検査時に検査員が絶対に行うこと

- ・アプリへのログイン
- ・入力された車両情報の確認
- ・OBD検査の「要否確認」
- ・車両のエンジン始動
- ・OBD検査の「実行」
- ・OBD検査結果の確認
- ・VCIの取り外し

道路運送車両法施行規則第六十二条の二(昭和二十六年運輸省令第七十四号)(抄)

《自動車特定整備事業者の遵守事項》

六の三 検査整備用電子情報処理組織(車載式故障診断装置の診断結果を活用して自動車が道路運送車両の保安基準に定める基準に適合するかどうかの確認を行うため、機構の使用に係る電子計算機と自動車特定整備事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。)を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。



OBD検査システムで使用する **ID・パスワードが他者に漏洩しないよう**対策を講じてください。

第3者に不正使用されるような状態は安全性が確保されていないこと。

他の事業者からID等の提供を受けての使用も禁止です。

認証 指定

道路運送車両法施行規則第六十二条の二(昭和二十六年運輸省令第七十四号)(抄)

《自動車特定整備事業者の遵守事項》

六の四 検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録するときは正確な情報を記載すること。



解説！

OBD検査システムに入力する情報は正確に記録する必要があります。

【不正な記録に該当する事項】

- ① OBD検査及びOBD確認に係る不正なデータ(替え玉等)を送信した
- ② OBD検査及びOBD確認実施後にOBD検査に影響のある整備等を実施して車検場に持ち込んだ
- ③ 自事業場で点検整備を実施する(した)車両以外の車両にOBD検査又はOBD確認を実施した
- ④ 決められた事業場の敷地外でOBD検査又はOBD確認を実施した

不正な手段で検査結果を記録するような行為は禁止されています。

国自整第267号(令和6年3月28日付け)

「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理に係る遵守事項及び留意事項について」

《 1. 機構の定める利用規約に従って適切に管理》



OBD検査ポータルからシステム・アプリそれぞれの利用規約が確認可能

特定DTC照会アプリ利用規約(一部抜粋)

第5条

- 2 自動車特定整備事業者に属するアプリ利用者は次の第1号から第6号に掲げること、
それ以外のアプリ利用者は第1号から第4号、第7号及び第8号に掲げること、
それぞれ遵守するものとします。
- (1) ユーザーID及びパスワード(以下、「ID等」という。)をアプリ利用者本人以外に使用させないこと
 - (2) ID等の漏洩に繋がる行為を行わないこと
 - (3) ID等が漏洩した可能性が認められた場合、直ちにパスワードの変更を行うこと

《 2. ID等の不正使用又は幫助の禁止》

①他社のID使用(なりすまし)の禁止

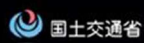
②IDの貸し渡し・使用させること(幫助)の禁止

※OBD検査用サーバーには検査結果の他、いつ・どのID(名前)で行ったか全て記録が残ります。

犯罪です

認証工場以外の者がOBD検査システムのID及びパスワードを使用した場合、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される可能性があります。

これを幫助・教唆した者も、30万円以下の罰金に処される可能性があります。



国自基第221号 国自整第270号(令和6年3月28日付け)
「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」

～ OBD検査用サーバーに
接続できない場合の特例措置～

指定

《 2. 特例措置の対象》 → OBD検査 のみ

2-1. 特例措置を適用する事象

- (1) 機構のOBD検査用サーバーの障害
- (2) 通信障害・電力障害
- (3) OBD検査用サーバーのアップデート等指定自動車整備事業者の責でないと機構が認めた場合



によりOBD検査用サーバー（OBD結果参照システムを除く）に接続できない事象

2-2 特例措置が適用されない事象の例

- (1) 自社の保有する機器の障害
- (2) OBD確認
- (3) 検査用スキャンツール又は自動車のOBDの不具合



指定

3-1. サーバー障害

確認方法：OBD検査ポータル又はコールセンター

特例措置の開始：機構が認定した時点

特例措置の終了：復旧が認定された時点が含まれる日が終了する時点

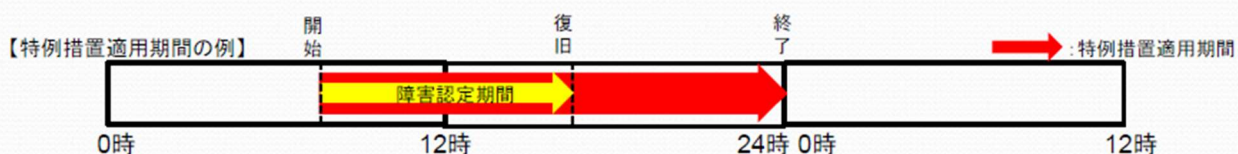
3-2. 通信・電力障害

確認方法：OBD検査ポータル又はコールセンター

※自己で判断する場合は3-2-9にて

特例措置の開始：機構が認定した時点

特例措置の終了：復旧が認定された時点が含まれる日が終了する時点



指定

国自基第221号 国自整第270号(令和6年3月28日付け)
「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」

3-3. OBD検査用サーバーのアップデート等

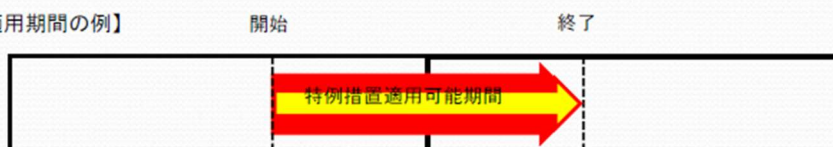
確認方法：OBD検査ポータル又はコールセンター

(アップデートはOBD検査ポータル等にて事前掲載あり)

特例措置の開始：OBD検査ポータル等にてあらかじめ機構が
お知らせした開始時点

特例措置の終了：OBD検査ポータル等にてあらかじめ機構が
お知らせした終了時点

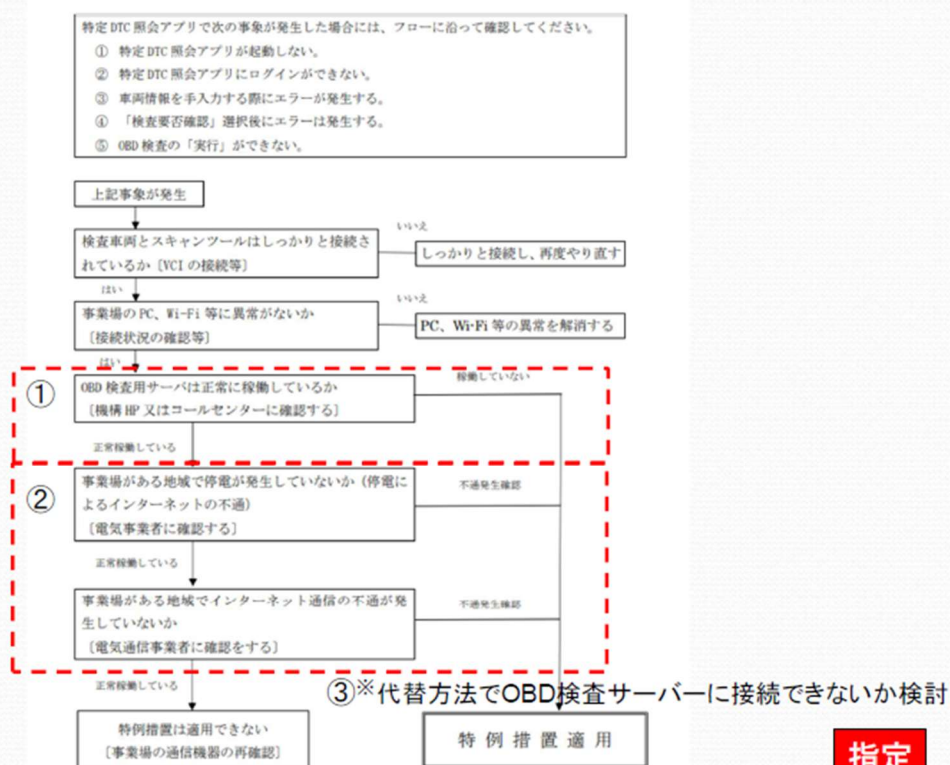
【特例措置適用期間の例】



指定

国自基第221号 国自整第270号(令和6年3月28日付け)
「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」

(参考) 特例措置適用判断の流れ



指定

国自基第221号 国自整第270号(令和6年3月28日付け)
「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」

④通信・電力障害が発生したことを確認できる記録を残す。
【記録例】

(通信会社・電力会社への問い合わせ履歴) (通信会社・電力会社のHPの写し)

別紙(様式第○号)
通信・電力障害発生時の確認記録

作成日: 令和○年○月○日
●●市●●区●●町●●丁目●●番●●号

☐ 通信・電力障害の発生を確認した日時
①記録()
・令和○年○月○日 ○時○分

☐ 通信・電力障害の確認方法
①記録()
・通信会社(●●株式会社)のホームページより確認
・電力会社(●●株式会社)のコールセンターに確認

☐ 通信・電力障害の発生を確認した日時
①記録()
・令和○年○月○日 ○時○分

☐ 通信・電力障害の発生を確認した担当者
①記録()
・氏名 太郎 (自社自動車課長)
・所属 次郎 (自社車検員)

☐ 通信会社・電力会社のホームページの写し(あれば添付)

(プレスリリース)
2024年4月28日
沖縄電力株式会社

宮古支店管内における停電について(第1報)

本日3時12分、宮古島全域において停電が発生しております。
停電中の地域にお客さまには、大変ご不便をおかけしておりますことを深くお詫言申し上げます。
当社では事故原因の調査を進め、原因調査および事故復旧に向けた作業を行っております。

<停電概要>
停電地域: 宮古島全域
最大停電戸数: 約25,000戸(4月28日3時12分)
停電原因: 調査中

以上

引用資料: 沖縄電力株式会社
ホームページより

2年間保存しなければならない

指定

国自基第221号 国自整第270号(令和6年3月28日付け)
「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」

4. 特例措置

特例措置を適用する場合、異常を示すテールライトの点灯・点滅がないことを確認

検査項目による検査

項目	検査結果	備考
最低地上高	○	
最大安定傾斜角度	○	
最小制動半径	○	
原動機及び動力伝達装置	○	
走行装置	○	
操縦装置	○	
制動装置	○	
燃料装置及び電気装置	○	
乗客及び乗務員	○	
連結装置	○	
燃料装置及び物品積載装置	○	
前面ガラスその他の窓ガラス	○	
騒音防止装置	○	
ばい煙等の発煙防止装置	○	
灯火装置及び反射器	○	
警報装置	○	
指示装置	○	
視野を確保する装置	○	
走行距離計その他の計器	○	
防火装置	○	
内圧装置及びその附属装置	○	
自動運行装置	○	
その他	○	

「OBD検査結果」欄の良に○

OBD検査結果: 良

「走行テスト等の方法と結果」欄に必要事項を記載

走行テスト等の方法と結果
確認日: 令和○年○月○日 ○時○分 テールライト点灯・点滅なし

テールライトの点灯状況を写真又は動画を記録・保存
日時が分かるもの(時計等)と一緒に

指定

～【参考】OBD検査～

認証
指定

OBD検査対象の車両について

☐ 型式指定車 ・ 多仕様自動車

かつ

☐ 二輪、側車付二輪、大型特殊 以外

かつ

☐ 国産車: 令和3年10月1日以降 のニューモデル
☐ 輸入車: 令和4年10月1日以降 のニューモデル

かつ

対象外

×
二輪

×
大特

×
並行
試作

OBD検査対象車

※車検証備考欄に「OBD検査対象」と記載あり


OBD検査対象型式第1号
(三菱・アウトランダー)


(軽を除いて) 第2号
(レクサス・LX600)

※これより新しいモデルがOBD検査対象車

☐ 型式指定日等より **2年経過**

かつ

☐ 初度登録より **10ヶ月経過**

検査不要

×
型式指定日等より2年経っていない
(車検証の「OBD検査開始年月日」より前)

×
初度登録から10ヶ月経っていない

省略可

事前(5日以内)に認証工場でOBD確認を実施
※後き打ち(一定確率)で「検査用」(省略不可)と判定される。



OBD検査を実施

※これらは システムで自動判定 される

OBD検査対象の要否については特定DTC照会アプリで確認してください

55

【記載例】OBD検査対象車 自動車検査証(紙)

自動車検査証

品川 399 3 1234

型式 1234-5678

車検開始年月日 令和6年10月1日

備考欄: みほん

備考

OBD検査対象車
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日

【記載例】OBD検査対象車 電子自動車検査証

自動車検査証

品川 399 3 1234

型式 1234-5678

車検開始年月日 令和6年10月1日

備考欄: みほん

ICチップ内記載内容: みほん

備考

OBD検査対象

券面上の記載内容

備考

OBD検査対象車
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日

ICチップ内の車検証記載情報の読取内容

車両ECUから読み出される車台番号等の情報の取り扱いについて

ごく稀に、車検証に記載されている車台番号と車両ECUに記録された車台番号等の情報が異なる車両や、車両ECUに車台番号等の情報が記録されていない車両が存在する。

《状況》

車検証に記載されている車台番号



車両ECUに記録された車台番号

車両ECUに
情報が記録されていない車両

《対応》

- ① 車検証に記載されている車台番号を真とし
OBD検査又はOBD確認を行う。
- ② 認証工場でOBD確認を行った車両は、
念のため、検査場におけるOBD検査を実施する。



【OBD検査】の基準は？

■ OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。

装置の種類	事例
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	・ OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ・ 警告灯を点灯させるための信号 (MIL信号) が出力されているもの ・ 1つもレディネスコード (故障診断の前提条件が成立していることを示すコード) が記録されていないもの ・ 当該装置に係る特定DTC (OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード) が1つ以上記録されているもの ・ 上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	・ 当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの

■ 最新情報はこちらで

OBD検査ポータルサイト：



OBD検査を実施するにあたって：



■ お困りの時はこちらへ

OBD検査コールセンター： 0570-022-574

整備部門からのお願い事

●一時抹消登録された中古自動車の保安基準適合証の交付範囲について

		保安基準適合証を 交付できるもの	自動車の提示をしな くてもよいもの	備 考
構造等に関する事項（道 路運送車両法施行規則 第43条の2）に変更が ないもの	・乗用車 ・小型貨物（注） ・軽自動車 ・二輪自動車	○	○	
	・上記以外	○	×	

（注）貨物の運送に供する小型自動車のうち、**最大積載量が1トン以下**であり、かつ、当該小型自動車に係る登録識別情報等通知書の車体の形状の欄に「**パン**」又は「**三輪パン**」と記載されているもの。

●保安基準適合証の記載について

・最終検査申請日について

保安基準適合証 限定保安基準適合証 番号 令和 4 年 2 月 2 日交付		0000000001
指定自動車整備 事業者の氏名又は 事業場の名称及び 所在地	印	指 定 番 号 沖指第1234号 自動車 検査登 録印紙
次の自動車 検査の年月日 令和 4 年 2 月 1 日 自動車検査員の氏名 浦 添 次 郎	印	最終の検査申請日 令和 4 年 2 月 1 日 最終の検査申請日 保険会社 AB-123456 ○○保険 AC-789012 △△保険
自動車登録番号 又は車両番号 車 台 番 号 使用 者 氏名又は名称 住 所 乗 車 定 員 最大積載量 用 途 車両総重量 保 険 期 間 令和2年1月1日から令和6年2月1日まで		走行距離計表示値 1,198.00 km mile メータ交換あり 有効期間切り捨て了承済み

注1 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。
 2. 限定保安基準適合証は、有効自動車検査証とともに提出すること。

POINT
月ごとカレンダーがあると便利!

30	31	①	②	③	④	⑤
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

指定整備記録簿確認
 （100km未満は切捨て）
 輸入車等で mile 表示の場
 合は mile に○を記入する。
 継続検査申請書(OCR)の
 mile 欄に②をを入れるのを忘れな
 いこと。

※メータについては「下記
 走行距離について参照して
 ください」。

最終の検査申請日について

保安基準適合証の有効期間内（検査の日から15日間）に自賠責保険期間が満了する場合は、保険期間が不足とならないように、当該保険の最終満了日と同じ月日を記載すること（年については、検査年月日から起算した年を記載する）

例：自家用自動車（有効期間2年）

保安基準適合証完成検査日：令和4年2月 1日→令和4年2月15日まで有効（15日間）

自賠責保険期間最終満了日：令和6年2月11日→**最終の検査申請日 令和4年2月11日**

※走行距離について（記入例）

有効期間切り捨てる場合：「有効期間切り捨て了承済み」

走行距離が車検証よりも少ない場合

- ・メータ交換している：「メータ交換あり」

記録簿にも記載し、OCRの走行距離欄の横に①（マイルの場合は③）の記入をお願いします。

- ・メータ交換がなく前回の走行距離修正不要の場合：「前回走行距離修正不要 了承済み」

- ・前回走行距離修正が必要な場合は、整備部門へ要相談

●協力依頼

- ・重量税の金額確認方法について

継続検査書類提出時に重量税額の間違ひがある場合がございます、あらかじめ下記のサイトをご活用頂き重量税金額のご確認をお願い申し上げます。また、印紙はバラバラに貼らず消印がしやすいように（金額がわかりやすいよう）印紙貼付けのご協力をお願い致します。

※毎日の業務でお忙しい事とは存じますがよろしくお願い申し上げます。

<https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/nextmvtt-web/>

※PC、スマートフォンのWebから「次回自動車重量税額照会サービス」で検索すると当該照会サービスサイトが出てきます。

○自動車重量税額照会サービスについて



次回自動車重量税額照会サービス

初めての方	よくあるご質問	利用規約	ご利用上の注意	プライバシーポリシー	セキュリティ	お問い合わせ先
> ホーム						
次回自動車重量税額照会サービス						
次回の車検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。 車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。						
■お知らせ						
2026/0 【重要】2026/0 【重要】2025/10/ 【重要】2025/08/17 【重要】2025/04/04 8月1 一部 メンテナンス作業のお知らせ 重量税額の算出誤りについて						
■次回自動車重量税額照会						
次回自動車重量税額照会を行う場合は、 「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。 (ご利用可能時間 1:00~23:00)						
照会画面へ						



次回自動車重量税額照会サービス

初めての方	よくあるご質問	利用規約	ご利用上の注意	プライバシーポリシー	セキュリティ	お問い合わせ先
> ホーム > 次回自動車重量税額照会入力						
下記の項目に入力後、照会ボタンを押してください。						
1. 車台番号（必須）						
※自動車検査証等に記載されている車台番号の全桁を入力してください。						
☒ 車台番号が英数字のみの場合						
(半角英大文字、半角数字、半角ハイフンまたは半角ピリオド)						
☐ 車台番号に漢字が含まれる場合						
[選択] [] [] []						
(選択) (半角数字)						
2. 検査予定日（運輸支局等で継続検査等の手続きを行う予定日）（任意）						
yyyy/mm/dd カレンダー						
照 会						

・「車台番号」と「検査予定日」を入力 → 「照会」をクリック

○自動車重量税額照会サービスについて(軽自動車)



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

次回自動車重量税額照会サービス

[初めての方](#)
[よくあるご質問](#)
[利用規約](#)
[ご利用上の注意](#)
[プライバシーポリシー](#)
[セキュリティ](#)
[お問い合わせ先](#)

> ホーム

次回自動車重量税額照会サービス

次回の車検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。
「車台番号」・「検査予定日」を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。
構造等に変更がある検査申請の場合は、正しい自動車重量税額の照会ができない場合があります。
詳しくは「よくあるご質問」の「自動車重量税に関する質問」をご確認ください。

■お知らせ

お知らせ一覧 >

- 【重要】 2023/12/13 令和6年度サービス提供時間の変更について
- 【重要】 2023/12/13 令和6年1月4日（木）メンテナンス作業のお知らせ

■次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、
「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
(ご利用可能時間 8:00~23:00)

登録車及び小型二輪車の「次回重量税額照会サービス」はこちら
<https://www.nextmvt.mlit.go.jp>

照会画面へ





軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

次回自動車重量税額照会サービス

[初めての方](#)
[よくあるご質問](#)
[利用規約](#)
[ご利用上の注意](#)
[プライバシーポリシー](#)
[セキュリティ](#)
[お問い合わせ先](#)

> ホーム > 次回自動車重量税額照会入力

下記の項目に入力後、照会ボタンを押してください。

1. 車台番号 (必須)

※自動車検査証等に記載されている車台番号の全桁を入力してください。

☒ 車台番号が英数字のみの場合

(半角英大文字、半角数字、半角ハイフンまたは半角ピリオド)

☐ 車台番号に漢字が含まれる場合

(選択) []

(半角数字)

2. 検査予定日 (軽自動車検査協会にて継続検査等の手続きを行う予定日) (必須)

照 会

・「車台番号」と「検査予定日」を入力 → 「照会」をクリック

●継続検査申請書（OCR）について

- ・記入欄への記載（使用者名・住所等・走行距離）間違いが多いので注意を！
- ・OSSにおいても住所・氏名の不一致が多いので自動車検査証の記載のとおりお願いします。違うと却下されます。

※旧漢字について入力不可の場合：新漢字で入力し、備考欄にその理由を記載（例：旧漢字入力不可のため）

黒枠OCRシート記入時の注意点

<正読：○>に従い、黒枠に重ならないように、枠内に文字を明瞭に記入してください。

<正読：○>

あ	い	う	え	お	か	き	く
な	に	ぬ	ね	の	は	ひ	ふ
る	れ	ろ	わ	を	ん		
A	B	C	D	E	F	G	H
U	V	W	X	Y	Z		

<誤読：×>

あ	い	う	え	お	か	き	く
な	に	ぬ	ね	の	は	ひ	ふ
る	れ	ろ	わ	を	ん		
A	B	C	D	E	F	G	H
U	V	W	X	Y	Z		



誤読の原因となります。

項番	事象	記入イメージ
1	黒枠と文字が重なっている	
2	黒枠から文字がはみ出している	

用紙品質によるOCR読取への影響

黒枠OCRシートは、汎用紙化により、申請者側で用意した紙が使用可能となります。



そのため、下記の紙質等の条件を満たしていない用紙を使用した場合には、誤読発生の可能性が高くなります。

項番	項目	内容
1	用紙の種類	「コピー用紙」、「普通紙」、「PPC用紙」等の表示で、市販されているものを使用してください。
2	用紙の大きさ	A4版（日本工業規格A列4番）であることが必要です。
3	白色度	紙の白さを示す度合として、80%以上であることが必要です。 <正読：○> <誤読：×>

●継続検査等において検査場で提示する書類について（紙検査証の場合）

クリップは「左上」にお願いします。

②車検証

①自動車検査票

並び順

※継続検査受検の際には、書類の紛失防止と効率化のため以下の①及び②のみ提示をお願いします。

●継続検査後、更新窓口で提出及び提示する書類

継続検査申請書(OCRシート)

車検証

重量税納付書(検査自動車)

自動車検査票

(旧)自賠責保険証

(新)自賠責保険証

納税証明書

※お持ちの場合は提出してください。
※納税データが反映されている場合は省略できますが反映に時間がかかる場合があります。

並び順

※ 提出書類以外は提出しないようにお願いいたします。
※ 自賠責保険証は袋から出して提出ください。
(電子自賠は、データが反映されてない場合、提示を求める場合があります)

電子検査証の場合

●継続検査後、更新窓口で提出及び提示する書類

継続検査申請書(OCRシート)

重量税納付書(検査自動車)

自動車検査票

(旧)自賠責保険証

(新)自賠責保険証

納税証明書
 ※お持ちの場合は提出してください。
 ※納税データが反映されている場合は省略できますが反映に時間がかかる場合があります。

電子検査証

※ 提出書類以外は提出しないようにお願いいたします。
 ※ 自賠責保険証は袋から出して提出ください。
 (電子自賠責は、データが反映されてない場合、提示を求める場合があります)

●OCRシートの記入例について

●持ち込み認証工場

②⑩証明書指示：空欄
126整備工場コード：
「99+認証番号」
走行距離：空欄

記入要

●指定工場

・ハイブリット申請（電子保適）の場合

記入しない

②⑩証明書指示：空欄
126整備工場コード：空欄
走行距離：空欄

記入要

・紙タイプの保適による申請

②⑩証明書指示：「1」
126整備工場コード：
「99+指定番号」
走行距離：「記入」

記入要

自動車のリコール・不具合情報



現在位置: [トップ](#) > 自動車の不具合情報ホットライン

- メニュー
- トップページ
- 自動車のリコール制度について
- リコール情報検索
- リコール届出情報一覧
- 自動車不具合情報ホットライン
- 不具合情報検索
- 事故・火災情報検索
- よくあるお問い合わせ
- 公表資料
- 自動車を安全に使うためには
- 利用規約等
- バナーダウンロード

- リンク
- チャイルドシートコーナー
- 自動車アシスタント
チャイルドシートアシスタント

自動車の不具合情報ホットライン



クルマの不具合情報をお寄せ下さい
自動車不具合情報
ホットライン

皆様の声は、メーカーがきちんとリコールしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用します。

フリーダイヤル **0120-744-960** (年中無休・24時間)
(オペレーター受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

【ご注意】商品性や金額に関わる問い合わせは受付対象外です。詳しくはよくあるお問い合わせをご覧ください。

↓ウェブ入力はこちらから↓

車両の不具合
(4輪・2輪 共通)

タイヤ・チャイルドシート
その他後付装置等の単体購入品の不具合

こちらは、自動車不具合情報ホットラインのページです。国土交通省では、リコールの迅速かつ確実な実施のため、皆様からの不具合情報を収集しています。

自動車やタイヤ、チャイルドシートに異常を感じられたら、自動車不具合情報ホットラインにご連絡頂きますようお願いいたします。

※車両情報を正確に把握するため、不具合情報を提供して頂く際には、お手元に車検証などの車両情報が分かるものをご用意の上でご連絡ください。

【このページの内容】

1. [ホットラインの連絡先](#)
2. [リコールには不具合情報が重要です](#)
3. [入力フォーム・検索システム等について](#)



※PC、スマートフォンのWebから「自動車の不具合情報ホットライン」で検索すると当該照会サービスサイトが出てきます。

安心して暮らせる理由は、

自動車整備士

の仕事

全国に約92,000の工場  地元で就職可能



写真提供：藤沢商店



クルマに乗る人も乗らない人も安心して暮らせる理由は

自動車整備士の仕事

国家資格

働きながら
スキル
アップ

全国に
92,000軒の工場
地元で
就職可能



自動車整備人材確保・育成推進協議会

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会／全国自動車大学校・整備専門学校協会／全国自動車短期大学協会／
一般社団法人日本自動車販売協会連合会／一般社団法人全国軽自動車協会連合会／一般社団法人日本自動車工業会／
一般社団法人日本自動車連盟／日本自動車車体整備協同組合連合会／全国自動車電装品整備商工組合連合会／
全国タイヤ商工協同組合連合会／全国オートバイ協同組合連合会／一般社団法人日本自動車販売協会連合会／
日本自動車輸入組合／一般社団法人自動車用品小売業協会／公益財団法人日本自動車教育振興財団／一般社団法人日本自動車会議所

自動車整備士の 仕事って？



自動車整備士の
技術も
アップデート！

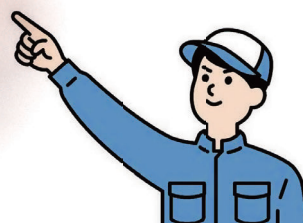
スキャンツール
Scan Tool

自動車の装置が正常に作動しているかどうかを判断するスキャンツールで、故障箇所を容易に見つけることができます。

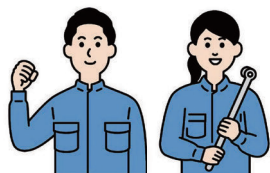


自動車整備士
主な
“3つ”の仕事

自動車に故障や異常がないかを確認する「点検」、故障や異常のある箇所の機能回復を行う「整備」、そして、自動車が国の定めた基準に適合していることを確認する「車検」などが自動車整備士の主な仕事です。



自動車
整備士への
ルート

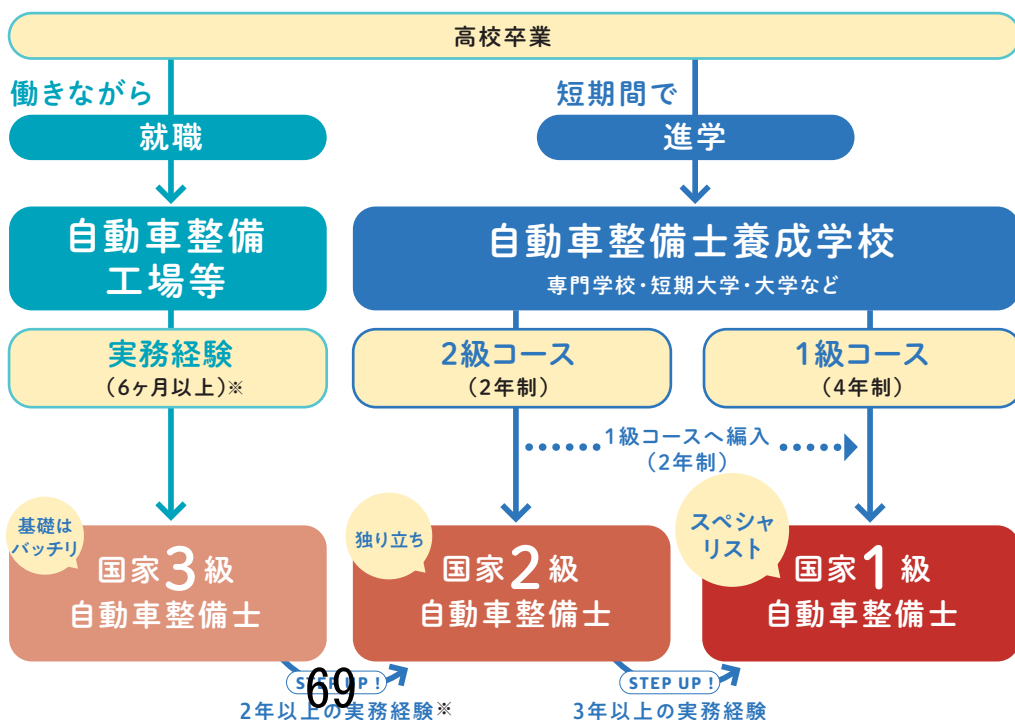


全国の養成学校の
情報はこちら



上級へのステップアップを含めた資格取得には、国が行う自動車整備士技能検定の学科及び実技試験に合格する必要があります。（一部免除規定あり）

※機械・電気・電子に関する学科を修了した場合は、短縮になる可能性があります。短縮要件については、最寄りの地方運輸支局等にお問い合わせください。



69
2年以上の実務経験※

STEP UP!
3年以上の実務経験

自動車整備士の魅力3選

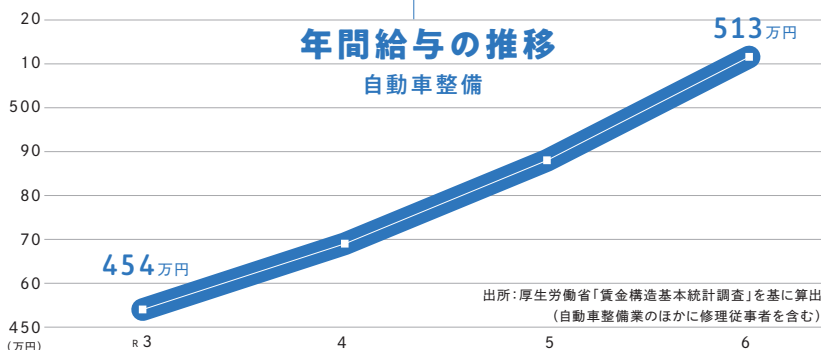


1 仕事がありません！ 需要の安定

自動車がある限り必要な職業です。

2 収入を得やすい仕事！ 給与の上昇

年間給与は増加傾向にあります。



3 地元で就職が可能！ 職場の選択肢

全国に約92,000工場あり、住み慣れた街での就職が可能です。

自動車整備工場は全国に

約 **92,000** 工場

全国のコンビニ約56,000軒の1.6倍

自動車整備士として
活躍できる場所

整備工場／ディーラー／
自動車メーカーなど

Interview

管理職に聞いてみた

「この人がいるから大丈夫」
そう思ってもらえる存在に。」



サービスセンター 所長
ヨコタヒロム
横田拓さん

自動車整備高等技術
専門学校(2年制)卒業
入社28年目
(国家1級自動車整備士)



整備士としてキャリアを積み重ね、2016年に管理職に就きました。今は、一人ひとりが成長でき、安心して働ける職場づくりを目指しています。トラブルや忙しいときこそ冷静さを保ち、年齢や役職を超えて、意見を交わせる雰囲気づくりに取り組んでいます。

「現場を経験したからこそ、
伝えられる整備の魅力。」



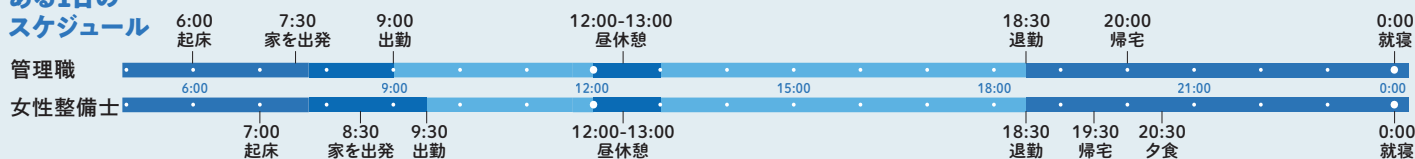
人事部 採用教育課 担当課長
タカタダイサク
高田大作さん

自動車整備高等技術
専門学校(2年制)卒業
入社24年目
(国家1級自動車整備士)



20年間整備士として培った経験を活かし、現在は人事部で採用活動に携わっています。採用は、一人の未来に関わる責任ある仕事です。だからこそ、誠意を持って求職者の方の思いを丁寧に引き出します。現場を知っているからこそ伝えられる経験談も交えながら、一人ひとりに寄り添ったサポートを続けていきます。

ある1日の スケジュール



女性整備士に聞いてみた

「自分の技術を、
次の世代へつなぐために。」



キムラユキ
木村友紀さん
自動車整備高等技術
専門学校(2年制)卒業
入社8年目
(国家2級自動車整備士)
(自動車検査員)



将来は、店舗では対応が難しい不具合を解決する専門チームで働くことが目標です。そして、自分の整備で培った技術を未来の若い整備士に伝えていきたいと思っています。その夢に向けて、日々の業務を大切にしながら、着実に技術と人間力を磨いています。

「車を知ることは自分を守ること。
その大切さを伝えたい。」



スズキナミ
鈴木七海さん
理系大学(4年制)卒業
入社6年目
(国家3級自動車整備士)



一度は整備士の夢をあきらめ、ディーラーで事務の仕事に就きましたが、昨年その夢をあきらめず挑戦し、現在は整備士として働いています。女性だからといって、整備の仕事はできないことはありません。私は車が大好きなので、お客様にも車を好きになっていただけるよう、情熱を持って日々車とお客様に向き合っています。

「優良誤認表示」とは？

優良誤認表示の概要

景品表示法では、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示を優良誤認表示として禁止しています。

品 質	規 格	その他の内容
商品に関する成分や属性を指し、前者には、原材料、純度、添加物などが、後者には、性能、効果、鮮度などが含まれます。	国、公的機関、民間団体などが定めた一定の要件を満たすことで自動的に又は認証などを経て表示することができる等級などをいいます。	商品・サービスの品質や規格に間接的に影響を及ぼすものも含まれ、例えば、原産地、製造方法、受賞の有無、有効期限などをいいます。

この場合の「著しく」とは、誇張・誇大の程度が社会一般に許容されている程度を超えていることを指します。そして、誇張・誇大が社会一般に許容される程度を超えるものであるか否かは、当該表示を誤認して顧客が誘引されるか否かで判断され、その誤認がなければ顧客が誘引されることが通常ないであろうと認められる程度に達する誇大表示であれば「著しく優良であると一般消費者に誤認される」表示に当たります。

また、優良誤認表示に当たるか否かは、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、表示全体から判断されます。



合理的な根拠がない効果・性能の表示は、優良誤認表示とみなされます。

消費者庁は優良誤認表示に当たるかどうかを判断するため必要があると認めるときは、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を事業者に求めることができます。その結果、当該資料が提出されないときは不当表示とみなされます。

詳しくは7～8ページの「不実証広告規制」とは?をご覧ください。

品質、規格、その他の内容について
著しく優良であると誤認される表示です。

食品 牛肉のブランド

実際には、国産有名ブランド牛ではない国産牛肉であるにもかかわらず、あたかも「国産有名ブランド牛の肉」であるかのように表示。



自動車 中古自動車の走行距離

実際には、10万km走行した中古車であるにもかかわらず、あたかも「走行距離3万km」であるかのように表示。



予備校 予備校の合格実績広告

実際には、他校と異なる方法で数値化し、適正な比較をしていないにもかかわらず、あたかも「大学合格実績No.1」であるかのように表示。



LED電球 LED電球の明るさ

実際には、全光束（光源が全ての方向に放出する光束の総和）が日本工業規格に定められた白熱電球60ワット形の全光束を大きく下回っているにもかかわらず、あたかも「白熱電球60ワット相当」の明るさであるかのように表示。



コピー用紙 コピー用紙の古紙配合率

実際には、コピー用紙の原材料に用いられた古紙パルプの割合（古紙配合率）が50%程度であるにもかかわらず、あたかも「古紙100%」であるかのように表示。



品質などを積極的に
アピールするためには、
表示と適切に対応する
根拠が必要です



事業者がこれから行う企画の事前相談

■消費者庁表示対策課 指導係 TEL.03-3507-8800(代)

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館

※既に実施されている企画の当否に関するご相談はお受け致しかねます。

ご相談いただく前に、まずはパンフレットや

消費者庁ウェブサイトの景品表示法ページの内容をよくご覧ください。

消費者庁ウェブサイト 景品表示法ページ

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/

ご相談の内容によっては、回答までに相当期間を要することがあります。

実施前にお気軽にご相談いただいても回答できない場合がありますので、時間的余裕をもってご相談ください。

景品表示法違反に関する情報提供

■消費者庁表示対策課(情報管理担当) TEL.03-3507-8800(代)

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館

オンライン又は郵送にて受け付けております。詳しくは受付窓口ページをご覧ください。
(<http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/contact/>)

以下の公正取引委員会事務総局地方事務所等においても受け付けております。

■公正取引委員会事務総局 地方事務所等

●北海道事務所取引課 TEL.011-231-6300

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

●東北事務所取引課 TEL.022-225-7096

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎

●中部事務所取引課 TEL.052-961-9423

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

●近畿中国四国事務所取引課 TEL.06-6941-2175

〒540-0008 大阪市中央区大津筋4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

●中国支所取引課 TEL.082-228-1501

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館

●四国支所取引課 TEL.087-834-1441

〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎

●九州事務所取引課 TEL.092-431-6031

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館

●内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室 TEL.098-866-0031

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

ご提供いただいた景品表示法違反に関する情報については、関係行政機関で活用させていただきますが、調査の有無を含めて個別にご回答はいたしておりませんので、あらかじめご了承ください。

都道府県の景品表示法主管課でも

事業者からのご相談や景品表示法違反に関する情報提供を受け付けています。

消費者庁

<http://www.caa.go.jp>

－ 審査事務規程の一部改正について（第 64 次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 7 月 31 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、UN R175 に規定された要件に適合するペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならないことを規定します。[6-10 の 2、7-10 の 2、8-10 の 2]
 - 自動車の運転者席に視界内表示投影装置を備える場合には、運転に必要な視野を確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、UN R176 に規定された要件に適合しなければならないことを規定します。[6-41、7-41、8-41]
 - 農耕トラクタの運転者席及びこれと並列の座席には座席ベルトを備えなければならないことを規定します。[6-44、7-44]
 - 大型特殊自動車に備える灯火器、反射器及び後写鏡にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示すること等を条件として、脱着式とすることができることを規定します。[6-106 他]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

1. 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号） 別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採択された協定規則等に対応した TRIAS の新規追加（5 項目）

- | | |
|-----------------------|--------------------------------------|
| ① TRIAS 08-R175-01 | ペダル踏み間違い時加速抑制装置（ACPE）試験（協定規則第 175 号） |
| ② TRIAS 21-R176-01 | 視界アシスタント試験（協定規則第 176 号） |
| ③ TRIAS 22(3)-R173-01 | 座席ベルト試験（協定規則第 173 号（車両）） |
| ④ TRIAS 22(3)-R174-01 | シートベルトリマインダー試験（協定規則第 174 号） |
| ⑤ TRIAS 22(5)-R173-01 | 座席ベルト試験（協定規則第 173 号（ISOFIX CRS 搭載性）） |

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（13 項目）

- | | |
|--------------------------|--|
| ① TRIAS 12-R013-04 | トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第 13 号） |
| ② TRIAS 12-R013H-04 | 乗用車の制動装置試験（協定規則第 13H 号） |
| ③ TRIAS 17(2)-R100(1)-04 | 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号（車両）） |
| ④ TRIAS 17(2)-R153-02 | 電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の後面衝突時における高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 153 号） |
| ⑤ TRIAS 18-R137(1)-04 | 前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験（協定規則第 137 号） |
| ⑥ TRIAS 21-R125-03 | 直接前方視界試験（協定規則第 125 号） |
| ⑦ TRIAS 21-R167-02 | 直接視界に係る自動車の試験（協定規則第 167 号） |
| ⑧ TRIAS 22(3)-R016(1)-02 | 座席ベルト試験（協定規則第 16 号（単品）） |
| ⑨ TRIAS 22(5)-R145-02 | 年少者用補助乗車装置取付具試験（協定規則第 145 号） |
| ⑩ TRIAS 32-R149-02 | 照射灯火試験（協定規則第 149 号（前照灯）） |
| ⑪ TRIAS 44-R046(2)-03 | 後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験（協定規則第 46 号） |
| ⑫ TRIAS 44-R166-02 | 直前直左右確認装置又は直前直左右確認装置の取付試験（協定規則第 166 号） |
| ⑬ TRIAS 48-R157-02 | 自動車線維持システム試験（協定規則第 157 号） |

(3) 誤記修正等 (12 項目)

- | | |
|-------------------------|-------------------------------------|
| ① TRIAS 08-J041 (3) -01 | 電気重量車電力消費率試験 (JH25 モード) |
| ② TRIAS 09-R142-02 | 自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験 (協定規則第 142 号) |
| ③ TRIAS 12-R140-02 | 横滑り防止装置試験 (協定規則第 140 号) |
| ④ TRIAS 12-R152-03 | 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験 (協定規則第 152 号) |
| ⑤ TRIAS 12-003-02 | 駐車制動装置能力試験 |
| ⑥ TRIAS 18-R127-03 | 歩行者頭部及び脚部保護試験 (協定規則第 127 号) |
| ⑦ TRIAS 31-J041 (4) -04 | ディーゼル重量車排出ガス試験 (WHDC モード) |
| ⑧ TRIAS 33 (3) -R148-02 | 信号灯火試験 (協定規則第 148 号 (低速走行時側方照射灯)) |
| ⑨ TRIAS 34-R148-02 | 信号灯火試験 (協定規則第 148 号 (車幅灯)) |
| ⑩ TRIAS 34 (2) -R148-02 | 信号灯火試験 (協定規則第 148 号 (前部上側端灯)) |
| ⑪ TRIAS 34 (3) -R148-02 | 信号灯火試験 (協定規則第 148 号 (昼間走行灯)) |
| ⑫ TRIAS 43 (5) -R163-01 | 盗難発生警報装置試験 (協定規則第 163 号) |

2. 「審査事務規程」別表 2 (外国の試験機関) について、中国の試験機関 (CATARC) の追加等の改正を行う。

2. 関連する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示 (令和 7 年 6 月 17 日国土交通省告示第 469 号)

3. 施行日

施行日 令和 7 年 8 月 1 日

－ 審査事務規程の一部改正について（第 66 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 9 月 30 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 走行距離計の精度要件が規定されたことに伴い、走行距離計の精度に関する審査方法等を規定します。[6-110、7-110、8-110]
 - 国土交通省において、安全確保及び環境保全に支障のない範囲で保安基準の適用時期の見直しが行われ、基準毎に設けられている適用時期を統合することとされたことに伴い、適用関係の整理に係る規定を改正します。[6-9 他]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

1. 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号） 別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採用された協定規則に対応した TRIAS の新規追加（1 項目）

- ① TRIAS 08-R177-01 システム出力測定法（協定規則第 177 号）

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則に対応した TRIAS の新規追加（1 項目）

- ① TRIAS 11-R171-01 運転支援システム試験（協定規則第 171 号）

(3) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（16 項目）

- ① TRIAS 11-R079-04 かじ取装置試験（協定規則第 79 号）
② TRIAS 11(2)-R161-01 施錠装置試験（協定規則第 161 号）
③ TRIAS 11(2)-R162-01 イモビライザ試験（協定規則第 162 号）
④ TRIAS 12-R013-05 トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第 13 号）
⑤ TRIAS 12-R152-04 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 152 号）
⑥ TRIAS 17(2)-R010-02 電磁両立性試験（協定規則第 10 号）
⑦ TRIAS 17(2)-R100(1)-05 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号（車両））
⑧ TRIAS 17(2)-R100(2)-03 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号（単品））
⑨ TRIAS 32-J052R048-06 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験
⑩ TRIAS 32-R149-02 照射灯火試験（協定規則第 149 号（前照灯））
⑪ TRIAS 33-R149-02 照射灯火試験（協定規則第 149 号（前部霧灯））
⑫ TRIAS 33(2)-R149-02 照射灯火試験（協定規則第 149 号（側方照射灯））
⑬ TRIAS 43(5)-R163-01 盗難発生警報装置試験（協定規則第 163 号）
⑭ TRIAS 43(7)-R138-03 車両接近通報装置試験（協定規則第 138 号）
⑮ TRIAS 46-J088R039-03 速度計試験
⑯ TRIAS 48(2)-J089-03 運行記録計試験

(4) 誤記修正等 (11 項目)

① TRIAS 17(2)-R135-01	ポール側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (協定規則第 135 号)
② TRIAS 17(2)-R153-02	電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の後面衝突時における高電圧からの乗員保護 (協定規則第 153 号)
③ TRIAS 34-R148-02	信号灯火試験 (協定規則第 148 号 (車幅灯))
④ TRIAS 34(2)-R148-02	信号灯火試験 (協定規則第 148 号 (前部上側端灯))
⑤ TRIAS 37-R148-02	信号灯火試験 (協定規則第 148 号 (尾灯))
⑥ TRIAS 37(3)-R148-02	信号灯火試験 (協定規則第 148 号 (駐車灯))
⑦ TRIAS 37(4)-R148-02	信号灯火試験 (協定規則第 148 号 (後部上側端灯))
⑧ TRIAS 39-R148-02	信号灯火試験 (協定規則第 148 号 (制動灯))
⑨ TRIAS 41-R148-02	信号灯火試験 (協定規則第 148 号 (方向指示器))
⑩ TRIAS 44(2)-J129-01	後方視界看視装置試験
⑪ TRIAS 48-J123-02	作動状態記録装置試験

2. 「審査事務規程」別表 1 (添付書面一覧) について、認証業務の合理化の一環として実施された「自動車型式認証実施要領 (国土交通省通達)」等の改正に伴い、以下のとおり改正する。

(1) 単品認可証の提出省略

灯火等の取付に係る認可証の提出があれば、灯火等の単品の認可証の提出を省略できる旨の改正を行う。

(2) 技術基準適合証明書の活用

ワイパーやウォッシャー液等に係る基準適合性審査に係る提出書面について、型式指定を受けた経験を有する申請者に限り、試験成績書の代わりに技術基準適合証明書とすることができる旨の改正を行う。

2. 関連する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示 (令和 6 年 9 月 20 日国土交通省告示第 1172 号)
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示 (令和 7 年 6 月 17 日国土交通省告示第 469 号)
- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令 (令和 7 年 9 月 26 日国土交通省令第 92 号)
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示 (令和 7 年 9 月 26 日国土交通省告示第 897 号)

3. 施行日

施行日 令和 7 年 10 月 31 日

－ 審査事務規程の一部改正について（第 68 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 1 月 5 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - OBD 検査の対象装置について、令和 8 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車に順次追加される以下の装置が新たに加えられることに伴い、当該装置に係る特定 DTC が記録されていた場合保安基準に適合しない旨規定します。[1-3、9-13]
 - ・ 車線逸脱警報装置
 - ・ 側方衝突警報装置
 - ・ ペダル踏み間違い時加速抑制装置
2. 国土交通省から「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」（令和 7 年 12 月 12 日付け国自整第 181 号）が発出されたことに伴い審査の実施方法を規定します。[4-7]
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

交通安全環境研究所における規程・実施要領等の改正について

1. 背景

道路運送車両法関係手数料規則の一部改正(令和 7 年国土交通省令第 21 号)、自動車型式認証実施要領の一部改正(令和 7 年国自審第 2867 号)、並びに型式指定申請を行おうとする者から保安基準適合性に関して様々な相談を受け付ける相談窓口の設置等に伴い、下記の規程・実施要領等を改正する。

2. 内容

2-1. 道路運送車両法関係手数料規則の改正

実費を勘案して審査手数料が改正されたことを受け、交通安全環境研究所における規程・実施要領等について所要の改正を行う。

- ・ 認証手数料収納等取扱要領(平成 28 年所長通達第 3 号)
- ・ 自動車等の先行受託試験実施要領(平成 28 年所長通達第 1 号)
- ・ 自動車の先進安全技術の性能評価試験等実施要領(平成 30 年所長通達第 3 号)
- ・ 共通構造部(IWVTA)型式証明審査実施要領(平成 31 年所長通達第 2 号)
- ・ 型式指定申請に係る技術的検証実施要領(平成 28 年所長通達第 15 号)
- ・ 車両及び装置型式指定試験成績書の発行に関する取扱規程(平成 28 年規程第 30 号)
- ・ 試験結果を活用する外国の自動車試験機関の指定に関する規約(平成 28 年規程第 28 号)
- ・ 認証手数料マニュアル(平成 28 年事務連絡)

2-2. 自動車型式認証実施要領改正に伴う審査事務規程等改正

認証業務の合理化の一環として実施された「自動車型式認証実施要領」等の改正に伴い、以下の関連文書についても所要の改正を行う。

- ・ 審査事務規程(平成 28 年規程第 2 号)※下記①および②に関係
- ・ 認証手数料マニュアル(平成 28 年事務連絡)※下記①および③に関係

◆改正内容の概要：

① 最小回転半径の試験成績書提出等に係る見直し

設計値に基づく計算書の提出があれば、試験成績書の提出を省略できる旨の改正を行う。

② 構造基準等適合検討書及び指導基準適合検討書の見直し

構造基準等及び指導基準に適合する旨の宣誓書提出があれば、各検討書の提出を省略できる旨の改正を行う。

③ 認可証再活用時の確認手数料について見直し

特定の条件下において、自動車型式指定申請または既指定自動車型式指定申請時に提出済みの認可証を活用する場合には、認可証確認に係る審査手数料を徴収しない旨の改正を行う。

2-3. 相談窓口設置

自動車メーカー等に対して諸規制に係る技術的な助言を行い、型式指定審査を円滑に受けることができるよう、型式指定申請を行おうとする者から保安基準適合性に関して様々な相談を受け付ける窓口を交通安全環境研究所自動車認証審査部（管理班）に設置する。上記を踏まえ、相談対応取扱規程、相談対応実施要領を制定する。

- ・ 相談対応取扱規程（令和 7 年規程第 25 号）
- ・ 相談対応実施要領（令和 7 年所長通達第 6 号）
- ・ 審査関係連絡事項（平成 28 年事務連絡）

2-4. 再審査発生時における保安基準への適合性の再確認

過去に実施した審査では不十分な場合に実施する再審査において、現行、公式試験に係る手数料のみを徴収しているが、これに加え、社内試験など書面確認に係る手数料も徴収するよう見直しを行う。

- ・ 型式指定申請に係る技術的検証実施要領（平成 28 年所長通達第 15 号）

3. 関連する法令等

- ・ 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正
（令和 7 年 3 月 31 日国土交通省令第 21 号）
- ・ 自動車型式認証実施要領の一部改正
（令和 7 年 3 月 31 日国自審第 2867 号）

4. 施行日

令和 8 年 1 月 1 日

以上

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

1. 背景

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）の一部改正、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）の一部改正、並びに装置型式指定実施要領（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日自技第 215 号等）の一部改正に伴い、下記の規程・実施要領等を改正する。併せて、その他所要の改正を行う。

2. 内容

2-1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等の改正

国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 196 回会合において、「緊急車線維持システムに係る協定規則（第 178 号）」が新たに採択されたほか、「シート、シートアンカー及びヘッドレストに係る協定規則（第 17 号）」等の改訂が採択されたことに伴い、以下のとおり改正を行う。

（1）「審査事務規程」別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正等を行う。

・細目告示に新たに採用された協定規則に対応した TRIAS の新規追加（2 項目）

- ① TRIAS 11-R178-01 緊急車線維持装置試験（協定規則第 178 号）
- ② TRIAS 20-R126-01 仕切り装置試験（協定規則第 126 号）

・細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（11 項目）

- ① TRIAS 08-R175-02 ペダル踏み間違い時加速抑制装置（ACPE）（協定規則第 175 号）
- ② TRIAS 09-R142-02 自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第 142 号）
- ③ TRIAS 11-R079-04 かじ取装置試験（協定規則第 79 号）
- ④ TRIAS 12-R013-06 トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第 13 号）
- ⑤ TRIAS 12-R131-03 衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 131 号）
- ⑥ TRIAS 12-R152-04 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 152 号）
- ⑦ TRIAS 22-R017(1)-05 座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号（乗用等））
- ⑧ TRIAS 22(3)-R0173-02 座席ベルト試験（協定規則第 173 号（車両））
- ⑨ TRIAS 22(3)-R0174-02 シートベルトリマインダー試験（協定規則第 174 号）
- ⑩ TRIAS 30-R041-04 二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号）
- ⑪ TRIAS 48-R157-02 自動車線維持システム（協定規則第 157 号）

・誤記修正等（4 項目）

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ① TRIAS 31-J041(1)-02 | 重量車排出ガス試験（JE05 モード） |
| ② TRIAS 31-J041(4)-04 | ディーゼル重量車排出ガス試験（WHDC モード） |
| ③ TRIAS 43(7)-R138-03 | 車両接近通報装置試験（協定規則第 138 号） |
| ④ TRIAS 99-015-01 | 原動機車載出力試験（ディーゼル機関） |

（２）「審査事務規程」第 2 章（自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法）について、検査対象外軽自動車等の一部装置について審査対象に加える。

（３）「審査事務規程」別表 2（外国の試験機関）について、中国の試験機関（CATARC）に対して試験項目の追加を行う。

（４）「認証審査手数料収納等取扱要領」（平成 28 年 4 月 1 日 所長通達第 3 号）について、道路運送車両法関係手数料規則の改正に伴い、上記（１）の試験項目の追加に応じた試験費用額を定める改正を行う。

2-2. 「審査関係連絡事項」（平成 28 年 4 月 1 日 自交審第 36 号）の改正

認証業務の合理化の一環として実施された自動車型式認証実施要領等の改正に伴い、以下のとおり改正を行う。

・車わく強度計算書の提出省略

保安基準適合を証する書面のうち、認証申請時に不要とされる車わく強度計算書について、提出を省略できる旨の改正を行う。

2-3. 「自動車等の先行受託試験取扱規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 29 号）等の改正

1958 協定に加盟していない国向けの認証車両に対して、テストレポート発行が可能となるよう下記の規程・実施要領を改正する。

- ・「自動車等の先行受託試験取扱規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 29 号）
- ・「自動車等の先行受託試験取扱要領」（平成 28 年 4 月 1 日 所長通達第 1 号）
- ・「車両及び装置型式指定試験成績書の発行に関する取扱規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 30 号）

2-4. 「認証審査手数料マニュアル」（令和 7 年 12 月 24 日 自交審第 1004 号）の改正

能力基準適合証明書を受け持っている者が、能力の基準に適合することを証する書面の記載事項に重大な変更を加えようとする場合の審査において、国及び独立行政法人自動車技術総合機構は当該変更部分のみの審査（部分審査）を行うこととして自動車の特定改造等の許可に関する省令の改正が行われたことに伴い、これに応じた手数料額の改訂を行う。

3. 関連する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令
(令和 8 年 1 月 9 日国土交通省令第 1 号)
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示
(令和 8 年 1 月 9 日国土交通省告示第 8 号)
- ・ 自動車型式認証実施要領
(令和 7 年 3 月 31 日国自審第 2867 号)
- ・ 装置型式指定実施要領
(令和 8 年 1 月 9 日国自審第 2150 号)

4. 施行日

令和 8 年 2 月 3 日

以上

審査事務規程（交通研部分）の一部改正について

1. 背景

道路運送車両法の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）の一部改正（令和 8 年国土交通省令第 9 号）、道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示の制定（令和 8 年国土交通省告示第 279 号）等に伴い、下記の規程等を改正する。

2. 内容

（１）「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）

① 審査の実施方法の見直し

審査の実施方法に道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領（以下「認定要領」という。）を追加する改正を行う。

② 審査結果の通知方法の見直し

認定要領に基づき国土交通大臣への審査結果の通知方法を追加する改正を行う。

（２）「審査関係連絡事項」（平成 28 年 4 月 1 日 自交審第 36 号）

① 用語の定義の見直し

用語の定義に認定要領を追加する改正を行う。

② 審査に係る書面関係の見直し

認定要領に基づく書面の提出日を追加する改正を行う。

（３）「自動車等の先行受託試験実施要領」（平成 28 年 4 月 1 日 所長通達第 1 号）

先行受託試験期間契約に係る誤記修正を行う。

3. 関連する法令等

- ・道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令
(令和8年2月16日国土交通省令第9号)
- ・道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び
第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示
(令和8年2月16日国土交通省告示第279号)
- ・道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領(依命通達)
(令和8年2月16日国自審第2560号)

4. 施行日

令和8年3月2日

以上

－ 審査事務規程の一部改正について（第 72 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 4 月 1 日（一部の規定は令和 8 年 10 月 1 日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 178 号の技術的要件に適合する緊急車線維持装置を備えなければならないこととされたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-13 の 2 他]
 - その他、細目告示等の改正に応じた所要の改正を行います。
2. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 58 条の 3 及びこれに基づく告示等の制定に伴う改正 [4-26 他]

米国で製作された自動車のうち告示で定めるものについて、国土交通大臣の認定を受けた場合には、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定されたものに適合するものとみなすこととされたことに伴い、当該自動車の審査方法等を規定します。
3. 改造自動車届出制度の見直し [4-13 他]

同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。

また、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。
4. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

改造自動車届出制度の見直しについて

改造自動車届出制度に関し次のとおり取扱いを見直し、**令和8年10月1日から**適用することとしましたのでお知らせします。

○同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、**審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行**します。

○**改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合**しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

改造自動車の届出対象の見直し

次に該当する改造は、改造自動車の届出対象から除外します。

- ◆指定自動車等の改造であって、同一の型式（OEM車等を含む。）内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。〕
- ◆乗車定員が9人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔緩衝装置の改造に限る。〕

新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合し、改造自動車の審査についても新規検査等書面審査要領により実施します。

また、これに伴い、届出書等の提出先を当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）とするるとともに、改造自動車審査結果通知書の交付を廃止します。

新規検査等書面審査要領



改造自動車審査要領

新規検査等書面審査要領
改正後は改造自動車の審査についても
新規検査等書面審査要領により実施

※ 詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。

審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

改正概要

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等の改正

国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 197 回会合（以下「WP. 29 第 197 回会合」という。）において、「側面保護装置に係る協定規則（第 73 号）」が日本の保安基準に取り込まれることとなったほか、「プログラム等改変システムに係る協定規則（第 156 号）」等の改訂が採択されたことに伴い、以下のとおり改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採用された協定規則に対応した TRIAS の新規追加（4 項目）

- ① TRIAS 11(2)-R062-01 二輪自動車等の施錠装置試験（協定規則第 62 号）
概要：デジタルキーが UN 規則で容認されたことによる UN 規則の採用
- ② TRIAS 18(2)-R073(1)-00 側面保護装置試験（協定規則第 73 号）
概要：巻き込み防止装置に係る規則の新設
- ③ TRIAS 18(2)-R073(2)-00 側面保護装置取付装置試験（協定規則第 73 号）
概要：同上
- ④ TRIAS 40(2)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（車両後退表示投影装置））
概要：後退表示投影装置に係る規則の新設

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（15 項目）

- ① TRIAS 08-J041(3)-02 電気重量車電力消費率試験（JH25 モード）
概要：電気重量車の一充電走行距離を定速から JH25 モードを活用した方法に改正
- ② TRIAS 11-R079-04 かじ取装置試験（協定規則第 79 号）
概要：自動命令型操舵機能（ACSF）機能について、同等の基準としてみなされる UN-R171（DCAS）のシリーズの明確化
- ③ TRIAS 12-R131-03 トラック及びバスの衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 131 号）
概要：一部の実車試験をバーチャルテストで代替可能となるよう改正

- ④ TRIAS 17-R134(1)-03 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第 134 号）
概要：燃料充填口の形状について ISO 規格への準拠要件の追加
- ⑤ TRIAS 17-R134(4)-02 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム）（協定規則第 134 号）
概要：圧縮水素タンクに装備義務のあった安全弁の取付位置を圧縮水素供給システム全体に装備可能となる要件の緩和
- ⑥ TRIAS 17-R134(5)-02 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム附属品）（協定規則第 134 号）
概要：上記に伴う提出書面の整理
- ⑦ TRIAS 17(2)-R156-02 プログラム等改変システム試験（協定規則第 156 号（同規則の規則 7.2.に限る））
概要：型式指定審査におけるプログラム等識別番号（RXASWIN）の要件を追加
- ⑧ TRIAS 21-R176-01 視界アシスタント試験（協定規則第 176 号）
概要：バッテリー失陥時におけるメモリー機能要件を除外
- ⑨ TRIAS 32-J052R048-06 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験
概要：後退表示投影装置を新設
- ⑩ TRIAS 32-R149-02 照射灯火試験（協定規則第 149 号（前照灯））
概要：文書表現の見直し
- ⑪ TRIAS 33(3)-R148-02 信号灯火試験（協定規則第 148 号（低速走行時照射灯））
概要：低速走行時側方照射灯が後方取付も認められたことによる名称変更
- ⑫ TRIAS 44-R046(1)-03 後写鏡等試験（協定規則第 46 号）
概要：基準の明確化
- ⑬ TRIAS 44-R046(1-2)-03 後写鏡等試験 ミラー以外の間接視界装置（協定規則第 46 号）
概要：補助視界確認装置の外装の曲率半径要件を追加
- ⑭ TRIAS 44-R046(2)-04 後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験（協定規則第 46 号）
概要：同上
- ⑮ TRIAS 99-R156-02 プログラム等改変業務管理システム試験（協定規則第 156 号（同規則の規則 7.1.に限る））
概要：ソフトウェアマネジメントシステム審査におけるプログラム等識別番号（RXSWIN）の要件を追加
- (3) 誤記修正等（4 項目）
- ① TRIAS 12-R152-04 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 152 号）
- ② TRIAS 22-R017(1)-05 座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号（乗用等））
- ③ TRIAS 43(7)-R138-03 車両接近通報装置試験（協定規則第 138 号）
- ④ TRIAS 44(2)-J130-01 後方視界看視装置取付装置等試験

(4)．「審査事務規程」別表 2（外国の試験機関）について、試験機関（DEKRA）に対して新たな試験項目の追加を行う。

2．「車両及び装置型式指定試験成績書の発行に関する取扱規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 30 号）の改正

WP. 29 第 197 回会合において、新たに日本において採択されることとなった協定規則の追加を行う。

3．「認証審査手数料収納等取扱要領」（平成 28 年 4 月 1 日 所長通達第 3 号）の改正
道路運送車両法関係手数料規則の改正に伴い、試験費用額を定める改正を行う。

4．関連する法令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令
（令和 8 年 6 月 4 日国土交通省令第 59 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示
（令和 8 年 6 月 4 日国土交通省告示第 671 号）

5．施行日

令和 8 年 6 月 30 日

以上

－ 審査事務規程の一部改正について（第 74 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 7 月 31 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 低速で走行するときに車両付近の障害物を確認するための低速走行時照射灯について、車両の側面に加え、後面に備えることができるものとされたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-73 他]
 - 車両後退表示投影装置に係る基準新設に伴い、審査方法等を規定します。[6-90 の 2 他]
 - 任意で備える車両の周辺を確認するカメラとモニタについて、歩行者等の保護に関する要件を設けられたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-106 他]
 - その他、細目告示等の改正に応じた所要の改正を行います。
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

令和8年8月1日より、 「ロービーム計測」に移行します ～ヘッドライトテストを用いた前照灯検査について～

平成10年9月1日以降に製作された自動車※¹のヘッドライトの検査は、令和6年8月1日以降、全車ロービーム計測に移行する予定でしたが、周知期間中にいただいた様々なご意見を踏まえ、移行する期限を令和8年8月1日に延期していたところです。

今般、過渡期において地域ごとに円滑な移行に向けた取り組みを実施し、準備等が整ったことから、令和8年8月1日より、全車ロービーム計測に移行しますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

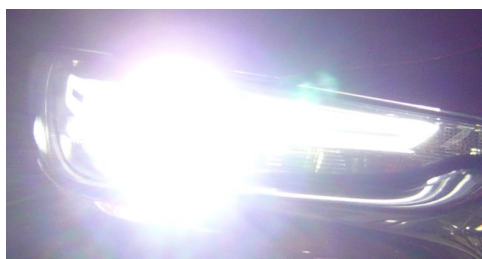
※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

【ロービーム計測の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズれていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

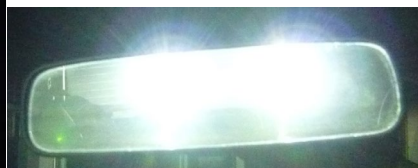
このため、国際的にロービームを計測している状況も踏まえ、日本においても導入しています。



対向車のまぶしいロービーム



バックミラーに映るまぶしいロービーム



※ 裏面もご確認ください。

ヘッドライトの 効果的な整備や修理について

平成10年9月1日以降に製作された自動車^{※1}の車検時には、夜間走行時に使用頻度の高いロービームが基準を満たしているかどうかを、ヘッドライトテストを用いて検査しているところです。

自動車のヘッドライトは樹脂製が主流であり、使用期間の経過等に伴う劣化や摩耗を避けることができず、使用状況、使用地域、管理状況などに大きく影響を受けることから、効果的な整備手法や修理手法の一例として、次のものが挙げられます。^{※2}

- レンズ面の清掃・磨き・交換
- バルブの交換
- ヘッドライトユニットの交換、中古部品の活用
- ヘッドライトユニットを分解して修理するリペア業者を活用
- 汎用部品を使用してヘッドライトを増設

また、ロービームの光度及び向きが基準に適合するように、適切な調整もお願いいたします。

- ◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！
- ◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

※2：記載している整備手法や修理手法は一例であり、これらを実施したからといって必ずしも基準に適合するものではありません。

これらは適切な整備や修理が必要です！

整備や修理には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



レンズ面のくもり



内部リフレクタの劣化



相性の悪いバルブに交換

用途等の変更をする使用過程車等 は事前書面審査が必要です

令和7年10月1日から、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち、用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別等を変更するもの※2については、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に実施し現車審査時間の短縮が図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

※1:対象となる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く)

- ① 使用の過程にある自動車（一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車を含む。）
- ② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車

※2:対象となる変更内容

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの（アからエに移行する指定自動車等（乗車定員が9人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。）及び認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
 - ア 乗車定員が9人以下の乗用自動車
 - イ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トン以下の乗用自動車
 - ウ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トンを超える乗用自動車
 - エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
 - オ 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の貨物自動車
 - カ 車両総重量が12トンを超える貨物自動車※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。
- ② 乗車定員について、次の区分を移行するもの（認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
 - ア 11人以上
 - イ 10人
- ③ 自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの（認証を受けたときの種別に変更する指定自動車等を除く。）
 - ア 普通から小型に変更（貨物自動車に限る。）
 - イ 軽から普通又は小型に変更
 - ウ 普通又は小型から軽に変更
- ④ 前1軸後1軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10トン以下から10トンを超え11.5トン以下に変更するもの（後軸重10トンを超え11.5トン以下として認証を受けた指定自動車等を除く。）

※ 届出時に必要な添付資料や記載方法などの詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。

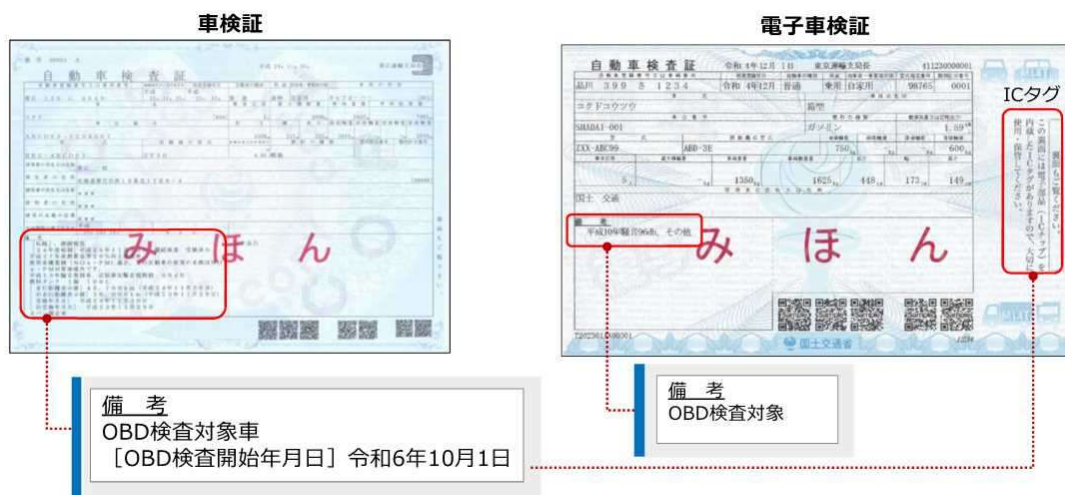
OBD検査対象車の 受検時のお願い事項について

自動ブレーキ等の先進安全技術の機能維持を図るため、令和6年10月から、車検時の検査項目として「電子装置の検査（OBD検査）」が追加されます。

つきましては、新たな検査項目の円滑な実施のため、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 対象となる自動車

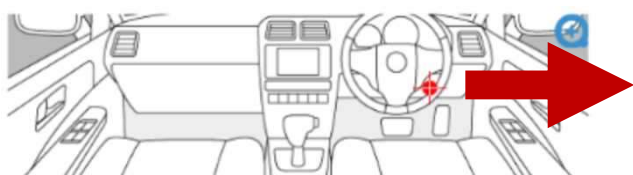
自動車検査証備考欄に「OBD検査対象」と記載された自動車



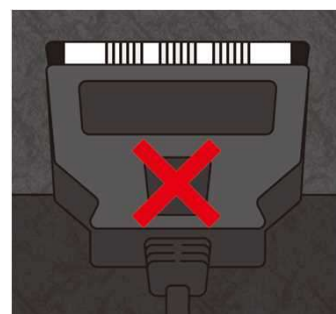
2. 検査コースに並ぶときのお願い事項

ハンドル下部などにあるデータリンクコネクタに、何らかの装置や分岐するコネクタなどが取り付けられている場合、OBD検査を実施することができないため、検査を中断することになってしまいます。

データリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態であることを、事前に確認してから検査コースに並んでください。また、必要に応じてデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しもお願いいたします。



※差し込み口は運転席の右下または左下などにあります



自動車技術総合機構からのお知らせ

令和6年10月28日(月)より並行輸入自動車の
事前書面審査の届出がオンラインで可能になります！

 独立行政法人
自動車技術総合機構

トップ画面に戻る マニュアル FAQ ログイン

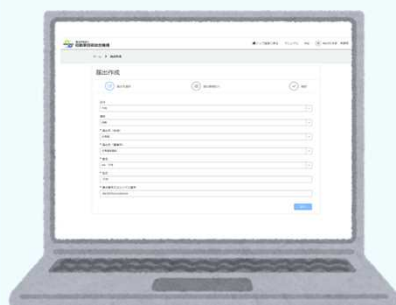


自動車技術総合機構オンライン届出システム

 **届出の作成**
各種届出、申請を行います。

 **初めての方**
書面審査システムの操作方法に関するマニュアルを掲載しています。

 **よくある質問**
申請についてよくあるご質問を掲載しています。



専用システムからなら届出が24時間可能に！！

並行輸入自動車の事前書面審査について、インターネットの専用システムにて、必要項目の入力や添付資料のアップロードにより、オンラインでの届出を開始いたします。また、オンラインにて届出をする場合、24時間届出することが可能になります。

なお、オンライン届出に対する機構での受付は原則開庁日の業務時間内になります。

審査状況の確認やメールによる通知で受検までスムーズに！！

これまで、対面や電話にてご確認頂いていた審査状況がシステム内でリアルタイムで確認可能です。また、届出時の資料の差し替え（補正）もシステム内メッセージにて、登録いただいたメールアドレス宛に通知されますので、お手隙のタイミングで確認でき、受検までスムーズに進めます。

また、原本の提出や提示が必要な書類については、現車審査当日に確認をいたしますので、忘れずにお持ち下さい。確認ができない場合は検査が終了しませんのでご注意ください。

システムの概要は
以下よりご覧下さい。



<https://youtu.be/ytmNFZGVi3o>
YouTube掲載動画へのリンクです。

システムサイトへのURLにつきましては、後日、自動車機構HPよりご案内いたします。

その他のシステムについてのお問い合わせは、以下の宛先までお願いいたします。
自動車技術総合機構 企画部企画課 (TEL:03-5363-3441)



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

検査実施のための遵守事項について

自動車機構の敷地等における的確で厳正かつ公正な検査を実施するため、受検者等の方々は、次に掲げる事項を遵守してください。

遵守しない場合には、検査を中断して警報装置を作動させ、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察に通報するなどの厳正な措置をとらせていただきます。

- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
 - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
 - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
 - ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
 - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
 - オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
 - カ 窓ガラスが取外されていない状態
 - キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
 - ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
 - ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態
 - コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態。
 - サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
 - シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
 - ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
 - セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストップボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
 - ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態（7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。）
 - (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
 - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
 - (ウ) (ア)又は(イ)に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態
 - タ OBD検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態
- ② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。
- ③ 受検中は自動車検査票を保持し、検査担当者の求めに応じて提示すること。
なお、下回り検査担当者に自動車検査票その他の書面を提示する場合は、ピット開口部からの受け渡しは行わないこと。
- ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。
- ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。
- ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。
また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口提出すること。
- ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- ⑰ 検査担当者がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。

秩序維持のための遵守事項について

自動車機構の敷地等における秩序を維持するため、受検者等の方々は、次に掲げる事項を遵守してください。

遵守しない場合には、検査を中断して警報装置を作動させ、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察に通報するなどの厳正な措置をとらせていただきます。

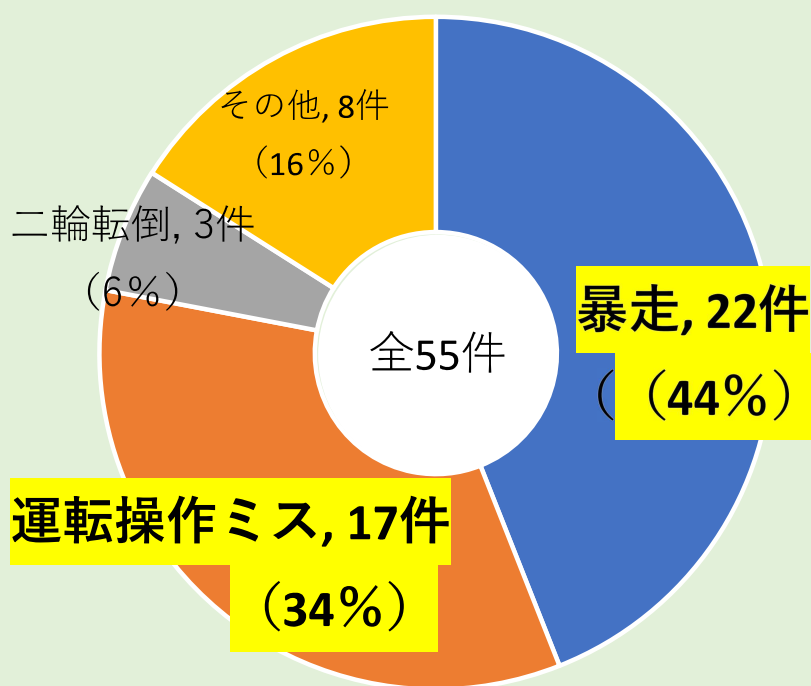
- ① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者（1名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
- ⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
- ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
- ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
- ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
- ⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
- ⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
- ⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
- ⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。
- ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
- ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
- ⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
- ⑱ 検査担当者の許可なく敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の撮影、録画又は録音をしないこと。
また、敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の画像、動画若しくは音声又は的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような情報を、公衆に提供（譲渡、頒布、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）への投稿等の公衆送信を含むがこれに限らない。）しないこと。
- ⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
- ⑳ その他、検査担当者等が的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような行為又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

受検者の皆様へ

暴走や運転操作ミスによる 事故の防止に ご協力をお願いします！！

令和6年度、車検場検査コース内での「暴走」や「運転操作ミス」など、受検者の方に起因する事故が55件発生しました。

受検者起因事故の原因



「暴走」とは…

- ・ペダルの踏み間違い
- ・DレンジやRレンジのまま降車 など

「運転操作ミス」とは…

- ・下回りピット開口部への脱輪
- ・コース左右へ寄り過ぎ
- ・テスト等への接触・衝突
- ・後退時の後方確認不足 など

特に、「暴走」による事故の被害は甚大※になる傾向があり、破損した検査機器の修理費用をご負担いただくとともに、コース閉鎖した場合は待機受検者の皆様にご迷惑をお掛けすることとなります。 ※ヘッドライトテストの場合1千万円超

降車時は「ギア位置」、「駐車ブレーキ」の確認を！
慣れた車検場でも油断せず慎重な運転操作を！

< 事故事例 >

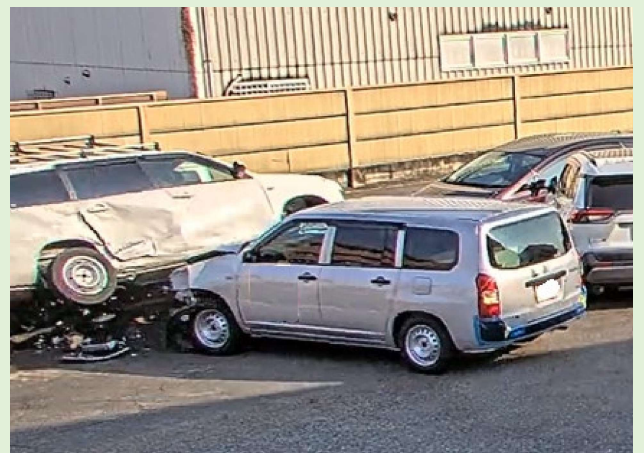
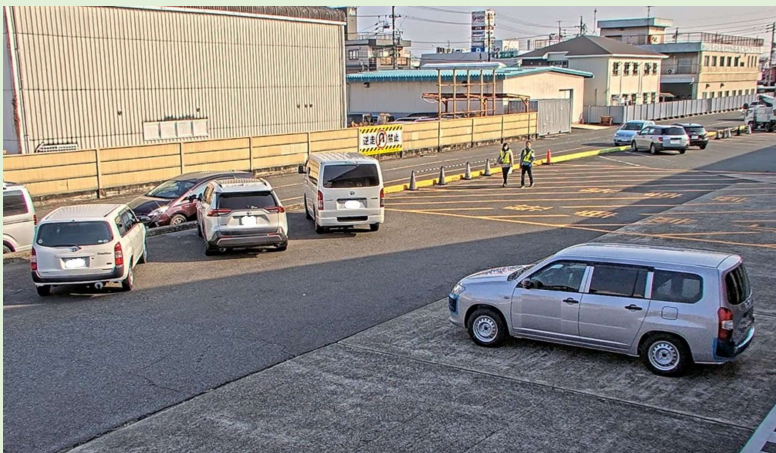
スピードメータ検査で停止位置を合わせようとしている際に、ブレーキとアクセルを踏み間違えてバックで暴走し、隣のコースの入り口で待機していた車両に衝突。
(受検者負担) 被害者治療費、車両及びマルチテスト入場信号、センサの修理費用



ブレーキ検査で「×」判定が出たため、職員に再検査を申告しようと降車したが、ギアDレンジ、かつ、駐車ブレーキを作動させなかったため暴走し、ヘッドライトテストに衝突。
(受検者負担) ヘッドライトテスト修理費用



車検場内下回り検査位置で停止する際、ブレーキとアクセルを踏み間違えて
30m以上暴走し、駐車車両に衝突。
(受検者負担) 車両修理費用



1コースの受検案内について (入場前に必ず確認を)

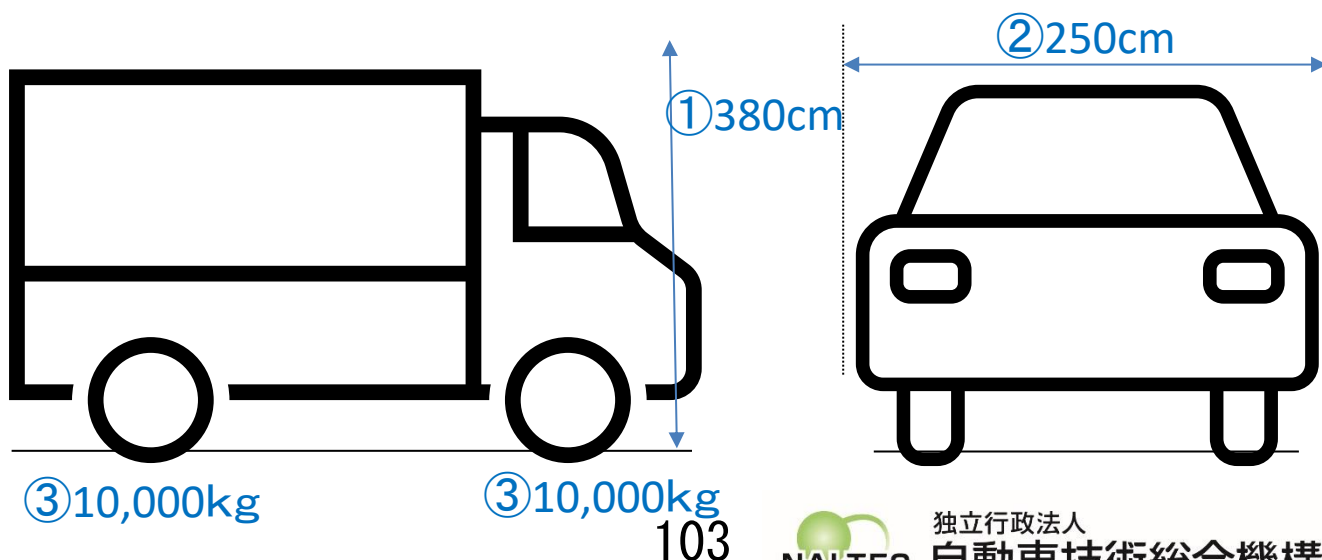
1コースへの入場が可能な車両について、以下の制限を設けております。

■入場可能車両

- ①自動車の高さ **【380cm以下】**
- ②自動車の幅 **【250cm以下】**
- ③自動車の軸重 **【10,000kg以下】**

■補足

4WD車、横滑り防止装置等の解除が困難な自動車、スピードメーター検査において、駆動輪以外の車輪を回転させる必要がある自動車は、1コースでスピードメーター検査ができません。



※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

2コースの受検案内について (入場前に必ず確認を)

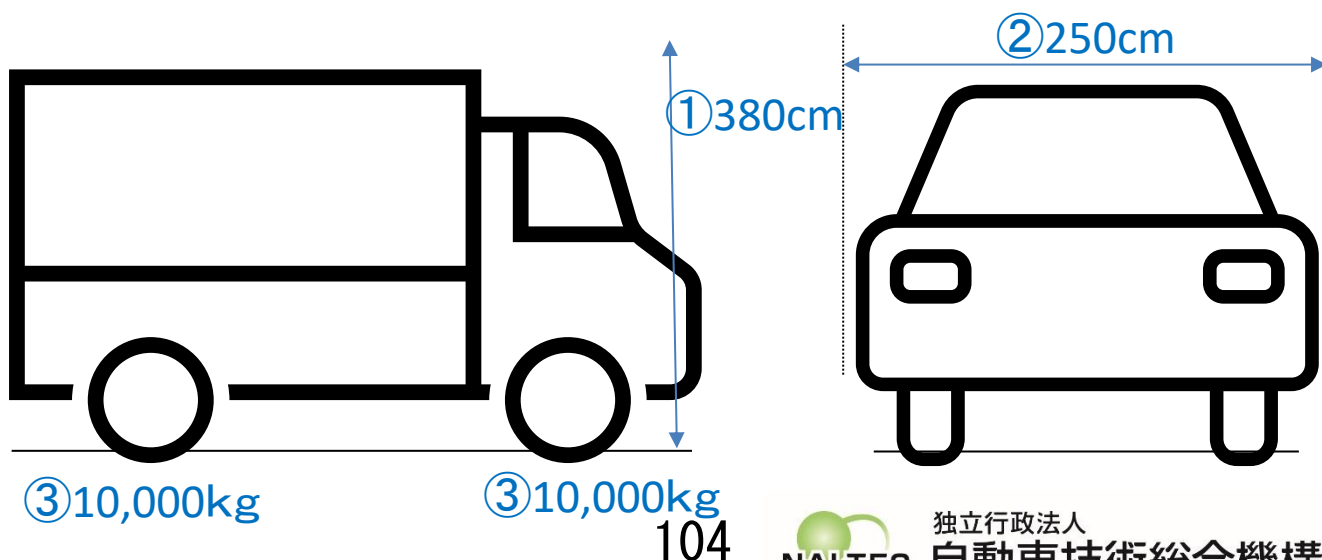
2コースへの入場が可能な車両について、以下の制限を設けております。

■入場可能車両

- ①自動車の高さ **【380cm以下】**
- ②自動車の幅 **【250cm以下】**
- ③自動車の軸重 **【10,000kg以下】**

■補足

前輪中心から後輪中心までの距離が「**400cm**」を超える「**4WD車**」は、**入場前に必ず職員へ申告**してください。



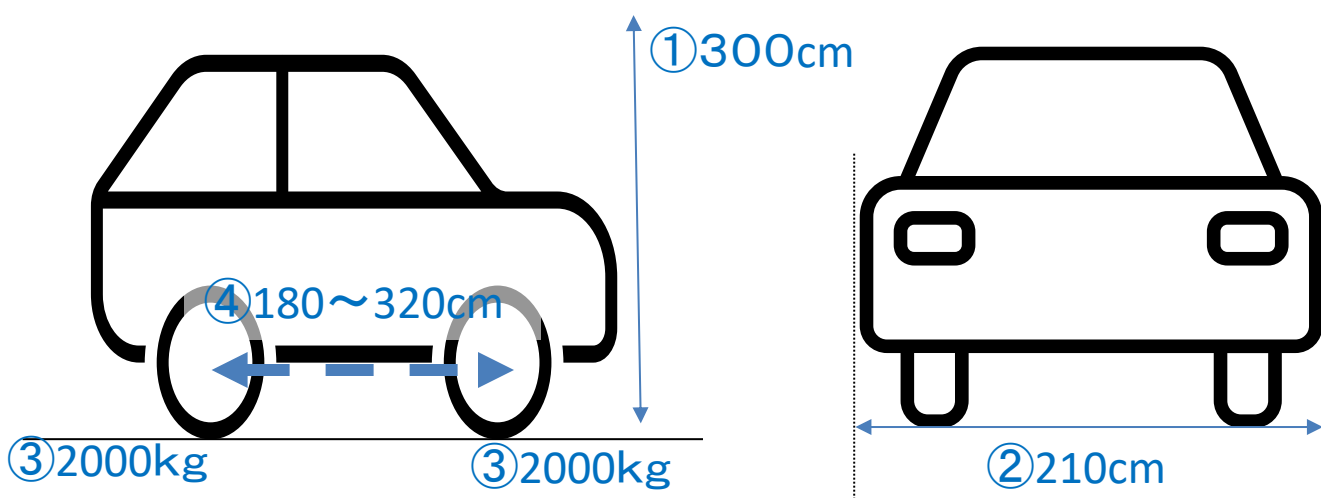
※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

3コースの受検案内について (入場前に必ず確認を)

3コースへの入場が可能な車両について、以下の制限を設けております。

■入場可能車両

- | | |
|--------------|----------------------|
| ①自動車の高さ | <u>【300cm以下】</u> |
| ②自動車の幅 | <u>【210cm以下】</u> |
| ③自動車の軸重 | <u>【2000kg以下】</u> |
| ④軸距(ホイールベース) | <u>【180cm～320cm】</u> |



4コース(二輪車)の受検案内について (入場前に必ず確認を)

4コースへの入場が可能な車両について、以下の制限を設けております。

■入場可能車両

①二輪自動車であって軸重【**400kg以下**】

■注意事項

※側車付きオートバイ、三輪以上の車輪を有する**車両は入場できません。**

※最低地上高の低い車両、幅の広いタイヤ又は扁平率の低いタイヤを装着した車両は、**入場前に必ず申告**してください。

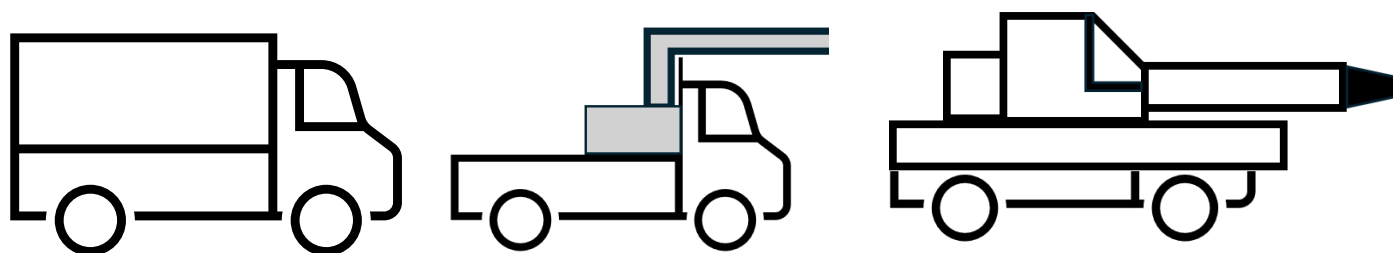


DSコースの案内について 高さ制限があります！ 入場前に必ず確認を！

■ 下記に該当する自動車は入場前に
職員へ 確認をお願いします。

- ① 高さ **【370cmを超える車両】**
- ② 幅 **【250cmを超える車両】**
- ③ 長さ **【1100cmを超える車両】**
- ④ 軸重 **【10,000kgを超える車両】**
- ⑤ 大型特殊自動車
- ⑥ 車両の前方又は上部にクレーン等の装置を備える自動車

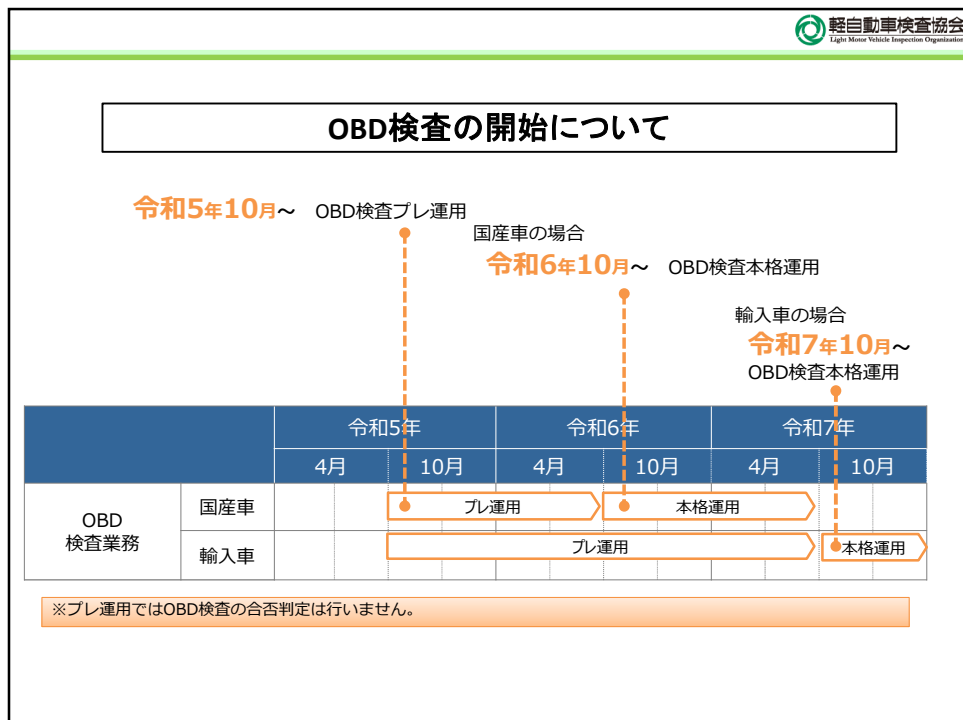
※ 形状の例



令和8年度 整備主任者・検査員研修 【沖縄版教材】



1



2

OBD検査の開始について

車検時の新たな検査項目として
「OBD 検査」が追加されました。



OBD 検査
ポータルサイト



「OBD 検査」とは、自動運転技術などに用いられる電子制御装置が適切に機能しているかを検証する検査です。即ち定まる自動車検査（車検）の検査項目として、令和 6 年 10 月以降（輸入車は令和 7 年 10 月以降）に新たに追加されました。

OBD 検査の対象となる車は車検証の備考欄に、「OBD 検査対象」と記載があります。



令和 3 年 10 月（輸入車は令和 4 年 10 月）以降の
ニューモデルからの対象。それ以外は対象外

記載があっても以下の場合は検査不要です

- 車検の日が令和 6 年 9 月 30 日以前（輸入車は令和 7 年 9 月 30 日以前）
- 車検の日が型式指定年月日から 2 年を経過していない
- 車検の日が初年度検査年月または初年度検査年月の前月の末日から起算して 10 ヶ月を経過していない

どんな装置を検査するの？



国土交通省 NAO 自動車技術総合機構 軽自動車検査協会

OBD検査対象車

令和3年10月以降のニューモデルからが対象

車検証の備考欄に、「OBD検査対象」と記載があります

※記載があっても以下の場合には検査不要

- ・車検の日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）
- ・車検の日が型式指定年月日から2年経過していない
- ・車検の日が初年度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

3

OBD検査の開始について(令和6年10月～)

National Agency for
Automobile and Land Transport Technology

検査コースにおけるOBD検査の流れ(プレ運用・本運用共通)

OBD検査の基準適合性審査は、**検査担当者が次の手順により実施します。**

- ①検査コースの入口において自動車検査証等の二次元コードを読み取り、OBD検査が必要かどうかを、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ②OBD検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続して、車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ③OBD検査用サーバが分析及び照会した結果の応答を待ち、基準適合性の判定結果を検査用端末で確認します。

注1: データリンクコネクタへの検査用スキャンツールの接続/取外しは、原則として検査担当者が実施します。

注2: 運転者席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。また、必要に応じ、データリンクコネクタ近辺のカバー類の取外しをお願いします。

注3: 検査担当者の指示により、原動機の始動(電気自動車又はハイブリッド自動車は走行可能状態(READYの状態))と停止の操作をお願いします。

OBD検査は
検査コースの入口において実施します



Light Motor Vehicle Inspection Organization

3 軽自動車検査協会

4

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

軽自動車の「次回自動車重量税額照会サービス」について

重要なお知らせ

軽自動車の次回重量税額照会サービスが始まりました。

軽自動車検査協会HPからボタンをクリックしてください。
スマートフォンはこちら⇒

① 車台番号を全角入力（すべて半角で入力してください）
② 受検予定日をカレンダーから入力
③ 照会ボタンをクリック
※ご利用可能時間 9:00～21:00
（年末年始（12/29～1/3）及びメンテナンス時を除く）

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

■利用手順

軽自動車検査協会HPにある「次回自動車重量税額照会サービス」のリンクをクリック

- ステップ 1：お手元に自動車検査証等をご用意ください。
- ↓
- ステップ 2：次回自動車重量税額照会入力画面を開いてください。
- ↓
- ステップ 3：車台番号を入力してください。（必須）
- ↓
- ステップ 4：検査予定日を入力してください。（必須）
- ↓
- ステップ 5：照会ボタンを押してください。
- ↓
- ステップ 6：照会結果が表示されます。

5

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)について

令和5年1月から、
軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)で、
継続検査窓口での
納税証明書の提示が
不要になります！

国土交通省・総務省・軽自動車検査協会・地方税共同機構

令和5年1月より、継続検査申請時に軽JNKSへ確認する事により、納税の確認が出来る車両においては、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となります。

ただし、以下のようなケース等では、納税証明書の提示が必要な場合がありますのでご注意ください。

- ・納付したばかりのため、軽JNKSに情報が反映されていない場合。
- ・対象車両に過去の未納がある場合。
- ・他の市区町村から引っ越して間もない場合。

※軽JNKSに関するお問い合わせは各市区町村の軽自動車税担当課へお問い合わせください。
※軽JNKSパンフレット画像を使用

6

4月より、車検を受けられる期間が延びました 年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします

軽自動車検査協会からのお知らせ

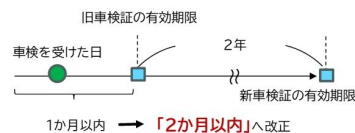
車検を有効期間満了日の2か月前から受けられるのは令和7年4月1日からです!!

残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査（車検）を受けられる期間は、これまで、自動車検査証の有効期間が満了する日の「1か月前」と規定されていましたが、令和7年4月1日から「2か月前」となります。

車検の受検可能期間の拡大（今次改正）

【現行】 ※自家用乗用車の2回目以降の車検の例
車検の有効期限前1か月以内に受検すると、
新車検査の有効期限を旧車検査の有効期限から
2年間とすることができる。

【改正後】
車検の有効期限前2か月以内に受検すると、
新車検査の有効期限を旧車検査の有効期限から
2年間とすることができる。



継続検査を受ける際に、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受けられる期間は、これまで、自動車検査証の有効期間が満了する日の「1ヶ月前」と規定されていましたが、令和7年4月1日より全国一律「2ヶ月前」となりました。

注：離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、従前より「2ヶ月前」と規定。今般、変更なし。

指定継続申請の際のお願いについて

1/3

・**保安基準適合証**について、**書タイプと電子タイプの両方が混在する場合**は、クリアファイル等で**それぞれ分けて提出**頂くようお願いいたします。

理由：紙保適と電子保適が混在していると、審査に時間を要します。

・複数件申請がある場合は、**OCRシートと保安基準適合証等の他の書類**をクリップ等で**分けて提出**頂くようお願いいたします。

理由：書類を受け取ってから、1件ずつOCRシートを外す作業に時間を要します。

・**複数件申請**される場合は、**申請件数チェックシートを添付**して頂くようお願いいたします。また、件数に間違いが多々ありますので、間違いのないようにお願いします。

理由：申請された書類を確実に、お返しするため申請された件数の把握が必要です。

指定継続申請のOCRの記入について

2/3

紙タイプの保適による申請の際は、OCRシート右上の、以下の3点を必ず記入して頂きますようお願いいたします。未記入の場合、エラーとなり時間を要してしまいます。

・証明書指示に「1」保・自提出

The form is titled '軽専用第2号様式' (Light Vehicle Special Form No. 2). It contains several sections with checkboxes and input fields. A callout points to the '証明書指示' (Certificate Instruction) section where '1' is entered. Another callout points to the '整備工場コード' (Repair Shop Code) section where '99-0000' is entered. A third callout points to the '走行距離計表示値' (Odometer Reading) section where '12300' is entered. The form also includes a '記入例' (Entry Example) section with the text 'AB3-1234567'.

・整備工場コードに「99-0000」
※○に左詰めで指定番号

・走行距離計表示値

9

指定継続申請のOCRの記入について

3/3

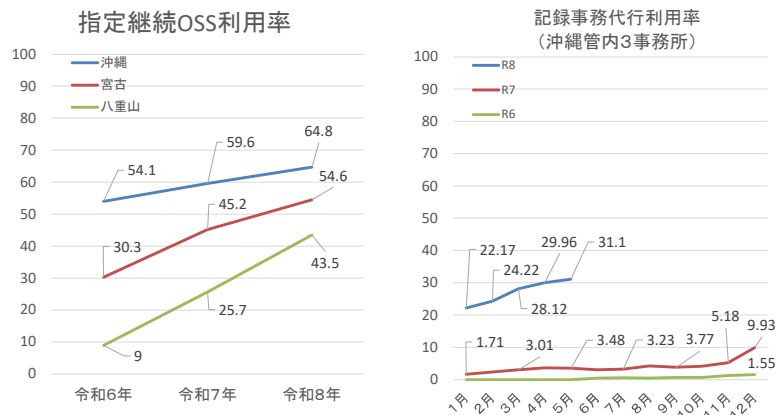
電子タイプの保適による申請の際は、OCRシート右上の、以下の3点は記入しないで下さい。記入されますと、エラーとなり時間を要してしまいます。

The form is identical to the one in slide 9, but with red circles around the '証明書指示', '整備工場コード', and '走行距離計表示値' sections. Red arrows point from these sections to a callout box on the right, indicating that these fields should not be filled for electronic-type applications.

・電子保適の際は、
記入不要

10

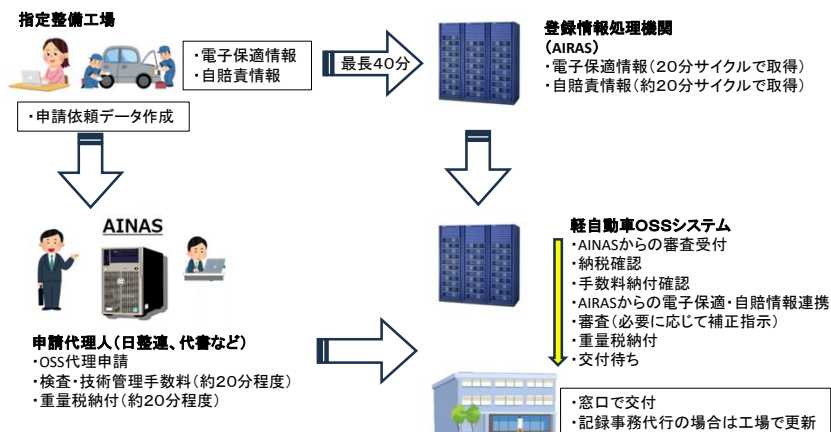
軽自動車OSS(新車・継続検査(指定整備))について



軽自動車OSSの利用普及にむけて
ご協力願います。

11

軽自動車OSS継続検査(指定整備)の流れについて



12

軽自動車OSS継続検査(指定整備)のお願いについて

- ・電子保適へのデータや申請書へのデータ入力について、必ず自動車検査記録事項(A4の紙)の内容は使わず、必ず電子検査証の内容をアプリで確認して、そのデータを使用すること。電子保適も申請書も住所、名前の入力間違いが多いです。
 - ・住所の一部抜け。又は車検証に記載のない「字(あざ)」が入力されている。
 - ・使用者名の間違い等

※アプリ(オンラインモード)でデータが読めない場合はICチップの不具合又は過去に再交付されて無効化されている場合があります。その場合は申請前に再交付が必要になります。
- ・最終検査申請日について、入力する必要のないものも間違えて入力されているものが多いです。間違いのないようにお願いします。
- ・走行距離の誤入力が多いので、電子保適を送信する前に確認してください。逆転している場合は修正方法について相談してください。
- ・窓口で交付依頼する場合に、自動車検査記録事項(A4の紙)もつけて出される事業者もありますが、提出不要です。

13

軽自動車OSS継続検査(指定整備)のお願いについて

- ・交付に必要なQRコードについて、QRコード部分が汚れたり、低画質やFAXによる印刷ですと読めない場合が多いので、高画質で印刷されたものを準備するようお願いいたします。
- ・窓口でファイルに入れて提出するときは件数チェックシートに記入して出すようお願いいたします。件数が間違えているケースが多いので間違いのないようにお願いします。
- ・OSSは申請から交付待ちになるまで時間(およそ1時間20分程度)を要します。また、申請受付終了後にOSS申請されたものは、翌日の事務所が開く日に支払いが始まるため、朝早く交付依頼しても、支払いが終わってない又は、電子保適が到達しておらず、申請内容がこちら側で把握できないケースもありますので、交付待ちになっているか確認してから窓口への提出をお願いします。

14

最新の有効な自動車検査証の確認について(電子車検証)

令和6年1月より自動車検査証がICタグを備えた電子車検証に変わりました。
車検証閲覧アプリの**オンラインモード**での情報取得が可能であれば最新の有効な自動車検査証ということになります。

※オフラインモードでは不可

自動車検査証が紛失等して再交付された場合、無効化され、「有効ではない自動車検査証」となります。

指定工場、認証工場に限らず、車検証閲覧アプリを活用し車両情報の確認と合わせて最新の有効な車検証であるの確認をお願いします。

リコール情報や車検に関するお知らせ等も確認することができます。



15

軽自動車OSS継続検査(指定整備)について

過去に車検証が再交付されている申請の取扱の改善

対処方法

車検証が再交付されている車両か否かにかかわらず下記の番号を継続検査申請書(電子)に設定してください

目視審査待ちにならず、処理がスムーズになります(補正件数の減少)

『電子車検証』の場合: 電子車検証管理番号13ケタ(例: 1234567890123)

『紙車検証』の場合: 受理番号および発行年月日11ケタ
(例: 12345051002: 受理番号12345・発行年月日令和5年10月2日のケース)



※チェック機能が働き、値が一致しない場合は、ここで申請手続きが無効となる。
→最新の有効な自動車検査証かの判別機能も有しています。

16

すべての申請へのお願い

1/2

・提出書類に領収書、請求書、リサイクル券、点検ステッカー等の申請に**不必要な書類を混同させないで**ください。

理由：返却漏れや紛失等によりトラブルの原因となります。

・中古新規の際、**返納証明書にリサイクル券をホッチキス止めしないで**ください。

理由：ホッチキスを外すのに時間を要します。また、返却漏れも懸念されます。

・**点検整備記録簿**（お客様控、整備工場控）は**検査票と切り分けて**提出してください。

理由：検査票と切り分けるのに時間を要します。また、返却漏れも懸念されます。

・**OCRシートへは**、楷書で**丁寧な記載**をお願いいたします。

理由：機械が誤読することにより、修正作業に時間を要します。また、車検証への誤記載が懸念されます。

17

すべての申請へのお願い

2/2

・当協会ホームページよりOCRシートをダウンロードして印刷する場合は、A4サイズの**白色の印刷用紙に、印刷時の設定で「実際のサイズ」を選択していることを確認**し印刷してください。

理由：「実際のサイズ」を選択しなかった場合、微妙に縮小されて印刷される場合があります。縮小されて印刷された場合機械で読込めませんので、再度記入していただく場合がありますので、ご了承ください。

なお、OCR申請書をコピーされたものは受理できません。

・OCRシートを手書きではなく、PCにて入力し印刷される場合は**枠からずれないように**お願いします。

理由：機械が誤読することにより、修正作業に時間を要します。また、車検証への誤記載が懸念されます。

・OCRシートを手書きではなく、PCにて入力し**印刷される場合**は機械で読み取れるよう**文字の濃さを調整**願います。

理由：文字が薄いと機械が読み取れないばかりか手作業による入力に時間を要します。また、車検証への誤記載が懸念されます。

18

申請書類提出順序のお願いについて

継続検査(持込)

1. 自動車検査証
2. 検査票
3. OCRシート
4. 重量税納付書
5. 納税証明書※
6. 自賠責保険※

※提出の場合

継続検査(指定)

1. OCRシート(複数件
出す場合は、まとめて
ください)
2. 保安基準適合証※
3. 重量税納付書
4. 自動車検査証
5. 納税証明書※

※提出の場合

中古新規(持込)

1. 検査票
2. 返納証明書
(譲渡書)
3. OCRシート
4. 申請審査書
(申請依頼書)
5. 住民票
6. 重量税納付書
7. 自賠責保険※
8. 税申告書

※提出の場合

※自動車検査記録事項(A4の紙)は添付しないでください。

車検証の記載内容は複雑化してきており、審査項目も増えております。
申請者の方の、お待ちいただく時間を少しでも減らしたいと考えておりますので、申請
書類の提出順序について御協力をお願いいたします。

19

軽自動車の年次検査について

自家用車活用事業(日本版ライドシェア)の用に供する軽自動車
及び**内燃機関を有する軽自動車のタクシー(福祉タクシーを除く。)**
については、道路運送車両法に基づく検査(継続検査等)に加えて、
有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前ま
での間に、指定自動車整備事業者又は軽自動車検査協会に当該
自動車を提示し、道路運送車両の保安基準に適合することの確認
を受けることとなりました。

20

持ち込み検査における年次検査の流れ

検査予約

継続検査等と同様に予約が必要です。当協会予約システムにて予約を行う場合は、〔継続検査〕を選択してください。予約画面に自動車検査証の有効期間の満了する日の変更される旨の案内が表示されますが、年次検査においては有効期間の更新を行わないため、そのまま予約を完了してください。

検査手数料

2,100円(技術情報管理手数料は不要)

受検書類

①自動車検査証 ②検査票 ③年次検査受検申出書(様式1)

21

年次検査受検申出書 (記入例)

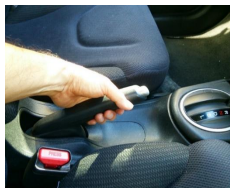
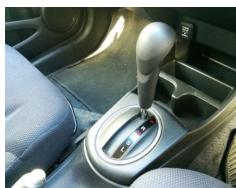
年次検査受検申出書		受検日	年	月	日
軽自動車検査協会 随筆系段					
年次検査受検申出書					
下記の事項について ☐ 自動車検査証の効力に関する事項(軽自動車検査証の効力に関する事項)について(自動車検査証の効力に関する事項) ☐ 自動車検査証の効力に関する事項(軽自動車検査証の効力に関する事項)について(自動車検査証の効力に関する事項) (いかなる場合においても)					
に定められた年次検査の受検を申し出ます。					
【車両情報】					
車	種	号	沖縄 580 あ 0000		
車	台	号	ABC-1234567		
【受検者情報】					
法人タクシー事業者名	株式会社 軽快タクシー				
法人タクシー事業所住所	沖縄県浦添市港川512-12				
受検者氏名	〇〇自動車整備工場				
受検者連絡先	〇〇自動車整備工場				
					予約確認欄
年次検査手数料印刷表示箇所 出年次検査手数料: 2,100円					

22

受検者の皆様へ

検査場内事故防止のため、検査時は以下の事項を遵守するようご協力をお願いします。

- ・ 検査は焦らず、慌てずに行動すること。
- ・ 検査中は車両の前後に立たないこと。
- ・ 検査場内での追突事故等を防止するため、車両を停止するときは、**ギヤをパーキング又はニュートラルにし、サイドブレーキを必ず引くこと。**



- ・ 同一性の確認又は検査員の指示によりボンネットを開ける時は、必ずエンジンを停止し、支持棒等により保持した状態にしてください。
- ・ 夏季はボンネットが熱くなっていますので、火傷防止のため手袋等を使用してください。
- ・ サングラ、スリッパ等運転装置に誤操作の恐れのある履物での受検はご遠慮ください。
- ・ 検査コース内は、携帯電話使用禁止です。スマートフォン等の操作もご遠慮下さい。
- ・ 検査コース内は、禁煙です。

23

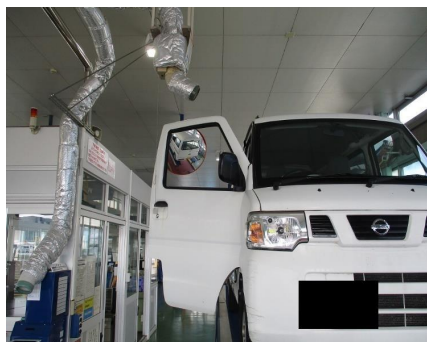
ドライブオンリフトによる下回り検査のハンドル操作の手順について



誘導のとおりハンドル操作を行なわないと、車両の損傷や受傷の恐れがありますので検査員の誘導に従って、ハンドル操作をお願いします。

24

ドライブオンリフトによる下回り検査での注意事項



注意事項

リフト上では…

○エンジンを停止してください

○シフトレバー位置を、パーキング又はニュートラルにしてください

○駐車ブレーキを掛けてください

○ドアを開けないでください

○検査員の誘導に従ってください

25

構内事故防止にご協力をお願いします。



事務所出入口付近は見通しが悪いにもかかわらずスピードを出して走行している車両があり、退出時、一時停止しないと衝突する恐れがあります。

交通量が増えているので、必ず**一時停止し左右確認**を行ってください。

検査場出口、退出時に一時停止しない車両があります。付近に横断歩道もあり、横断者と接触する恐れがあるため、必ず**一時停止し左右確認**を行ってください。

26

車両操作ミスによる事故多発中！！



追突されライトテスト
に衝突！！



アクセルペダルとブレーキペ
ダルの踏み間違い、シフトレ
バーの位置確認不足など、
車両操作のミスによる事故
が多発しています。車両の
移動の際は十分に注意をさ
れますようお願いします。



27

構内事故防止強化月間について(令和8年5月)

構内事故防止強化月間 - 令和7年5月 -



ペダル操作に注意！！

構内駐車場に停車し、音響を確認してい
たところ、キアを誤し忘れ確認に衝突。



駐車場へ移動して停車させる際に、室内前
部に気づかず看板に衝突。

焦らず、落ち着いて
確実な操作を！！



B8ライトの停止位置に合わせようとした際
にペダルの間に足が挟まり、制御室等に衝突。



待機中にて、前の車両に引き寄せられた際
にペダルを踏み間違い、他の交差車両及
びフェンスに衝突。

受検者の確認不足及び不注意並びに車両操作ミ
スが起因となる事故が多発しております。
(令和5年度3.7件 令和6年度3.7件)
構内での移動やコース内での車両の操作は、確
実に操作していただきますようお願いいたします。

軽自動車検査協会 沖縄事務所

受検者の皆様へ

スピードメーター検査時に検査ローラーが降
下する前に車両を前進させ、ヘッドライトテ
スタに接触する事故が発生しました。



スピードメーター検査前には、次の2点を確認！！
・前輪停止位置に前輪タイヤが止まっていること
・検査ローラー（黄色）が降下していること



検査中にアクセルを踏んで前進する場合は、直ちに検査
を中断し、検査職員へ申し出ください。

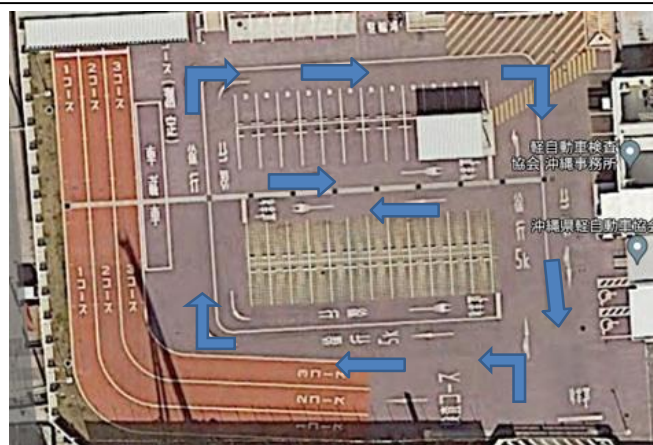
28

構内事故防止強化月間について(令和8年5月)

事故動画の再生

29

構内駐車場レイアウト変更について



〈外周一方通行化〉

令和3年12月より、駐車スペースの確保と、構内事故防止の観点から、外周一方通行化に変更となっております。

30

ご清聴ありがとうございました。



MEMO